令和６年　新刊・改訂

# 診療報酬点数表

## 関連図書のご案内

医療・
介護・障害の
トリプル改定

最新の情報にアップデートして，充実のラインアップでお届けします

社会保険研究所

## 令和６年度診療報酬改定に向けた議論

**診療報酬・調剤報酬**については，原則２年に一度（薬価は平成30年度からは毎年），**介護報酬・障害福祉サービス**については，原則３年に一度，大きな見直しが行われており，令和６年度はこのすべてが改定される**トリプル改定**の年となります。

診療報酬全体の増減については，内閣が来年度予算案とともに改定前年の12月中旬頃に改定率を決定することとなっています。また，改定に当たっては，社会保障審議会医療保険部会および医療部会で改定の大きな枠組みとなる**基本方針**が改定前年の12月上旬頃に決められます。中央社会保険医療協議会（中医協）では，その基本方針に基づいた個別具体的な議論を経て，改定年の２月上旬に答申が行われ，例年は４月から新しい診療報酬・調剤報酬が適用されていました。

ただし，令和６年度の診療報酬・調剤報酬改定では，医療機関・ベンダー等の業務負荷軽減等といった診療報酬改定ＤＸの観点から，新しい診療報酬・調剤報酬の**適用日が６月１日に後ろ倒し**となります。なお，**薬価改定については今までどおり４月１日からの適用**となることに注意が必要です。

また，看護職員等の処遇改善や，令和６年４月から始まる**医師の働き方改革**による時間外労働の上限規制などは，診療報酬改定にも多大な影響を及ぼします。基本方針においても，【重点課題】として「現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進」が掲げられています。

そのほか，改定の基本的視点と具体的方向性としては，「ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化･推進や医療ＤＸを含めた医療機能の分化･強化、連携の推進」，「安心・安全で質の高い医療の推進」，「効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上」が挙げられています。

## 令和６年度診療報酬改定の基本方針の概要

### 改定に当たっての基本認識

- 物価高騰・賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、患者負担・保険料負担の影響を踏まえた対応
- 全世代型社会保障の実現や、医療・介護・障害福祉サービスの連携強化、新興感染症等への対応など医療を取り巻く課題への対応
- 医療DXやイノベーションの推進等による質の高い医療の実現
- 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

## 改定の基本的視点と具体的方向性

### ⑴現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進【重点課題】

【具体的方向性の例】

- 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組
- 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング／タスク・シフティング、チーム医療の推進
- 業務の効率化に資するICTの利活用の推進、その他長時間労働などの厳しい勤務環境の改善に向けての取組の評価
- 地域医療の確保及び機能分化を図る観点から、労働時間短縮の実効性担保に向けた見直しを含め、必要な救急医療体制等の確保
- 多様な働き方を踏まえた評価の拡充
- 医療人材及び医療資源の偏在への対応

### ⑵ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進

【具体的方向性の例】

- 医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進
- 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組
- リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進
- 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価
- 外来医療の機能分化・強化等
- 新興感染症等に対応できる地域における医療提供体制の構築に向けた取組
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の機能の評価
- 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

### ⑶安心・安全で質の高い医療の推進

【具体的方向性の例】

- 食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰を踏まえた対応
- 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価
- アウトカムにも着目した評価の推進
- 重点的な対応が求められる分野への適切な評価（小児医療、周産期医療、救急医療等）
- 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進
- 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進、病院薬剤師業務の評価
- 薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進
- 医薬品産業構造の転換も見据えたイノベーションの適切な評価や医薬品の安定供給の確保等

### ⑷効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上

【具体的方向性の例】

- 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進、長期収載品の保険給付の在り方の見直し等
- 費用対効果評価制度の活用
- 市場実勢価格を踏まえた適正な評価
- 医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進（再掲）
- 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価（再掲）
- 外来医療の機能分化・強化等（再掲）
- 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進（再掲）
- 医師・病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進
- 薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進（再掲）

# 令和6年 診療報酬改定 ご案内図書一覧

## 1 令和6年改定 改正点の解説

6

**診療報酬点数表**
**改正点の解説（医科・調剤）**
B５判・約1,500頁
定価　本体5,000円+税(税込5,500円)
3月発刊予定

8

**診療報酬点数表**
**改正点の解説（歯科）**
B５判・約550頁
定価　本体2,600円+税(税込2,860円)
3月発刊予定

9

**診断群分類点数表**
**DPC 改正点の解説**
A４判・約650頁
定価　本体6,200円+税(税込6,820円)
4月上旬発刊予定

## 2 令和6年改定 速報図書

10

**医科診療報酬点数表**
B５判・本文２色・約1,030頁
定価　本体3,000円+税(税込3,300円)
４月上旬発刊予定

12

**歯科診療報酬点数表**
B５判・約300頁
定価　本体2,200円+税(税込2,420円)
４月上旬発刊予定

13

**薬価基準点数早見表**
A５判・約1,100頁
定価　本体3,800円+税(税込4,180円)
３月発刊予定

## 3 点数表の解釈／DPC

14

**医科点数表の解釈**
A４判・２色・約2,000頁
定価　本体6,200円+税(税込6,820円)
６月発刊予定

18

**歯科点数表の解釈**
A４判・約1,050頁
定価　本体5,000円+税(税込5,500円)
６月発刊予定

19

**調剤報酬点数表の解釈**
A４判・約1,060頁
定価　本体4,500円+税(税込4,950円)
６月発刊予定

20

**DPC 電子点数表**
**診断群分類点数表のてびき**
A４判・約1,000頁
定価　本体7,200円+税(税込7,920円)
６月発刊予定

## 4 施設基準

22

**施設基準等の事務手引**
B５判・約1,600頁
定価　本体5,700円+税(税込6,270円)
7月発刊予定

24

**看護関連施設基準・**
**食事療養等の実際**
B５判・約1,300頁
定価　本体5,000円+税(税込5,500円)
10月発刊予定

## 5 検査／薬価／医薬品／特定保険医療材料

25

**検査と適応疾患**
A５判・２色・約570頁
定価　本体3,300円+税(税込3,630円)
４月発刊予定

26

**薬効・薬価リスト**
B５判・２色・約1,100頁
定価　本体6,700円+税(税込7,370円)
４月発刊予定

27

**投薬禁忌リスト**
B５判・２色・約620頁
定価　本体4,400円+税(税込4,840円)
４月発刊予定

28

**保険薬事典 Plus+**
A５判・２色・約1,100頁
定価　本体4,800円+税(税込5,280円)
３月発刊予定

29

**ジェネリック医薬品リスト**
A５判・２色・約640頁
定価　本体3,600円+税(税込3,960円)
８月発刊予定

30

**特材算定ハンドブック**
A５判・４色・約490頁
定価　本体5,200円+税(税込5,720円)
４月発刊予定

※　図書の表紙・内容見本はデザイン等を変更する場合があります。

31

**処置・手術と適応疾患＆特定保険医療材料**
A５判・２色・約450頁
定価　本体5,400円＋税(税込 5,940円)
7月発刊予定

## 6　レセプト・カルテ関連

32

**診療報酬とカルテ記載**
B５判・２色・約430頁
定価　本体4,300円＋税(税込4,730円)
10月発刊予定

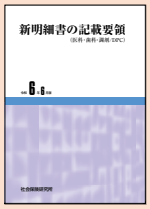

33

**新明細書の記載要領**
B５判・２色・約550頁
定価　本体3,400円＋税(税込 3,740円)
5月発刊予定

34

**保険者、公費負担者 番号・記号表**
B５判・約580頁
定価　本体8,200円＋税(税込 9,020円)
5月発刊予定

## 7　制度関連図書

35

**訪問看護業務の手引**
B５判・約800頁
定価　本体4,000円＋税(税込 4,400円)
6月発刊予定

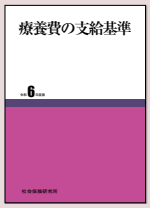

36

**療養費の支給基準**
B５判・約600頁
定価　本体 3,200円＋税 (税込 3,520円)
7月発刊予定

## 8　学習書（医療事務）

37

**DPC の基礎知識**
B５判・２色・約160頁
定価　本体 1,800円＋税(税込 1,980円)
6月発刊予定

38

**レセプト作成テキストブック**
B５判・約430頁
定価　本体3,900円＋税(税込 4,290円)
4月発刊予定

39

**保険診療**
**基本法令テキストブック**
B５判・約270頁
定価　本体2,600円＋税(税込 2,860円)
4月発刊予定

40

**事例で学ぶ**
**歯科レセプト 作成と点検**
B５判・２色・約420頁
定価　本体4,400円＋税(税込 4,840円)
７月発刊予定

## 9　診療報酬関連図書（既刊）

41

**公費医療・難病医療ガイド**
B５判･516頁
定価　本体4,500円＋税(税込4,950円)

41

**医療・介護 高額ガイド**
B５判･２色･616頁
定価　本体4,000円＋税(税込4,400円)

42

**医科点数表 Q&A 集**
B５判･２色･1,112頁
定価　本体8,000円＋税(税込8,800円)

42

**電子処方箋・**
**オンライン資格確認 Q&A**
B５判･524頁
定価　本体3,500円＋税(税込3,850円)

43

**医療情報システム入門 2023**
B５判・304頁
定価　本体3,300円＋税(税込3,630円)

43

**中小医療機関のための**
**BCP 策定マニュアル**
B５判・２色・160頁
定価　本体2,200円＋税(税込2,420円)


データベース商品　44

介護報酬･障害報酬関連図書

| | |
|---|---|
| 介護報酬の解釈 1単位数表編 | 45 |
| 介護報酬の解釈 2指定基準編 | |
| 介護報酬の解釈 3Q A・法令編 | |
| 介護報酬　改正点の解説 | |
| 障害福祉サービス 報酬の解釈 | |
| 障害者福祉ガイド | |
| 介護施設･事業所のための BCP策定･見直しガイド | |

令和６年発刊予定一覧　46


図書の最新情報は，オンラインブックストアで確認できます（裏表紙参照）。各ページに QR コードを表示してありますので，ぜひご利用ください。

診療報酬点数表

# 改正点の解説（医科・調剤）

| 令和６年６月版 | ３月発刊予定 |
|---|---|

定価　本体 5,000 円＋税（税込 5,500 円）　B5判 約1,500頁

ISBN978-4-7894-1057-1 C3047 ¥5000E

商品 No.100119

## 診療報酬点数表改正時に最も早く出る解説書
## 新旧点数の対照表，改正関係告示・通知等を網羅

●各種団体の説明会においても使用される，**診療報酬改定に対応した速報版**です。

●医療機関にとっては，**新しい診療報酬点数表の内容をいち早く把握**することによって実施日に向けた対応を始めるための必携の書となっています。

●保険者，審査機関，教育機関においても広く利用されています。

| 本書の構成（予定） | | |
|---|---|---|
| 第１部 | 点数表　新旧対照表 | Ⅰ. 医科診療報酬点数表<br>基本診療料／特掲診療料／介護老人保健施設入所者に係る診療料／経過措置<br>Ⅱ. 調剤報酬点数表<br>Ⅲ. 指定訪問看護の費用の額の算定方法<br>Ⅳ. 療養担当規則等 |
| 第２部 | 関係告示 | 厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正<br>基本診療料の施設基準等<br>特掲診療料の施設基準等<br>訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等<br>等 |
| 第３部 | 関係通知 | 令和6年度診療報酬改定について<br>診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について<br>基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて<br>特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて<br>訪問看護療養費関係　各種通知等 |

**本書は，中央社会保険医療協議会資料および厚生労働省からの関係資料にもとづいて作成いたします。**

点数表を新旧対照形式で掲載予定

## 第２章　特掲診療料　第３部　検査（改正部分）

| 項　目 | 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|---|
| **通則** | | |
| | （略） | （略） |
| **第１節　検体検査料** | | |
| | **第１節　検体検査料**<br>通則　（略） | **第１節　検体検査料**<br>通則　（略） |
| **第１款　検体検査実施料** | | |
| | **第１款　検体検査実施料**<br>通則　（略）<br>区分 | **第１款　検体検査実施料**<br>通則　（略）<br>区分 |
| **（尿・糞便等検査）** | | |
| | **（尿・糞便等検査）**<br>**D000**　（略） | **（尿・糞便等検査）**<br>**D000**　（略） |
| 【点数の見直し】 | **D001　尿中特殊物質定性定量検査** | **D001　尿中特殊物質定性定量検査** |
| 【項目の見直し】 | 1　（略）<br>2　ＶＭＡ定性（尿）、尿グルコース　9点 | 1　（略）<br>2　ＶＭＡ定性（尿）、Bence Jones 蛋白定性（尿）、尿グルコース　9点 |
| | 3～7　（略） | 3～7　（略） |
| | 8　アルブミン定量（尿）　99点 | 8　アルブミン定量（尿）　102点 |
| | 9　トランスフェリン（尿）　101点 | 9　トランスフェリン（尿）　104点 |
| | 10　ウロボルフィリン（尿）、トリザリノーゲン２（尿）　105点 | 10　ウロボルフィリン（尿）　105点 |
| | 11～13　（略） | 11～13　（略） |
| | 14　コプロポルフィリン（尿）　131点 | 14　コプロポルフィリン（尿）　135点 |
| | 15　酉型コラーゲン（尿）　184点 | （新設） |
| | 16　（略） | 15　（略） |
| | （削る） | 16　酉型コラーゲン（尿）　189点 |
| | 17～21　（略） | 17～21　（略） |
| | 注　（略） | 注　（略） |
| | **D002・D002-2**　（略） | **D002・D002-2**　（略） |
| 【点数の見直し】 | **D003　糞便検査** | **D003　糞便検査** |
| | 1～8　（略） | 1～8　（略） |
| | 9　カルプロテクチン（糞便）　270点 | 9　カルプロテクチン（糞便）　276点 |
| 【点数の見直し】 | **D004　穿刺液・採取液検査** | **D004　穿刺液・採取液検査** |
| 【項目の見直し】 | 1　（略） | 1　（略） |
| | 2　関節液検査　50点 | （新設） |
| | 3～7　（略） | 2～6　（略） |
| | 8　顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）　119点 | 7　顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）　122点 |
| | 9　（略） | 8　（略） |
| | 10　ＩｇＧインデックス　402点 | 9　ＩｇＧインデックス　414点 |
| | 11　（略） | 10　（略） |
| | 12　ミエリン塩基性蛋白（ＭＢＰ）（髄液）　570点 | 11　ミエリン塩基性蛋白（ＭＢＰ）（髄液）　577点 |
| | 13～17　（略）<br>注　（略） | 12～16　（略）<br>注　（略） |
| | **D004-2**　（略） | **D004-2**　（略） |
| **（血液学的検査）** | | |
| | **（血液学的検査）**<br>**D005　血液形態・機能検査** | **（血液学的検査）**<br>**D005　血液形態・機能検査** |
| 【点数の見直し】 | 1～6　（略） | 1～6　（略） |
| 【項目の見直し】 | 7　血中微生物検査、ＤＮＡ含有赤血球計数検査　40点 | 7　血中微生物検査　40点 |
| | 8～13　（略） | 8～13　（略） |
| | 14　骨髄像　788点 | 14　骨髄像　812点 |
| | 注　（略） | 注　（略） |
| | 15　（略） | 15　（略） |
| 【点数の見直し】 | **D006　出血・凝固検査** | **D006　出血・凝固検査** |
| | 1～13　（略） | 1～13　（略） |
| | 14　Ｄダイマー定性　122点 | 14　Ｄダイマー定性　125点 |



| 項　目 | 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|---|
| | 15　（略） | 15　（略） |
| | 16　von Willebrand因子（ＶＷＦ）活性　129点 | 16　von Willebrand因子（ＶＷＦ）活性　132点 |
| | 17　Ｄダイマー　130点 | 17　Ｄダイマー　133点 |
| | 18・19　（略） | 18・19　（略） |
| | 20　凝固因子インヒビター　144点 | 20　凝固因子インヒビター　148点 |
| | 21　von Willebrand因子（ＶＷＦ）抗原　147点 | 21　von Willebrand因子（ＶＷＦ）抗原　151点 |
| | 22　プラスミン・プラスミンインヒビター複合体（ＰＩＣ）　154点 | 22　プラスミン・プラスミンインヒビター複合体（ＰＩＣ）　158点 |
| | 23　プロテインＳ抗原　158点 | 23　プロテインＳ抗原　162点 |
| | 24　プロテインＳ活性　163点 | 24　プロテインＳ活性　168点 |
| | 25　β-トロンボグロブリン（β-ＴＧ）、トロンビン・アンチトロンビン複合体（ＴＡＴ）　176点 | 25　β-トロンボグロブリン（β-ＴＧ）　177点 |
| | 26　（略） | 26　（略） |
| | （削る） | 27　トロンビン・アンチトロンビン複合体（ＴＡＴ）　181点 |
| | 27　プロトロンビンフラグメントＦ１＋２　192点 | 28　プロトロンビンフラグメントＦ１＋２　193点 |
| | 28　（略） | 29　（略） |
| | 29　フィブリンモノマー複合体　221点 | （新設） |
| | 30　（略） | 30　（略） |
| | （削る） | 31　フィブリンモノマー複合体　227点 |
| | 31　プロテインＣ抗原　232点 | 32　プロテインＣ抗原　239点 |
| | 32　プロテインＣ活性　234点 | （新設） |
| | 33　（略） | 33　（略） |
| | （削る） | 34　プロテインＣ活性　241点 |
| | 34・35　（略） | 35・36　（略） |
| 【注の見直し】 | 注　患者から１回に採取した血液を用いて本区分の14から33までに掲げる検査を３項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。<br>イ・ロ　（略） | 注　患者から１回に採取した血液を用いて本区分の14から34までに掲げる検査を３項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。<br>イ・ロ　（略） |
| | **D006-2**　（略） | **D006-2**　（略） |
| 【項目の見直し】 | **D006-3　BCR-ABL1** | **D006-3　Major BCR-ABL1（mRNA定量（国際標準値））** |
| | 1　Major BCR-ABL1（mRNA定量（国際標準値））<br>イ　診断の補助に用いるもの　2,530点<br>ロ　モニタリングに用いるもの　2,530点 | 1　診断の補助に用いるもの　2,530点<br>（新設）<br>（新設） |
| | 2　minor BCR-ABL mRNA<br>イ　診断の補助に用いるもの　2,530点<br>ロ　モニタリングに用いるもの　2,530点 | 2　モニタリングに用いるもの　2,530点<br>（新設）<br>（新設） |
| | **D006-4**　（略） | **D006-4**　（略） |
| 【項目の見直し】 | **D006-5　染色体検査（全ての費用を含む。）** | **D006-5　染色体検査（全ての費用を含む。）** |
| | 1　ＦＩＳＨ法を用いた場合　2,553点<br>2　その他の場合　2,553点<br>注１　分染法を行った場合は、分染法加算として、397点を所定点数に加算する。<br>注２　２については、流産検体を用いた絨毛染色体検査を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして施方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う場合に限り算定する。 | 2,631点<br>（新設）<br>（新設）<br>注　分染法を行った場合は、分染法加算として、397点を所定点数に加算する。<br>（新設） |
| 【注の追加】 | | |
| 【点数の見直し】 | **D006-6　免疫関連遺伝子再構成**　2,373点 | **D006-6　免疫関連遺伝子再構成**　2,429点 |
| 【点数の見直し】 | **D006-7　ＵＤＰグルクロン酸転移酵素遺伝子多型**　2,004点 | **D006-7　ＵＤＰグルクロン酸転移酵素遺伝子多型**　2,037点 |
| | **D006-8～D006-10**　（略） | **D006-8～D006-10**　（略） |
| 【点数の見直し】 | **D006-11　ＦＩＰ１Ｌ1-ＰＤＧＦＲα融合遺伝子検査**　3,105点 | **D006-11　ＦＩＰ１Ｌ1-ＰＤＧＦＲα融合遺伝子検査**　3,201点 |
| | **D006-12～D006-18**　（略） | **D006-12～D006-18**　（略） |
| 【項目の見直し】 | **D006-19　がんゲノムプロファイリング検査**　44,000点 | **D006-19　がんゲノムプロファイリング検査** |
| | （削る） | 1　検体提出時　8,000点 |



改正後の留意事項通知を掲載予定

診療報酬点数表

# 改正点の解説（歯科）

**令和６年６月版**　**３月発刊予定**

定価　**本体 2,600 円＋税（税込 2,860 円）**　B5判 約550頁

ISBN978-4-7894-1066-3 C3047 ¥2600E

商品 No.100147

## 診療報酬点数表改正時に最も早く出る，歯科では唯一の市販解説書
## 新旧点数の対照表，改正関係告示・通知等を網羅

●歯科医師会等の説明会においても使用される，**診療報酬改定に対応した速報版**です。

●医療機関にとっては，**新しい診療報酬点数表の内容をいち早く把握**することによって6月1日の実施に向けた対応を始めるための必携の書となっています。保険者，審査機関，教育機関においても広く利用されています。

| 本書の構成（予定） | | |
|---|---|---|
| 第１部 | 個別改定項目について | 主要歯科項目（抜粋）　等 |
| 第２部 | 点数表　新旧対照表 | Ⅰ．歯科診療報酬点数表<br>基本診療料／特掲診療料／経過措置<br>Ⅱ．療養担当規則　等 |
| 第３部 | 関係告示 | 厚生労働大臣が定める掲示事項等／基本診療料の施設基準等（抄）／特掲診療料の施設基準等（抄）　等 |
| 第４部 | 関係通知 | 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（抄）／基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（抄）／特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（抄）／特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について　等 |

本書は，中央社会保険医療協議会資料および厚生労働省からの関係資料にもとづいて作成いたします。

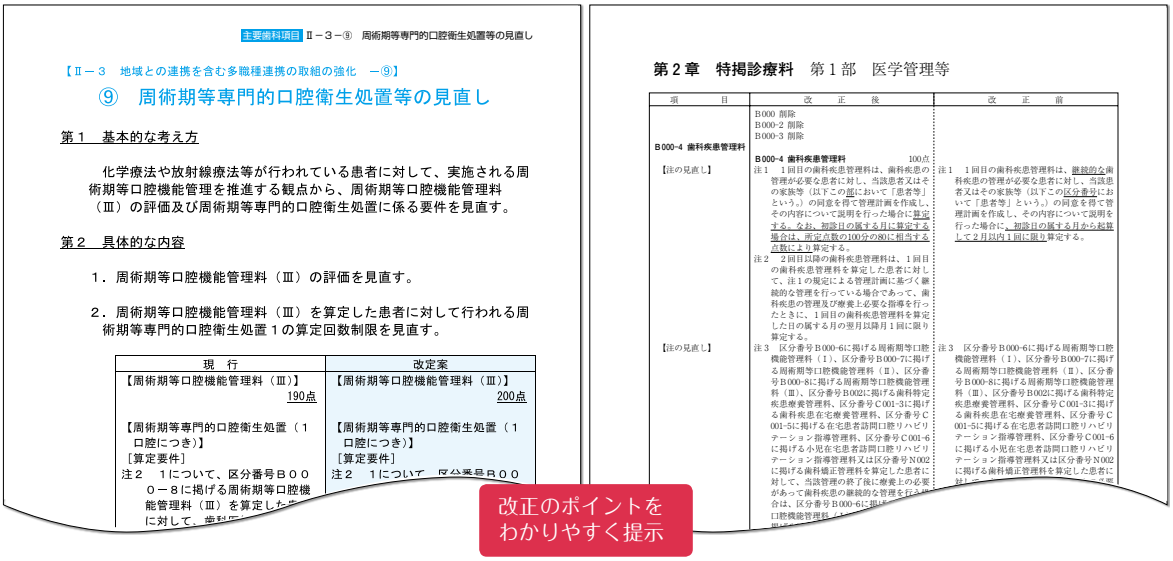

主要歯科項目 Ⅱ－３－⑨　周術期等専門的口腔衛生処置等の見直し

【Ⅱ－３　地域との連携を含む多職種連携の取組の強化　－⑨】

⑨　周術期等専門的口腔衛生処置等の見直し

第１　基本的な考え方

化学療法や放射線療法等が行われている患者に対して、実施される周術期等口腔機能管理を推進する観点から、周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）の評価及び周術期等専門的口腔衛生処置に係る要件を見直す。

第２　具体的な内容

１．周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）の評価を見直す。

２．周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）を算定した患者に対して行われる周術期等専門的口腔衛生処置１の算定回数制限を見直す。

| 現　行 | 改定案 |
|---|---|
| 【周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）】 190点 | 【周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）】 200点 |
| 【周術期等専門的口腔衛生処置（１口腔につき）】<br>［算定要件］<br>注２　１について、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）を算定した | 【周術期等専門的口腔衛生処置（１口腔につき）】<br>［算定要件］<br>注２　１について、区分番号Ｂ００ |

第２章　特掲診療料　第１部　医学管理等

| 項　目 | 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|---|
| | Ｂ000 削除<br>Ｂ000-2 削除<br>Ｂ000-3 削除 | |
| Ｂ000-4 歯科疾患管理料 | **Ｂ000-4 歯科疾患管理料**　100点 | |
| 【注の見直し】 | 注１　１回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等（以下この節において「患者等」という。）の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に算定する。なお、初診日の属する月に算定する場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。<br>注２　２回目以降の歯科疾患管理料は、１回目の歯科疾患管理料を算定した患者に対して、注１の規定による管理計画に基づく継続的な管理を行っている場合であって、歯科疾患の管理及び療養上必要な指導を行ったときに、１回目の歯科疾患管理料を算定した日の属する月の翌月以降月１回に限り算定する。 | 注１　１回目の歯科疾患管理料は、継続的な歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等（以下この区分番号において「患者等」という。）の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に、初診日の属する月から起算して２月以内１回に限り算定する。 |
| 【注の見直し】 | 注３　区分番号Ｂ000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）、区分番号Ｂ000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）、区分番号Ｂ000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）、区分番号Ｂ002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号Ｃ001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号Ｃ001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、区分番号Ｃ001-6に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は区分番号Ｎ002に掲げる歯科矯正管理料を算定した患者に対して、当該管理の終了後に療養上の必要があって歯科疾患の継続的な管理を行う場合は、区分番号Ｂ000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）を | 注３　区分番号Ｂ000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）、区分番号Ｂ000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）、区分番号Ｂ000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）、区分番号Ｂ002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号Ｃ001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号Ｃ001-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、区分番号Ｃ001-6に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は区分番号Ｎ002に掲げる歯科矯正管理料を算定した患者に対して、当該管理の終了後に療養上の必要 |

改正のポイントをわかりやすく提示

診断群分類点数表

# DPC 改正点の解説

**令和６年６月版**　**４月上旬発刊予定**

定価　**本体 6,200 円＋税（税込 6,820 円）**　A4判 約650頁

ISBN978-4-7894-1596-5 C3047 ¥6200E

商品 No.110891

## 診断群分類点数表改正に関する速報版
## 改正内容の概要から詳細な内容まで解説し，改正関係告示・通知等も網羅

●各種団体の説明会においても使用される，診断群分類点数表改正に対応した速報版です。

●改正の概要がわかる解説資料や告示，全診断群分類のツリー図と定義テーブルを含めた通知を収録いたします。

| 本書の構成（予定） | | |
|---|---|---|
| 第１部 | 令和６年度診療報酬改定における「個別改定項目について」 | 個別改定項目について（抄）／厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（新旧対照表） |
| | 参考 | 令和６年度診療報酬改定の概要（DPC ／ PDPS） |
| 第２部 | 告示 | 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法／厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第１項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者／厚生労働大臣が定める傷病名，手術，処置等及び定義副傷病名／厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院，基礎係数，機能評価係数Ⅰ，機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数 |
| 第３部 | 通知 | 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について／■全診断群分類ツリー図　■全診断群分類定義テーブル／厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第１項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者について／厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第５項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が実施する調査について |

**本書は，中央社会保険医療協議会資料および厚生労働省からの関係資料にもとづいて作成いたします。**

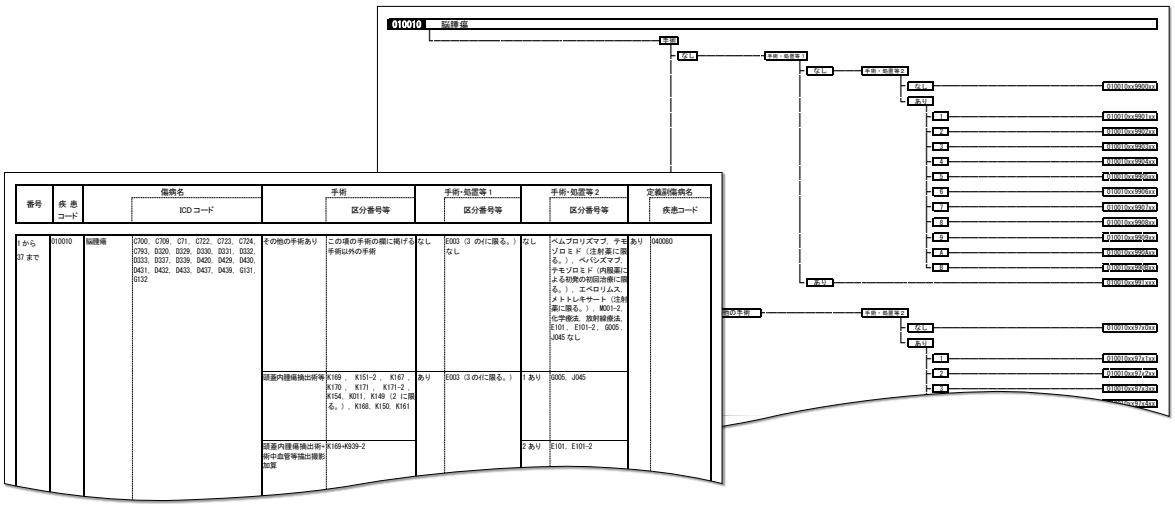

# 医科診療報酬点数表

| 令和６年６月版 | ４月上旬発刊予定 |
|---|---|

定価　**本体 3,000 円+税（税込 3,300 円）**　　B5判 本文2色 約1,030頁

ISBN978-4-7894-1062-5 C3047 ¥3000E

商品 No.100022

## 本文２色による構成，改定による変更箇所には下線を表示
## 独自の編集によるフルカラーの早見表や別紙様式も掲載

●**本文２色，変更箇所への下線表示**等の工夫により理解しやすく，**初めて点数表を使う方やまだ点数表を使い慣れていない方**にもおすすめの『医科点数表　実務書』の決定版です。

●左欄に点数表，右欄には算定上の留意事項等を掲載するといった，長年親しまれてきた伝統的な構成に加えて，**注に規定する加算の名称や，算定単位・回数などの書体を強調**し，さらにわかりやすく工夫してあります。

●巻頭にはオリジナル編集による**フルカラーのわかりやすい早見表**，区分番号レベルまで収載した**詳細目次**，巻末には区分番号・掲載ページを素早く検索できる**50音索引**を掲載しています。

| 本書の構成（予定） | | |
|---|---|---|
| **早見表** | 点数表の主要項目を網羅したフルカラーの早見表。点数表以外の関連する内容，調剤報酬の早見表も収載。 | |
| **医科診療報酬点数表** | 第１章　基本診療料／第２章　特掲診療料／第３章　介護老人保健施設入所者に係る診療料／第４章　経過措置 | |
| **別紙様式**（点数表中に別紙様式の記述がある部分には掲載頁を示しました） | | **食事療養及び生活療養の費用額算定表** |
| **関係告示** | 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等／複数手術に係る費用の特例／入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等／特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準） | |
| 50音索引（点数表の項目から区分番号・頁数の検索が可能） | | |

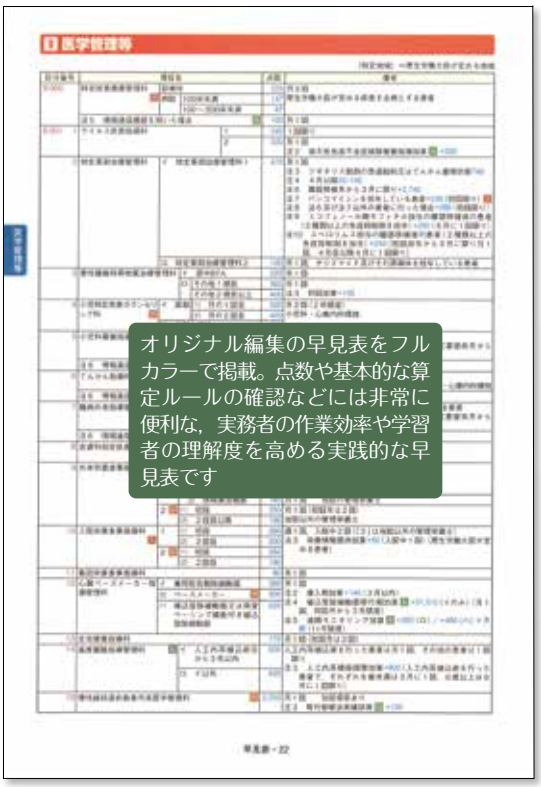


オリジナル編集の早見表をフルカラーで掲載。点数や基本的な算定ルールの確認などには非常に便利な，実務者の作業効率や学習者の理解度を高める実践的な早見表です

区分番号レベルまで収載した目次は，一覧性を重視した構成

新規項目は【新】，名称変更項目は〔変〕と表記し，全体を俯瞰することができます

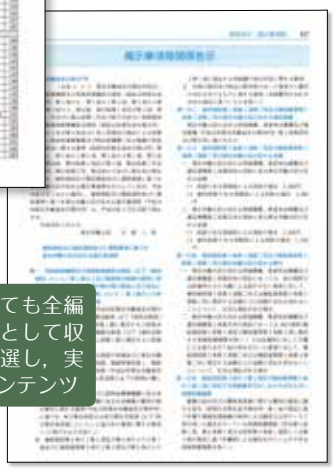

関係告示についても全編２色。関係告示として収載するものを厳選し，実務に特化したコンテンツ

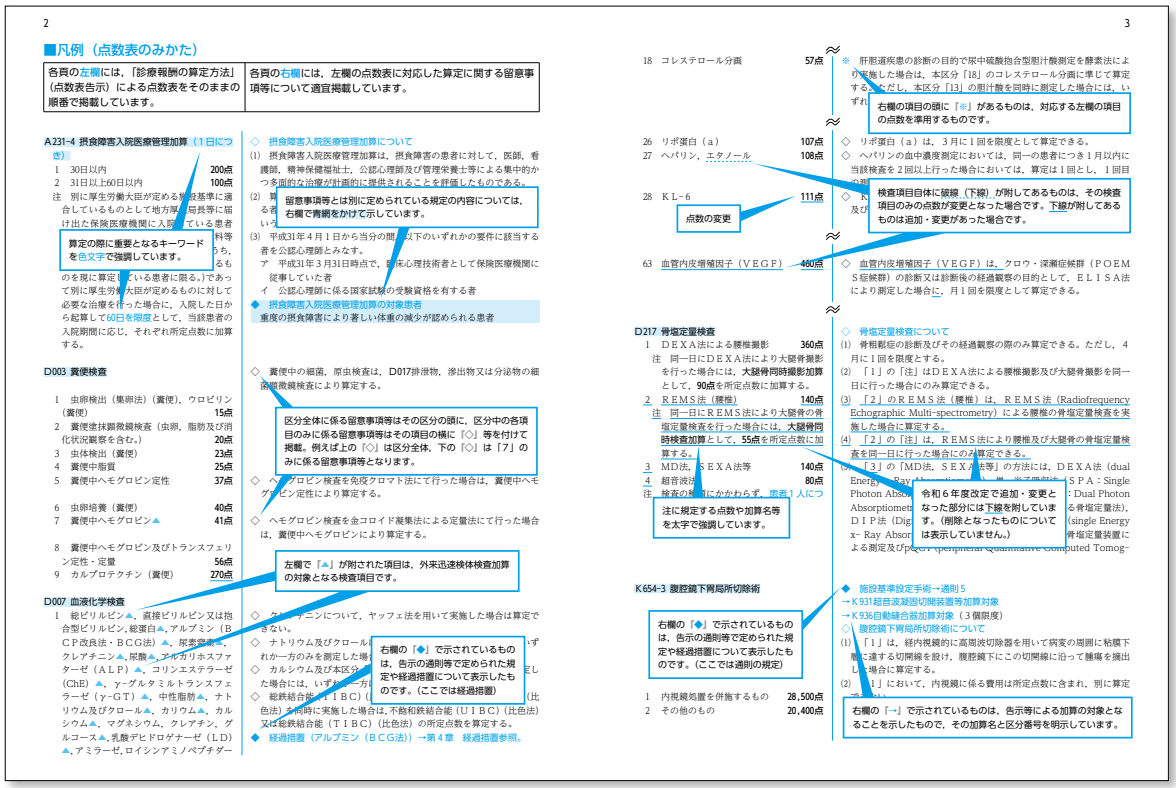

2

■凡例（点数表のみかた）

各頁の左欄には，「診療報酬の算定方法」（点数表告示）による点数表をそのままの順番で掲載しています。

各頁の右欄には，左欄の点数表に対応した算定に関する留意事項について適宜掲載しています。

A231-4 摂食障害入院医療管理加算（1日につき）
1 30日以内 200点
2 31日以上60日以内 100点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（算定の際に重要となるキーワードを色文字で強調しています。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に，入院した日から起算して60日を限度として，当該患者の入院期間に応じ，それぞれ所定点数に加算する。

◇ 摂食障害入院医療管理加算について
(1) 摂食障害入院医療管理加算は，摂食障害の患者に対して，医師，看護師，精神保健福祉士，公認心理師及び管理栄養士等による集中的かつ多面的な治療が計画的に提供されることを評価したものである。
(2) 摂食障害入院医療管理加算の算定に当たっては，当該患者に対する治療内容について，別に定められている規定の内容に従い，適切に実施すること。
(3) 平成31年4月1日から当分の間，次のいずれかの要件に該当する患者を公認心理師とみなす。
ア 平成31年3月31日時点で，精神心理技術者として保険医療機関に従事していた者
イ 公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者
◆ 摂食障害入院医療管理加算の対象患者
重度の摂食障害により著しい体重の減少が認められる患者

留意事項は，右欄で青網をかけて示しています。

D003 糞便検査
1 虫卵検出（集卵法）（糞便），ウロビリン（糞便） 15点
2 糞便塗抹顕微鏡検査（虫卵，脂肪及び消化状況観察を含む。） 20点
3 虫体検出（糞便） 23点
4 糞便中脂質 25点
5 糞便中ヘモグロビン定性 37点
6 虫卵培養（糞便） 40点
7 糞便中ヘモグロビン▲ 41点
8 糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量 56点
9 カルプロテクチン（糞便） 270点

◇ 糞便中の細菌，原虫検査は，D017排泄物，滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査により算定する。
◇ ヘモグロビン検査を免疫クロマト法にて行った場合は，糞便中ヘモグロビン定性により算定する。
◇ ヘモグロビン検査を金コロイド凝集法による定量法にて行った場合は，糞便中ヘモグロビンにより算定する。

区分全体に係る留意事項等はその区分の頭に，区分中の各項目のみに係る留意事項等はその項目の横に「◇」等を付けて掲載。例えば上の「◇」は区分全体，下の「◇」は「7」のみに係る留意事項となります。

左欄で「▲」が附された項目は，外来迅速検体検査加算の対象となる検査項目です。

D007 血液化学検査
1 総ビリルビン▲，直接ビリルビンは抱合型ビリルビン，総蛋白▲，アルブミン（BCP改良法・BCG法）▲，尿素窒素▲，クレアチニン▲，尿酸▲，アルカリホスファターゼ（ALP）▲，コリンエステラーゼ（ChE）▲，γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）▲，中性脂肪▲，ナトリウム及びクロール▲，カリウム▲，カルシウム▲，マグネシウム，クレアチン，グルコース▲，乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）▲，アミラーゼ，ロイシンアミノペプチダー

◇ クレアチニンについて，ヤッフェ法を用いて実施した場合は算定できない。
◇ ナトリウム及びクロールは，いずれか一方のみを測定した場合は，いずれか一方の場合にのみ算定する。
◇ カルシウム及び本区分の[illegible]定した場合は，いずれか一方の場合にのみ算定する。
◇ 総鉄結合能（ＴＩＢＣ）（[illegible]）（比色法）を同時に実施した場合は，不飽和鉄結合能（ＵＩＢＣ）（比色法）又は総鉄結合能（ＴＩＢＣ）（比色法）の所定点数を算定する。
◆ 経過措置（アルブミン（ＢＣＧ法））→第４章 経過措置参照。

右欄の「◆」で示されているものは，告示の通則等で定められた規定や経過措置について表示したものです。（ここでは経過措置）

3

18 コレステロール分画 57点
※ 肝胆道疾患の診断の目的で尿中硫酸抱合型胆汁酸測定を酵素法により実施した場合は，本区分「18」のコレステロール分画に準じて算定する。ただし，本区分「13」の胆汁酸を同時に測定した場合には，いずれ[illegible]

右欄の項目の頭に「※」があるものは，対応する左欄の項目の点数を準用するものです。

26 リポ蛋白（a） 107点
27 ヘパリン，エタノール 108点
28 KL-6 111点

点数の変更

◇ リポ蛋白（a）は，3月に1回を限度として算定できる。
◇ ヘパリンの血中濃度測定においては，同一の患者につき1月以内に当該検査を2回以上行った場合においては，算定は1回とし，1回目の[illegible]
◇ KL-6及び[illegible]

検査項目自体に破線（下線）が附してあるものは，その検査項目のみの点数が変更となった場合です。下線が附してあるものは追加・変更があった場合です。

63 血管内皮増殖因子（VEGF） 460点
◇ 血管内皮増殖因子（VEGF）は，クロウ・深瀬症候群（POEMS症候群）の診断又は診断後の経過観察の目的として，ELISA法により測定した場合に，月1回を限度として算定できる。

D217 骨塩定量検査
1 DEXA法による腰椎撮影 360点
注 同一日にDEXA法により大腿骨撮影を行った場合には，大腿骨同時撮影加算として，90点を所定点数に加算する。
2 REMS法（腰椎） 140点
注 同一日にREMS法により大腿骨の骨塩定量検査を行った場合には，大腿骨同時検査加算として，55点を所定点数に加算する。
3 MD法，DEXA法等 140点
4 超音波法 80点
注 検査の[illegible]にかかわらず，患者1人につ[illegible]

注に規定する点数や加算名等を太字で強調しています。

◇ 骨塩定量検査について
(1) 骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。ただし，4月に1回を限度とする。
(2) 「1」の「注」はDEXA法による腰椎撮影及び大腿骨撮影を同一日に行った場合にのみ算定できる。
(3) 「2」のREMS法（腰椎）は，REMS法（Radiofrequency Echographic Multi-spectrometry）による腰椎の骨塩定量検査を実施した場合に算定する。
(4) 「2」の「注」は，REMS法により腰椎及び大腿骨の骨塩定量検査を同一日に行った場合にのみ算定できる。
(5) 「3」の「MD法，DEXA法等」の方法には，DEXA法（dual Energy [illegible] Ray [illegible]SPA：Single Photon Absorptiometry）[illegible]：Dual Photon Absorptiometry）[illegible]る骨塩定量法），DIP法（Digital [illegible] (single Energy x- Ray Absorptiometry）[illegible]骨塩定量装置による測定及びperipheral Quantitative Computed Tomog-

令和６年度改定で追加・変更となった部分には下線を附しています。（削除となったものについては表示していません。）

K654-3 腹腔鏡下胃局所切除術
1 内視鏡処置を併施するもの 28,500点
2 その他のもの 20,400点

◆ 施設基準設定手術→通則５
→K931超音波凝固切開装置等加算対象
→K936自動縫合器加算対象（３個限度）
◇ 腹腔鏡下胃局所切除術について
(1) 「１」は，経内視鏡的に高周波切除器を用いて病変の周囲に粘膜下層に達する切開線を設け，腹腔鏡下にこの切開線に沿って腫瘍を摘出した場合に算定する。
(2) 「１」において，内視鏡に係る費用は所定点数に含まれ，別に算定できない。

右欄の「◆」で示されているものは，告示の通則等で定められた規定や経過措置について表示したものです。（ここでは通則の規定）

右欄の「→」で示されているものは，告示等による加算の対象となることを示したもので，その加算名と区分番号を明示しています。

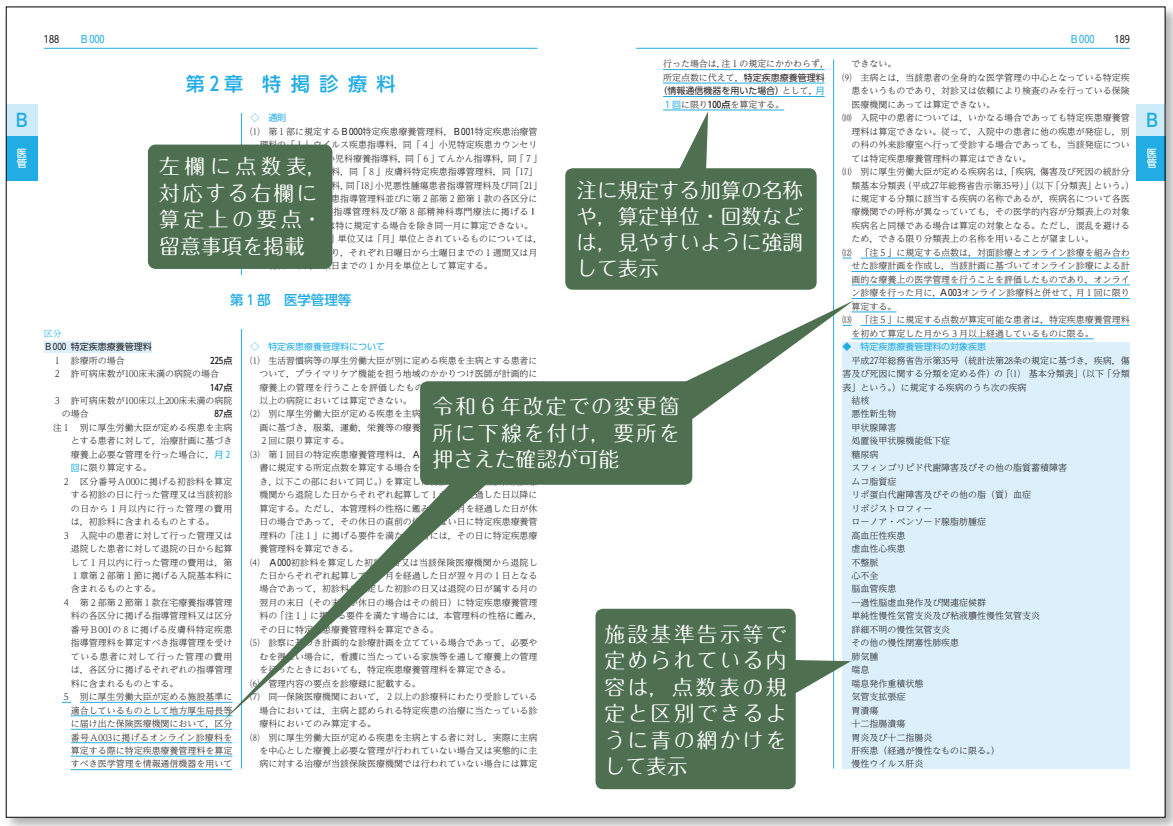

188 B000

B 通則

# 第２章 特掲診療料

左欄に点数表，対応する右欄に算定上の要点・留意事項を掲載

## 第１部 医学管理等

区分
B000 特定疾患療養管理料
1 診療所の場合 225点
2 許可病床数が100床未満の病院の場合 147点
3 許可病床数が100床以上200床未満の病院の場合 87点
注１ 別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して，治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に，月２回に限り算定する。
２ 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った管理又は当該初診の日から１月以内に行った管理の費用は，初診料に含まれるものとする。
３ 入院中の患者に対して行った管理又は退院した患者に対して退院の日から起算して１月以内に行った管理の費用は，第１章第２部第１節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
４ 第２部第２節第１款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001の８に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った管理の費用は，各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。
５ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において，区分番号A003に掲げるオンライン診療料を算定する際に特定疾患療養管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて

◇ 通則
(1) 第１部に規定するB000特定疾患療養管理料，B001特定疾患治療管理料の「１」ウイルス疾患指導料，同「４」小児特定疾患カウンセリング料，同「５」小児科療養指導料，同「６」てんかん指導料，同「７」[illegible]料，同「８」皮膚科特定疾患指導管理料，同「17」[illegible]料，同「18」小児悪性腫瘍患者指導管理料及び同「21」[illegible]患指導管理料並びに第２部第２節第１款の各区分に[illegible]指導管理料及び第８部精神科専門療法に掲げるＩ[illegible]特に規定する場合を除き同一月に算定できない。
(2) [illegible]単位又は「月」単位とされているものについては，[illegible]り，それぞれ日曜日から土曜日までの１週間又は月[illegible]日までの１か月を単位として算定する。

◇ 特定疾患療養管理料について
(1) 生活習慣病等の厚生労働大臣が別に定める疾患を主病とする患者について，プライマリケア機能を担う地域のかかりつけ医師が計画的に療養上の管理を行うことを評価したも[illegible]以上の病院においては算定できない。
(2) 別に厚生労働大臣が定める疾患を主病[illegible]画に基づき，服薬，運動，栄養等の療養[illegible]２回に限り算定する。
(3) 第１回目の特定疾患療養管理料は，A[illegible]書に規定する所定点数を算定する場合を[illegible]き，以下この部において同じ。）を算定し[illegible]機関から退院した日からそれぞれ起算して[illegible]算定する。ただし，本管理料の性格に鑑み[illegible]月を経過した日が休日の場合であって，その休日の直前の[illegible]い日に特定疾患療養管理料の「注１」に掲げる要件を満[illegible]には，その日に特定疾患療養管理料を算定できる。
(4) A000初診料を算定した初[illegible]又は当該保険医療機関から退院した日からそれぞれ起算して[illegible]月を経過した日が翌々月の１日となる場合であって，初診料[illegible]した初診の日又は退院の日が属する月の翌月の末日（その[illegible]休日の場合はその前日）に特定疾患療養管理料の「注１」に[illegible]要件を満たす場合には，本管理料の性格に鑑み，その日に特定[illegible]疾患療養管理料を算定できる。
(5) 診療[illegible]き計画的な診療計画を立てている場合であって，必要やむを得ない場合に，看護に当たっている家族等を通して療養上の管理を行ったときにおいても，特定疾患療養管理料を算定できる。
(6) 管理内容の要点を診療録に記載する。
(7) 同一保険医療機関において，２以上の診療科にわたり受診している場合においては，主病と認められる特定疾患の治療に当たっている診療科においての算定する。
(8) 別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする者に対し，実際に主病を中心とした療養上必要な管理が行われていない場合又は実態的に主病に対する治療が当該保険医療機関では行われていない場合には算定

注に規定する加算の名称や，算定単位・回数などは，見やすいように強調して表示

行った場合は，注１の規定にかかわらず，所定点数に代えて，特定疾患療養管理料（情報通信機器を用いた場合）として，月１回に限り100点を算定する。

B000 189

B 通則

できない。
(9) 主病とは，当該患者の全身的な医学管理の中心となっている特定疾患をいうものであり，対診又は依頼により検査のみを行っている保険医療機関にあっては算定できない。
(10) 入院中の患者については，いかなる場合であっても特定疾患療養管理料は算定できない。従って，入院中の患者に他の疾患が発症し，別の科の外来診療室へ行って受診する場合であっても，当該発症については特定疾患療養管理料の算定はできない。
(11) 別に厚生労働大臣が定める疾病名は，「疾病，傷害及び死因の統計分類基本分類表（平成27年総務省告示第35号）」（以下「分類表」という。）に規定する分類に該当する疾病の名称であるが，疾病名について各医療機関での呼称が異なっていても，その医学的内容が分類表上の対象疾病名と同様である場合は算定の対象となる。ただし，混乱を避けるため，できる限り分類表上の名称を用いることが望ましい。
(12) 「注５」に規定する点数は，対面診療とオンライン診療を組み合わせた診療計画を作成し，当該計画に基づいてオンライン診療による計画的な療養上の医学管理を行うことを評価したものであり，オンライン診療を行った月に，A003オンライン診療料と併せて，月１回に限り算定する。
(13) 「注５」に規定する点数が算定可能な患者は，特定疾患療養管理料を初めて算定した月から３月以上経過しているものに限る。
◆ 特定疾患療養管理料の対象疾患
平成27年総務省告示第35号（統計法第28条の規定に基づき，疾病，傷害及び死因に関する分類を定める件）の「(1) 基本分類表」（以下「分類表」という。）に規定する疾病のうち次の疾病
結核
悪性新生物
甲状腺障害
処置後甲状腺機能低下症
糖尿病
スフィンゴリピド代謝障害及びその他の脂質蓄積障害
ムコ脂質症
リポ蛋白代謝障害及びその他の脂（質）血症
リポジストロフィー
ローノア・ベンソード腺脂肪腫症
高血圧性疾患
虚血性心疾患
不整脈
心不全
脳血管疾患
一過性脳虚血発作及び関連症候群
単純性慢性気管支炎及び粘液膿性慢性気管支炎
詳細不明の慢性気管支炎
その他の慢性閉塞性肺疾患
肺気腫
喘息
喘息発作重積状態
気管支拡張症
胃潰瘍
十二指腸潰瘍
胃炎及び十二指腸炎
肝疾患（経過が慢性なものに限る。）
慢性ウイルス肝炎

令和６年改定での変更箇所に下線を付け，要所を押さえた確認が可能

施設基準告示等で定められている内容は，点数表の規定と区別できるように青の網かけをして表示

# 歯科診療報酬点数表

| 令和６年６月版 | ４月上旬発刊予定 |
|---|---|

定価　本体 2,200 円+税（税込 2,420 円）　B5判 約300頁
ISBN978-4-7894-1044-1 C3047 ¥2200E
商品 No.100078

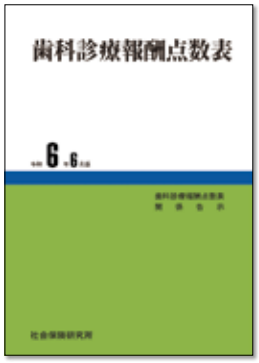


## 歯科診療報酬に的をしぼって収録したライトな一冊
## 窓口での算定に必要な情報を網羅した実践的な内容
## 歯科固有の施設基準について通知も抄録

- 左欄には点数表を，右欄には項目ごとに算定上の要点・留意事項を掲載しています。視覚的に捉えやすい構成で，算定に必要な情報はひと目で確認できます。
- 歯科固有の施設基準については，通知も抄録しています。
- 巻頭に区分番号レベルまで収載した**詳細目次**を掲載して利便性の向上を図るとともに，点数表部分右欄の区分番号，見出しや加算対象の記載等をゴシック体にするなど，メリハリのある表記を目指して編集しています。
- 他にも巻末に点数表の項目から区分番号を検索できる「**50音索引**」を収載しており，初めて算定にかかわる方にもわかりやすく，**入門書**としても最適の一冊です。
- 「**使用歯科材料料**」等は定期的に見直しが行われますが，**ウェブサイト上に追補を掲載（無料）**して最新の情報をお届けします。

### 本書の構成（予定）

| | | |
|---|---|---|
| 歯科診療報酬点数表 | 第１章　基本診療料<br>第２章　特掲診療料<br>第３章　経過措置 | ・「歯科診療報酬点数表」は，左欄に点数表を，対応する右欄には算定上の要点・留意事項を掲載し，視覚的に捉えやすい構成が最大の特徴。<br><br>・「処置医療機器等加算対象処置」，「手術医療機器等加算対象手術」，「施設基準設定手術」，「通則加算対象手術」等の情報についても機能的に掲載し，算定の際に便利かつ見落としのないように編集。 |
| 関係告示 | 掲示事項等告示<br>基本診療料関係告示<br>特掲診療料関係告示<br>材料価格基準関係告示 | 上記「点数表」とは別に，算定に必要な関係告示を収載。点数表と併せて参照することにより，必要な情報については網羅。歯科固有の施設基準については，通知を参考として抄録。 |

※巻末に便利な「50音索引」を収載。
点数表の項目から区分番号が検索できます。

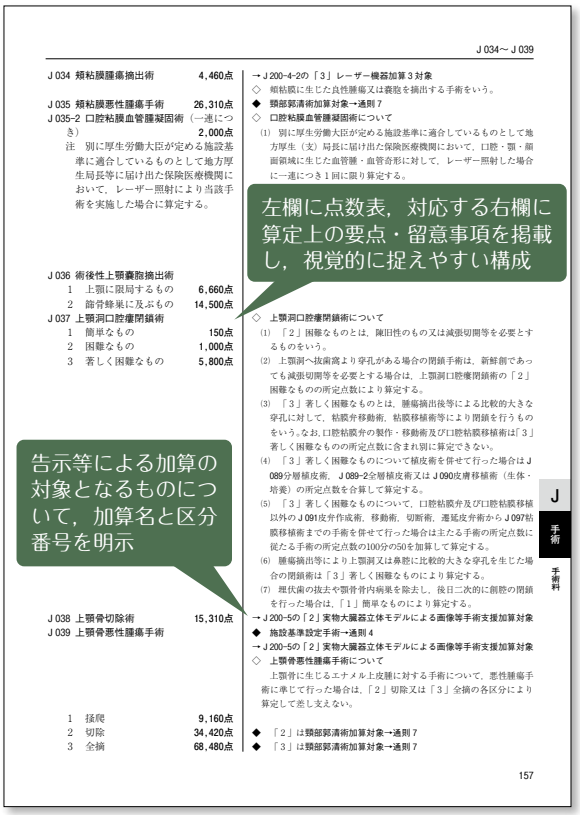

J 034～J 039

J 034 類粘膜腫瘍摘出術　4,460点

J 035 類粘膜悪性腫瘍手術　26,310点

J 035-2 口腔粘膜血管腫凝固術（一連につき）　2,000点

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において，レーザー照射により当該手術を実施した場合に算定する。

J 036 術後性上顎嚢胞摘出術
1　上顎に限局するもの　6,660点
2　鼻骨修復に及ぶもの　14,500点

J 037 上顎洞口腔瘻閉鎖術
1　簡単なもの　150点
2　困難なもの　1,000点
3　著しく困難なもの　5,800点

J 038 上顎骨切除術　15,310点

J 039 上顎骨悪性腫瘍手術
1　掻爬　9,160点
2　切除　34,420点
3　全摘　68,480点

→ J 200-4-2の「３」レーザー機器加算３対象
◇　粘膜に生じた良性腫瘍又は嚢胞を摘出する手術をいう。
◆　類部郭清術加算対象→通則７
◇　口腔粘膜血管腫凝固術について
(1)　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において，口腔・顎・顔面領域に生じた血管腫・血管奇形に対して，レーザー照射した場合に一連につき１回に限り算定する。

◇　上顎洞口腔瘻閉鎖術について
(1)　「２」困難なものとは，陳旧性のもの又は減張切開等を必要とするものをいう。
(2)　上顎洞～歯槽窩より穿孔がある場合の閉鎖手術は，新鮮創であっても減張切開等を必要とする場合は，上顎洞口腔瘻閉鎖術の「２」困難なものの所定点数により算定する。
(3)　「３」著しく困難なものとは，腫瘍摘出後等による比較的大きな穿孔に対して，粘膜弁移動術，粘膜移植術等により閉鎖を行うものをいう。なお，口腔粘膜弁の製作・移動術及び口腔粘膜移植術は「３」著しく困難なものの所定点数に含まれ別に算定できない。
(4)　「３」著しく困難なものについて植皮術を併せて行った場合はＪ089分層植皮術，Ｊ089-2全層植皮術又はＪ090皮膚移植術（生体・培養）の所定点数を合算して算定する。
(5)　「３」著しく困難なものについて，口腔粘膜弁及び口腔粘膜移植以外のＪ091皮弁作成術，移動術，切断術，遷延皮弁術からＪ097粘膜移植術までの手術を併せて行った場合は主たる手術の所定点数に従たる手術の所定点数の100分の50を加算して算定する。
(6)　腫瘍摘出等により上顎洞又は鼻腔に比較的大きな穿孔を生じた場合の閉鎖術は「３」著しく困難なものにより算定する。
(7)　埋伏歯の抜去や顎骨骨内病巣を除去し，後日二次的に創腔の閉鎖を行った場合は，「１」簡単なものにより算定する。
→ Ｊ200-5の「２」実物大臓器立体モデルによる画像等手術支援加算対象
◆　施設基準設定手術→通則４
→ Ｊ200-5の「２」実物大臓器立体モデルによる画像等手術支援加算対象
◇　上顎骨悪性腫瘍手術について
上顎骨に生じるエナメル上皮腫に対する手術について，悪性腫瘍手術に準じて行った場合は，「２」切除又は「３」全摘の各区分により算定して差し支えない。
◆　「２」は類部郭清術加算対象→通則７
◆　「３」は類部郭清術加算対象→通則７

左欄に点数表，対応する右欄に算定上の要点・留意事項を掲載し，視覚的に捉えやすい構成

告示等による加算の対象となるものについて，加算名と区分番号を明示

J 手術 手術料

157

# 薬価基準点数早見表

| 令和６年４月版 | ３月発刊予定 |
|---|---|

定価　**本体 3,800 円+税（税込 4,180 円）**　　A5判 約1,100頁

ISBN978-4-7894-0234-7 C3047 ¥3800E

商品 No.120038

## 薬価基準収載全医薬品を，50音順に配列し，薬価を表示
## 見やすくシンプルでひきやすい，実用早見表の決定版！

- 内用薬・注射薬・外用薬・歯科用薬剤の順番に，**商品名・薬価はもちろん，規格単位や製造・販売会社名等を一覧**できます。
- 診療報酬上評価される後発医薬品，使用期限別の経過措置品目の情報もひと目でわかる，**実用早見表の決定版**です。
- 一般名処方が広がる中，配合剤についても一般的名称等を記載します！また，薬剤選択の参考となるよう同種同効品の代表的薬剤の名称も記載しています。
- 付録として薬効分類番号順に一覧できる薬効別分類表や繁用点数早見表も収録した納得の情報量です。薬効別分類表は刷新し，同種同効品の比較がよりしやすくなりました。
- 追補情報を**社会保険研究所ウェブサイト上で迅速・無料で掲載**しています（**薬価追補サービス**）。

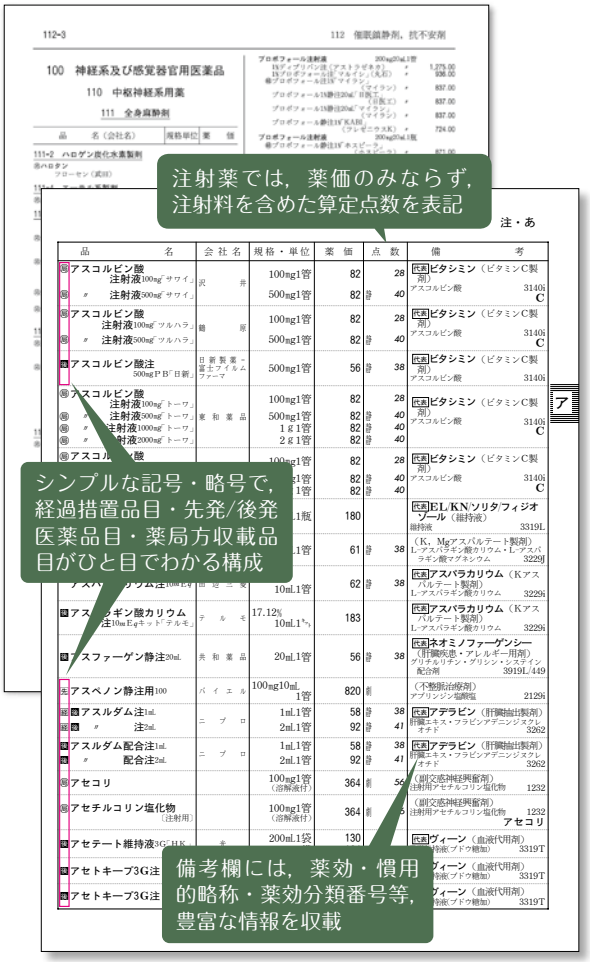


## 薬価追補サービス

**発刊後の追補情報を無料で提供!**

**薬効･薬価リスト**

**薬価基準点数早見表**

**保険薬事典Plus+**

- 社会保険研究所ウェブサイトに，上記書籍についての追補情報を掲載いたします（エクセルデータ）。ダウンロードもできます（無料）。
- あらかじめご登録いただきますと，掲載のたびに「お知らせメール」をお送りいたします。
- ご登録は無料です。登録，および登録の解除は随時受け付けます。
- 詳しくは，上記書籍をご覧ください。

**追補情報の対象となるのは…**
発刊後，官報の薬価基準告示で新たに収載された医薬品です

**追補情報の掲載内容は…**
新医薬品，報告品目，後発医薬品，経過措置品目等です

**掲載項目は…**
薬剤区分（内･外･注），商品名，一般名，規格単位，薬価，会社名です

**掲載日は…**
官報告示後すみやかに掲載します

**掲載回数は…**
年間20～30件ほどです

# 医科点数表の解釈

| 令和６年６月版 | ６月発刊予定 |
|---|---|

定価　本体 6,200 円+税（税込 6,820 円）　A4判 2色 約2,000頁
ISBN978-4-7894-1767-9 C3047 ¥6200E
商品 No.110028

## 絶大なる信頼を得た点数表書籍のスタンダード！
## 必要な情報を体系的に網羅し，抜群の正確さを誇る決定版
## 令和6年度改定は6月実施のため，改定後すぐに使用できる書籍になります

●本書は，類書中群を抜く正確さにより，各審査機関にも長年使用されている医療関係者必携の書となっています。
●令和６年度からは６月改定のため，発刊時期（６月）とのタイムラグが最小限となり，改定後すぐに使用できる書籍になります。

### 本書を使用する方の視点に立ち，より理解しやすい配色を目指しています。

●色をつけた部分には相応の意味をもたせ，視覚的に理解できるようになっています。
●同一区分内の左欄と右欄の**青色の網かけ**は対（つい）になっており，どこを見ればいいのか一目でわかります。
●**診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項も，各診療行為ごとに表示**。他の規定と区別しやすいように，青字で表示しています。

### 小さな工夫を積み重ねながら，「使いやすさ」を追求。

●区分番号レベルまで表示した目次や，豊富な50音索引で検索が容易です。
●施設基準（告示・通知）や別紙様式には対応する区分番号を表示し，項目の検索が便利になっています。
●法令編では告示部分と通知部分が容易に区別できるように，別々のフォントを使用しています。

### 発刊後の内容変更等に対応する「Web追補」やその他の役立つコンテンツが充実！

●「**Web追補**」は，常に最新の情報で実務を行っていただくために，発刊後の本書の内容に変更・訂正等が生じた場合に，原則として月１回，特別サイト「**診療報酬関連情報ナビ**」（すべて無料・17頁参照）にPDF形式で掲載します。
●「**診療報酬関連情報ナビ**」には，本書発刊以後に発出された，診療報酬関連の最新情報（告示・通知等）を公布日（発簡日）順にリストアップしていく「**診療報酬関連情報データベース**」コーナーも設置し，情報をリアルタイムで提供していきます。

### 本書の構成（予定）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 医科点数表編 | 医科診療報酬点数表 | 第１章　基本診療料<br>　第１部　初・再診料／第２部　入院料等<br>第２章　特掲診療料<br>　第１部　医学管理等／第２部　在宅医療／第３部　検査／第４部　画像診断／第５部　投薬／第６部　注射／第７部　リハビリテーション／第８部　精神科専門療法／第９部　処置／第10部　手術／第11部　麻酔／第12部　放射線治療／第13部　病理診断<br>第３章　介護老人保健施設入所者に係る診療料<br>　第１部　併設保険医療機関の療養に関する事項／第２部　併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項<br>第４章　経過措置 | 「医科診療報酬点数表」は，左欄に告示を，対応する右欄には通知や関連するQ&Aなどを掲載し，視覚的に捉えやすい構成が好評。発簡番号も併記し，請求・審査の際に疑問点が生じても，明解な根拠がわかります。準用項目は点数表自体と区別し左欄に見出しをつけ，各項目ごとに経過措置を再掲するなど見落としのないように工夫。各種計画書や情報提供に係る様式などもすべて収載。診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等に規定のあるものは，区分番号ごとにわかるように表示。 |
| | 別紙様式／特定保険医療材料に関する告示・通知／入院時食事療養及び入院時生活療養に関する告示・通知 | | |
| 診療方針に関する法令編 | Ⅰ　療養担当規則関係<br>Ⅱ　基本診療料関係<br>Ⅲ　特掲診療料関係<br>Ⅳ　医療保険と介護保険の給付調整 | 療養担当規則はもちろん，請求・審査に必要な告示・通知等を体系的に収載。診療報酬の算定にあたって満たさなければならない施設基準や，実費徴収できる範囲など，点数表とは別に定められている重要な決まりごとや関連するQ&Aについて，確認が可能。告示と通知の違いがはっきりするようにレイアウトを工夫し，施設基準については項目の検索に便利なよう，点数表の区分番号を併記。 | |
| 索引 | これらすべてを網羅した豊富な50音索引。頁上部での50音表示に加え，その頁の先頭と最後の項目のヨミ５文字を表示。 | | |

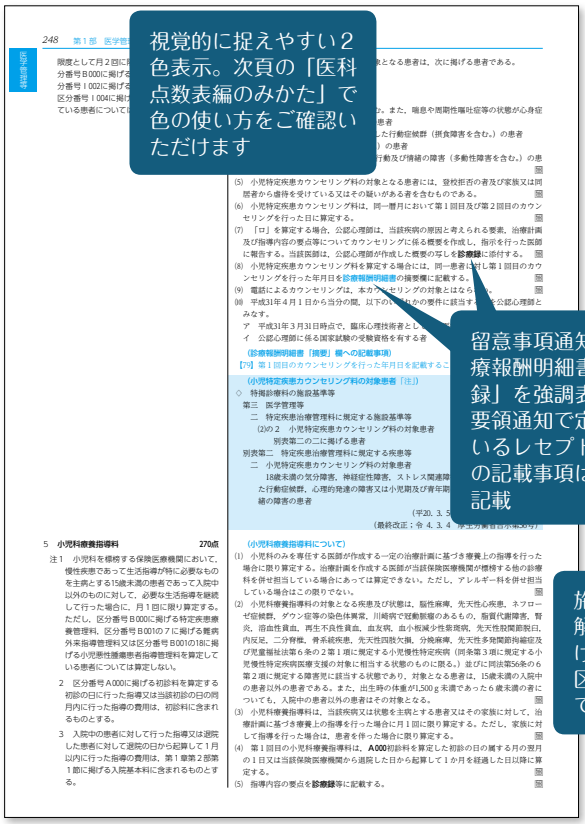

視覚的に捉えやすい2色表示。次頁の「医科点数表編のみかた」で色の使い方をご確認いただけます

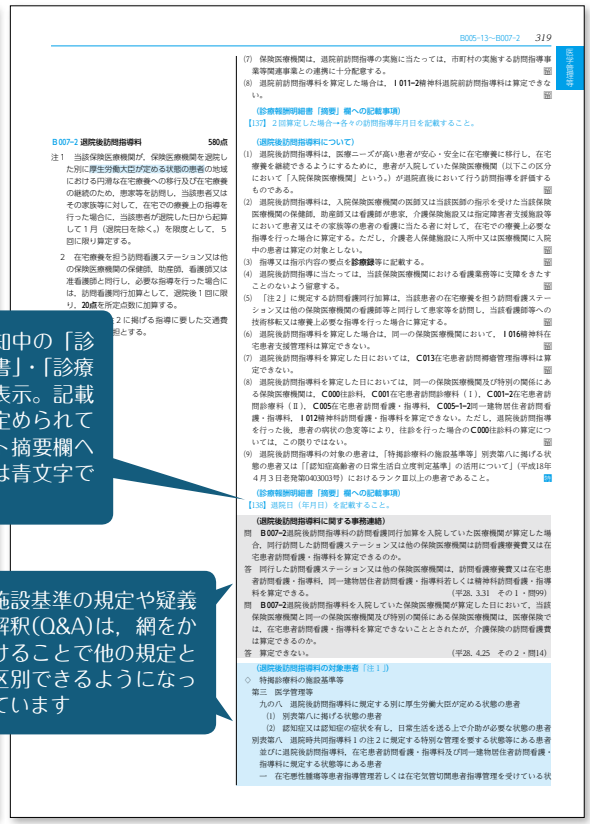

留意事項通知中の「診療報酬明細書」・「診療録」を強調表示。記載要領通知で定められているレセプト摘要欄への記載事項は青文字で記載

施設基準の規定や疑義解釈(Q&A)は，網をかけることで他の規定と区別できるようになっています

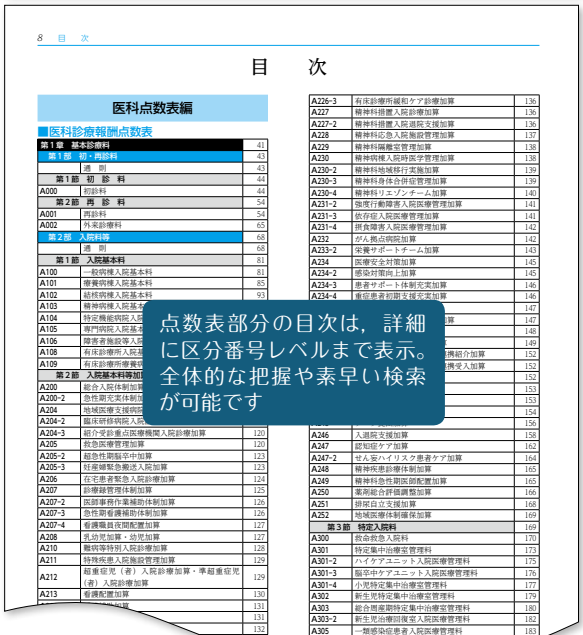

点数表部分の目次は，詳細に区分番号レベルまで表示。全体的な把握や素早い検索が可能です

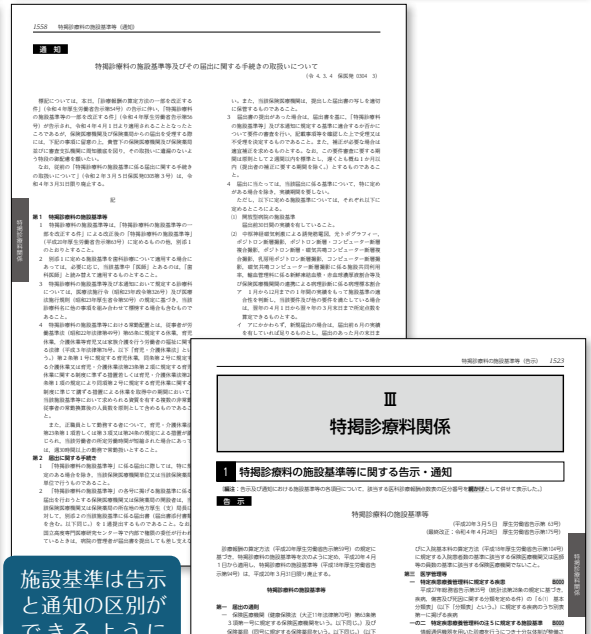

施設基準は告示と通知の区別ができるように違ったフォントになっています。

施設基準の規定については，項目の検索に便利なように，該当する点数表の区分番号を併記。

X（Twitter）では医療図書のご案内や追補などの情報提供，その他審議会などの情報をお知らせします。

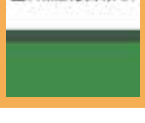


『医科点数表の解釈』編集部
@ika_kaishaku
https://twitter.com/ika_kaishaku

## ■医科点数表編のみかた

| 各頁の左欄には，「診療報酬の算定方法」（点数表告示）による点数表をそのままの順番で掲載しています。 | 各頁の右欄には，左欄の点数表に対応する点数表告示以外の告示や通知，事務連絡（疑義解釈）等を適宜掲載。また，それらの根拠がわかるように，発簡番号（記号）を併記しています。 |
|---|---|

**A 205-2 超急性期脳卒中加算**（入院初日） **10,800点**

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第３節の特定入院料のうち，超急性期脳卒中加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して，組織プラスミノーゲン活性化因子を投与した場合又は施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届け出た他の保険医療機関の外来において組織プラスミノーゲン活性化因子の投与後に入院され，入院治療を行った場合に，入院初日に所定点数に加算する。

**（超急性期脳卒中加算について）**

(1)　超急性期脳卒中加算は脳梗塞と診断された患者であって，発症後4.5時間以内に組織プラスミノーゲン活性化因子を投与[illegible]又は脳梗塞を発症後4.5時間以内に「基本[illegible]施設基準に適合しているものとして地方厚[illegible]外来で組織プラスミノーゲン活性化因子を[illegible]た場合に入院初日に限り所定点数に加算する。なお，ここでいう入院初日とは，第２部「通則５」に規定する起算日のことをいい，入院期間が通算され[illegible]る再入院の初日は算定できな[illegible]　留

[illegible]等」別表第六の二に所在する保険医療機関において，情報通[illegible]医療機関と連携し，診療を行うに当たっては，日本脳卒中学会[illegible]における遠隔医療（Telestroke）ガイドライン」に沿って診療[illegible]場合の診療報酬の請求については(1)と同様である。　留

(3)　投与に当たっては，日本脳卒中学会脳卒中医療向上・社会保険委員会rt-PA（アルテプラーゼ）静注療法指針改訂部会作成の「rt-PA（アルテプラーゼ）静注療法適正治療指針」を踏まえ適切に行われるよう十分留意する。　留

(4)　投与を行う保険医は日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞t-PA適正使用に係る講習会を受講していること。　留

(5)　組織プラスミノーゲン活性化因子の投与に当たっては，必要に応じて，薬剤師，診療放射線技師又は臨床検査技師と連携を図ること。　留

(6)　組織プラスミノーゲン活性化因子を投与した保険医療機関と投与後に入院で治療を行った保険医療機関が異なる場合の当該診療報酬の請求は，組織プラスミノーゲン活性化因子の投与後に入院治療を行った保険医療機関で行うものとし，当該診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。　留

**（厚生労働大臣が定める施設基準「注」）**

◇　「診療方針に関する法令編」に掲載の「基本診療料の施設基準等」（平成20年３月厚生労働省告示第62号）の第八の六の三の(1)を参照。

**（超急性期脳卒中加算の対象患者「注」）**

◇　基本診療料の施設基準等

第八　入院基本料等加算の施設基準等

六の三　超急性期脳卒中加算の施設基準等

(2)　超急性期脳卒中加算の対象患者

脳梗塞発症後4.5時間以内である患者

（平20. 3. 5　厚生労働省告示第62号）

（最終改正；令 4. 3. 4　厚生労働省告示第55号）

**K 180 頭蓋骨形成手術【極新】**

1　頭蓋骨のみのもの　17,530点

2　硬膜形成を伴うもの　23,660点

3　骨移動を伴うもの【施基届】　40,950点

注　３については，先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。

◆　K 939の「２」実物大臓器立体モデルによる画像等手術支援加算対象

**（頭蓋骨形成手術に関する事務連絡）**

問　先天奇形に対して眼窩上縁前進術を行った場合，K 180頭蓋骨形成手術の「３」骨移動を伴うものを算定することができるか。

答　算定できる。　（平20. 7.10　その３・問22）

問　先天奇形に対して Le Fort Ⅳ型骨切離による移動を行った場合，K 180頭蓋骨形成手術の「３」骨移動を伴うものとK 443上顎骨形成術の「３」骨移動を伴う場合をそれぞれ算定できるか。

答　算定できる。　（平20. 7.10　その３・問23）

◆　K 932創外固定器加算対象

**K 282-2 後発白内障手術**　**1,380点**

（後発白内障切開術（観血的））

◇　後発白内障切開術（観血的）はK 282-2後発白内障手術に準じて算定する。　留

**同一区分内の左欄の青網かけと右欄の青網かけは対になっています。左欄に青網かけ部分がある場合，右欄の網かけ部分にその具体的な内容が掲載されています。**

**右欄に掲載している告示や通知，事務連絡については，根拠確認できるよう発簡番号（記号）を併記しています。**

**ここではこれらが対になっており，右欄の青網かけ部分に具体的な内容（ここでは対象患者）が掲載されています。**

**算定に関する疑義解釈等の事務連絡については，網かけで該当する項目の右欄に掲載しています。なお，施設基準に関連する事務連絡については，法令編にてまとめて掲載しています。**

**算定に関連する情報を記号・略号で表示しています。上の略号のように区分全体に付いている場合は，区分中全てのものに適用されます。また，下の略号のように個々の項目に付いている場合は，そのものだけに適用されることになります。記号・略号の一覧については，次頁をご覧ください。**

**右欄で「◆」で示されているものは，告示等で定められている算定ルールを簡略表示したものです。（上の「◆」は区分中全体に適用，下の「◆」は個々の項目のみに適用。）**

**準用項目については，他の項目と違いがわかるように『（　）』で囲んで表示しています。**

K 476-4 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）【施基届】 25,000点

（ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）について）

(1) 乳腺腫瘍患者若しくは遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術又は乳腺悪性腫瘍手術後の乳房再建術にゲル充填人工乳房を用いた場合に限り算定できる。 留

(2) 乳腺腫瘍患者若しくは遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術又は乳腺悪性腫瘍手術後の乳房再建術を行う症例で，次のいずれかに該当した場合に限り算定できる。その際，次のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

ア 一次一期的再建の場合

大胸筋が温存され皮膚欠損が生じない乳輪乳頭温存皮下乳腺全摘術を行った症例。ただし，乳腺悪性腫瘍術後の場合においては，術前診断において Stage Ⅱ以下で，皮膚浸潤，大胸筋浸潤や高度のリンパ節転移を認めない。

イ 一次[illegible]

乳[illegible]

ウ 二次[illegible]

乳腺全摘術後で大胸筋が残存しており，初回手術で組織拡張器が挿入され十分に皮膚が拡張されているか，皮弁移植術などにより皮膚の不足が十分に補われている，あるいは十分に補われることが見込まれる症例。ただし，放射線照射により皮膚の血行や弾力性が障害されていないこと。 留

(3) 乳房切除術又は乳腺悪性腫瘍手術と乳房再建術を行う医療機関が異なる場合は，双方の持つ臨床情報，手術日，術式等を示す文書を相互に交付した上で，**診療録**に添付して保存する。 留

（診療報酬明細書「摘要」欄への記載事項）

【473】「（ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）について）」の(2)のアからウまでに規定するものの中から該当するものを選択して記載すること。

**診療報酬明細書（レセプト）や診療録（カルテ）への記載等に関する要件については，見落とさないように，『診療報酬明細書』は青ゴシックで，『診療録』は黒ゴシックで強調して表示しています。**

**診療報酬明細書（レセプト）の「摘要」欄への記載が定められているものについて表示しています。詳細については下の「診療報酬明細書「摘要」欄への記載事項について」をご覧ください。**

## ■診療報酬明細書「摘要」欄への記載事項について

「診療報酬請求書等の記載要領等について（記載要領通知）」の「別表Ⅰ」及び「別表Ⅲ」において特に診療報酬明細書（レセプト）の「摘要」欄への記載が定められているものについて，診療行為ごとに表示しています。「【　】」で囲んだ数字のみのものは「別表Ⅰ」における項番を表し，Ⅲに続けて数字を表示したものは「別表Ⅲ」における項番を表しています。なお，「別表Ⅲ」の項番に「※」を附したものは「別表Ⅰ」の記載事項と重複しているため，「別表Ⅲ」を用いた記載がされていればよく，「別表Ⅰ」を用いた記載は省略して差し支えないとされています。これらの項番の後に記載事項を示しています。レセプト電算処理システム用コード及び当該コードによるレセプト表示文言については省略しています。


# 診療報酬関連情報ナビ

「医科点数表の解釈」の無料サポートサービス

●「医科点数表の解釈」Web追補

◎「医科点数表の解釈」の内容に変更等が生じた場合に，原則として月1回，追補をPDFにて掲載します。

●診療報酬関連情報データベース

◎「医科点数表の解釈」発刊以後の診療報酬関連情報（省令・告示・通知・事務連絡）について，公布日（発簡日）順にリストアップしています。

◎「区分」欄には種別ごとに色分けして掲載しています。

【省令（■=橙）・告示（■=青）・通知（■=緑）・事務連絡（■=赤）・その他（■=黄）】

◎「区分」欄は下記のカテゴリーに分けて表示しています。カテゴリーが複数にまたがるものはすべて表示しています。

| | |
|---|---|
| 点　数 | 診療報酬点数表関連（医科・歯科・調剤・施設基準・記載要領関連等を含む） |
| 薬　剤 | 薬価基準関連等 |
| 材　料 | 特定保険医療材料関連等（特定診療報酬算定医療機器関連等を含む） |
| ＤＰＣ | DPC ／ PDPS 関連等 |
| コロナ | 新型コロナ関連（算定の特例，検査の適用等） |

■薬価基準改正関連，経過措置品目収載関連等における具体的な品目等については，「薬価追補サービス」を併せてご活用ください。

URL：https://www.shaho.co.jp/publication/navi/

# 歯科点数表の解釈

| 令和６年６月版 | ６月発刊予定 |
|---|---|

定価　本体 5,000 円+税（税込 5,500 円）　A4判 約1,050頁

ISBN978-4-7894-1809-6 C3047 ¥5000E

商品 No.110219

## 歯科診療報酬の算定・請求に必要な情報を徹底網羅

- 歯科の診療報酬の算定・請求に必要な情報を，**実務上活用しやすいよう編集**し，法令上の根拠とともに明示しました。
- 各審査機関にも長年使用されており，**高い信頼性**を誇ります。
- 前々回版から判型を**A4にリニューアル**。さらに見やすく，使いやすくなりました。

| 本書の構成（予定） | |
|---|---|
| 歯科点数表編 | 歯科診療報酬点数表／疑義解釈資料（施設基準関連等，点数表内掲載になじまないQ&Aを一覧掲載） |
| | ※このほか，関係する医科診療報酬点数表に加え，各種計画書や情報提供に係る様式，特定保険医療材料（歯科材料）・入院時食事療養等に関する告示・通知も掲載 |
| 診療方針に関する法令編 | 療養担当規則・施設基準・介護保険との調整など，点数表とは別に定められている重要な決まりごとも網羅。電子請求関連・レセプトの記載要領を含め，請求・審査に必要な告示・通知等を体系的に収載 |
| 診療に関する基本的な考え方等編 | 点数表の通知において参考することとされている基本的な考え方など，実地診療上直接関係深い日本歯科医学会発出の文書を分類して収載 |

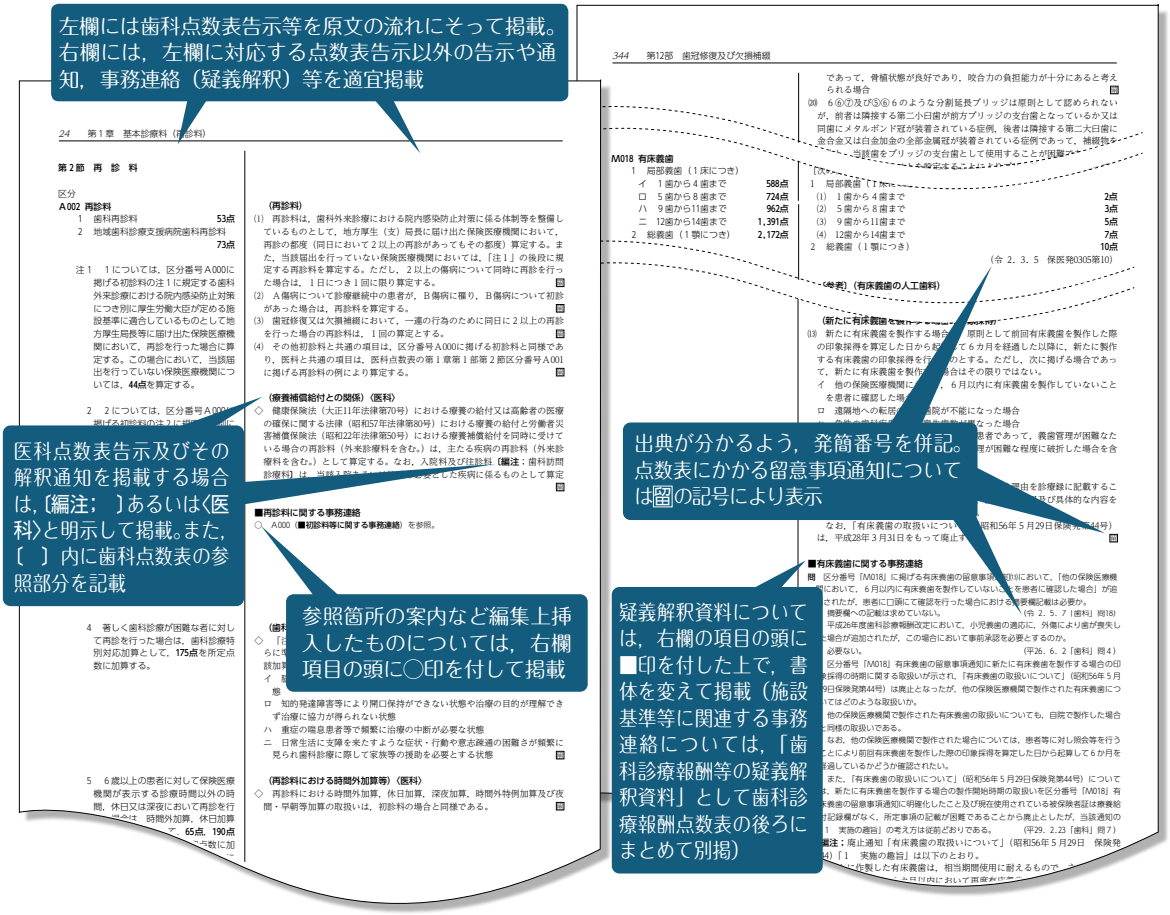

# 調剤報酬点数表の解釈

| 令和６年６月版 | ６月発刊予定 |
|---|---|

定価　**本体 4,500 円+税（税込 4,950 円）**　　A4判 約1,060頁

ISBN978-4-7894-1708-2 C3047 ¥4500E

商品 No.110317

## 保険調剤のすべてをこの一冊に網羅

- 調剤報酬の算定・請求に必要な情報を，**実務上活用しやすいよう編集**し，法令上の根拠とともに明示しました。
- 調剤報酬点数表のほか，関連するＱ＆Ａやレセプト記載要領も掲載，**調剤薬局のニーズに対応**しています。
- 医療機関の薬剤部でも有効にご活用いただけるよう，「薬剤使用に関する保険診療上の取扱い通知」や「点数表の解釈」（医科・歯科）の薬剤関連部分も掲載しました。
- 前々回版から判型を**A4にリニューアル**。さらに見やすく，使いやすくなりました。
- 審査支払機関にも長年愛用されてきた，調剤報酬算定業務のための信頼性を誇る一冊です。

| 本書の構成（予定） | |
|---|---|
| **調剤報酬点数表編** | 通則／第１節 調剤技術料／第２節 薬学管理料／第３節 薬剤料／第４節 特定保険医療材料料／第５節 経過措置 |
| **疑義解釈編** | 調剤報酬点数表の取扱い／薬剤使用に関する保険診療上の取扱い |
| **薬剤使用に関する点数表の解釈編** | 医科点数表（抄）／歯科点数表（抄） |
| **関係法規・通知編** | 1. 療養担当規則／ 2. 使用医薬品・保険外併用療養費等／ 3. 施設基準／ 4. 記載要領等／ 5. 処方箋・調剤録等／ 6. 薬局機能等／ 7. 麻薬等の取扱い／ 8. 介護保険との調整 |
| **索引** | すべてを網羅した豊富な50音索引 |

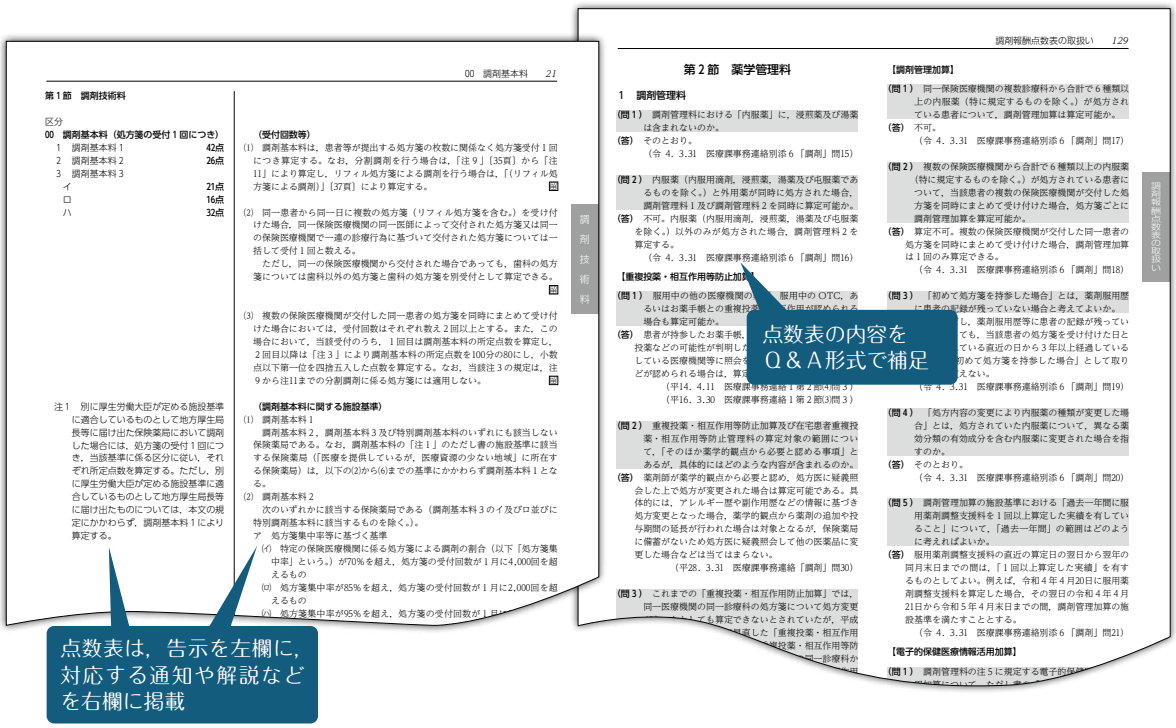

DPC 電子点数表

# 診断群分類点数表のてびき

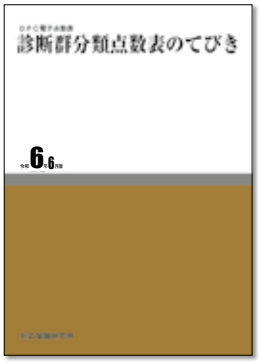


| 令和６年６月版 | ６月発刊予定 |
|---|---|

定価　**本体 7,200 円+税（税込 7,920 円）**　A4判 約1,000頁

ISBN978-4-7894-1177-6 C3047 ￥7200E

商品 No.110841

## 必要な情報を体系的に網羅したDPC点数表書籍の定本
## 実務での使用を考慮し編集した独自資料を掲載

- 本書は，DPC／PDPS（診断群分類に基づく１日あたり定額報酬算定制度）に関して，必要な解説や告示・通知，全診断群分類定義付ツリー図・Q&A等の資料を体系的に網羅した**DPC点数表書籍の定本**です。
- DPC対象病院のみならず，DPC準備病院や今後DPC／PDPSを導入したいと考えている医療機関や審査支払機関などにも必携の書です。
- 資料編の「**全診断群分類定義付ツリー図**」は，見開きでツリー図，告示点数，定義がすべてわかるように編集された独自資料。ツリー図，定義テーブルから的確な診断群分類を決定し，入院期間別の点数を一緒に確認できます。
- 適切なDPCコーディングを行うために作成された「DPC／PDPS傷病名コーディングテキスト」を全文掲載しています。
- 巻末には，「最も医療資源を投入した傷病名　50音索引」及び「ICDコード索引」を付し，傷病名やICDコードから診断群分類の検索が可能です。
- DPC／PDPS全般について，理解をより深めたい方は『**DPCの基礎知識**』（37頁参照）を併せてご活用ください。

| 本書の構成（予定） | | |
|---|---|---|
| 第１部<br>解説編 | DPCとは | 「診断群分類の基本構造」，「診断群分類番号の構成」，「診断群分類の決定方法」，「DPC対象病院への参加及び退出のルール等」，「包括評価の対象患者」，「診療報酬の算定方法」，「請求方法」，「経過措置」等についてコンパクトに掲載。 |
| | DPC／PDPSの概要 | |
| | 請求方法について | |
| | 経過措置について | |
| | ７日以内の再入院(再転棟）について | |
| 第２部<br>法令編 | 告示 | DPC関連の告示・通知等を体系的に収載。DPCレセプト（告示様式）についても掲載。 |
| | 留意事項通知等 | |
| | 請求関係通知 | |
| | DPC制度参加等手続きの通知等 | |
| | 退院患者調査に関する通知 | |
| | その他の通知 | |
| 第３部<br>資料編 | 全診断群分類定義付ツリー図 | 本書のメインコンテンツとなる「全診断群分類定義付ツリー図」については，独自に「ツリー図」，「点数」，「定義テーブル」をまとめ，見やすくわかりやすく掲載。DPCに関するQ&Aについてもテーマごとにまとめて収載。 |
| | Q&A | |
| | DPC／PDPS傷病名コーディングテキスト | |
| 最も医療資源を投入した傷病名　50音索引 | | 傷病名から引ける50音索引 |
| ICDコード索引 | | ICDコードから引けるコード順索引 |

「解説編」では，DPC／PDPSについて，制度の概要等を図や表を用いて分かりやすくコンパクトに説明

■ 診断群分類番号の構成

すべての診断群分類は，数字と‘A～C, x’かは
ごとに意味をもつ。

【診断群分類番号（14 桁）の構成】

010010 x x 99 0 0 x x　　x：該当する項目がない場合

①疾患コード
「MDC」2 桁＋「各MDCにおける隔病の細分類」4 桁

②病態等分類
0：下記以外
1：15歳未満
1：15歳以上かつ市中肺炎

③年齢・出生時体重等
【年齢】
0：n 歳以上
1：n 歳未満
0：0 歳
1：1 歳以上 15 歳未満
2：15 歳以上 65 歳未満
3：65 歳以上 75 歳未満
4：75 歳以上
【出生時体重】
1：2,500g 以上
2：1,500g 以上 2,500g 未満
3：1,000g 以上 1,500g 未満
4：1,000g 未満
0：2,500g 以上
1：2,500g 未満
【JCS】
0：10 未満
1：10 以上
【Burn Index】
1：10 未満
2：10 以上
【GAF】
0：40 以上
1：40 未満
【脳卒中の発症時間，JCS】
0：4 日目以降，JCS10未満
1：4 日目以降，JCS10以上
2：3 日目以内，JCS10未満
3：3 日目以内，JCS10以上
【妊娠週数】
0：妊娠週数34週以上
1：妊娠週数34週未満
【分娩時出血量】
0：分娩時出血量2000ml 未満
1：分娩時出血量2000ml 以上

④手術
01～06：定義テーブルによる手術あり
99：手術なし
97：その他手術あり（手術あり・なしでしか分岐していない場合は「手術あり」）

⑤手術・処置等 1
0：なし
1：あり（2以降がある場合は定義テーブルに定義された項目あり）
2～5：定義テーブルに定義された項目あり

⑥手術・処置等 2
0：なし
1：あり（2以降がある場合は定義テーブルに定義された項目あり）
2～9, A～C：定義テーブルに定義された項目

⑦定義副傷病
0：なし
1, 2：あり

⑧重症度等
【手術等】
0：片眼
1：両眼
等

「法令編」では，関連告示・通知等を体系的に掲載。A4判のため，「診断群分類点数表」や「定義テーブル」等についても見やすく収載

診断群分類点数表

| 番号 | 診断群分類番号 | 傷 | | |

診療報酬算定のための

# 施設基準等の事務手引

| 令和６年６月版 | ７月発刊予定 |
|---|---|

定価　**本体 5,700 円+税（税込 6,270 円）**　B5判 約1,600頁

ISBN978-4-7894-0332-0 C3047 ¥5700E

商品 No.130516

## 人員や設備・施設などの基準を整理しわかりやすく収載
## 施設基準を網羅，最適な算定をサポート

- 診療報酬には，一定の基準（施設基準）を満たし，届け出ることによって，はじめて点数が算定できる項目があります。本書は，この**施設基準の全内容**（医科・歯科・調剤の施設基準）を収載しました。
- 基本診療料，特掲診療料それぞれの施設基準を**項目別に収載**。関係する告示・通知・届出様式を整理して，わかりやすくまとめました。
- 取扱いがかわった箇所がわかりやすいように施設基準の実質的な追加・変更点を下線で明示しています。新しい施設基準は，わかりやすく㊐印をつけて明確にしました。
- **医科**のみならず，**歯科**と**調剤**に定められた施設基準についても収載，これ一冊で施設基準がすべてわかります。
- 自院の**最適な診療報酬算定**のための施設基準を知るために，ご活用ください。

| 本書の構成（予定） | | |
|---|---|---|
| **基本診療料の施設基準等と診療報酬** | 通則事項<br>初・再診料<br>入院料等の通則<br>入院基本料<br>入院基本料等加算<br>特定入院料<br>短期滞在手術等基本料 | ●施設基準が設定されている項目ごとに，その要点と令和6年改定での変更点を解説するとともに，該当する<br>①施設基準関係の告示・通知・届出様式<br>②疑義解釈資料<br>③診療報酬関係の告示・通知<br>④その他の関係告示・通知・事務連絡<br>をまとめます。<br><br>●新設された施設基準には，項目ごとの見出しに㊐と記します。令和6年改定で実質的な追加・変更があった部分には下線をつけて明示します。 |
| **特掲診療料の施設基準等と診療報酬** | 通則事項<br>医学管理等<br>在宅医療<br>検査<br>画像診断<br>投薬<br>注射<br>リハビリテーション<br>精神科専門療法<br>処置<br>手術<br>麻酔<br>放射線治療<br>病理診断<br>歯科<br>調剤 | |
| **索引** | | ●50音索引にくわえ，どこに様式があるか探しやすいよう様式一覧も掲載します。 |

届出が必要な項目に印をつけて明記
届出様式を見出しに掲載



検査 16 D023-21

## 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出

細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出は、平成29年6月に保険適用され、平成30年改定で区分が新設された。「A234-2 感染対策向上加算」の１または２の施設基準を届け出ている保険医療機関において、敗血症が疑われる患者に対して、細菌核酸及び関連する薬剤耐性遺伝子（計15項目以上）をマイクロアレイ法により同時測定した場合に、算定する。

**施設基準告示** 第五・三の二の三　細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出の施設基準㊙

基本診療料の施設基準等第八の二十九の二の(1)の感染対策向上加算１又は(2)の感染対策向上加算２【→333頁】の施設基準を満たしていること。

**取扱い通知** 第18の２の２　細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出 ㊙

１　細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出に関する基準

区分番号「A234-2」感染対策向上加算の「１」又は「２」の施設基準に準ずる。

２　届出に関する事項

区分番号「A234-2」感染対策向上加
又は「２」の届出を行っていればよく、
薬剤耐性遺伝子同時検出として特に地
局長に対して、届出を行う必要はない

施設基準上の規定を告示・取扱い通知まとめて収載
あわせて経過措置などの関連項目も収載

検査 18-1 D026・注4

## 検体検査管理加算

（検Ⅰ）（検Ⅱ）（検Ⅲ）

検体検査管理加算は、平成８年改定により検体検査判断料及び基本的検体検査判断料の
されたものであるが、平成12年改定において、（Ⅰ）と（Ⅱ）に区分けされ、さら
従来の（Ⅱ）を（Ⅲ）とし、（Ⅱ）を新設させることで３区分となった。平成22
制で検体検査を実施する場合の（Ⅳ）が新設され、４区分となっている。
施設基準として、院内検査を行い、検体検査管理を行う十分な体制が
（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）は次の通り人員配置が定められている。
（Ⅱ）臨床検査を担当する常勤の医師１名以上
（Ⅲ）臨床検査を専ら担当する常勤の医師１名以上、常勤の
（Ⅳ）臨床検査を専ら担当する常勤の医師１名以上、常

**施設基準告示** 第五・四　検体検査管理加算の施設基準

(1)　**検体検査管理加算（Ⅰ）の施設基準**
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　**検体検査管理加算（Ⅱ）の施設基準**
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　**検体検査管理加算（Ⅲ）の施設基準**
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が４名以上配置されていること。
ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(4)　**検体検査管理加算（Ⅳ）の施設基準**
イ　院内検査を行っている病院又は診療所であること。
ロ　当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
ハ　当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が10名以上配置されていること。
ニ　当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。





１　**検体検査管理加算（Ⅰ）に関する施設基準**
検体検査管理加算（Ⅳ）の施設基準のうち(3)から(6)までの全てを満たしていること。

２　**届出に関する事項**
(1)　検体検査管理加算（Ⅰ）の施設基準に係る届出は、別添２の**様式22**【→1009頁】を用いること。

**取扱い通知** 第19の２　検体検査管理加算（Ⅱ）

１　**検体検査管理加算（Ⅱ）に関する施設基準**
(1)　臨床検査を担当する常勤の医師が１名以上配置されていること。なお、臨床検査を担当する医師とは、検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理及び試薬の管理についても携わる者であること。
検体検査管理加算（Ⅳ）の施設基準のうち(3)から(6)までの全てを満たしていること。

２　**届出に関する事項**
(1)　検体検査管理加算（Ⅱ）の施設基準に係る届出は、別添２の**様式22**を用いること。
(2)　「３　検体検査を常時実施できる検査に係る器具・装置等の名称・台数等」については、受託業者から提供されているものを除く。

**取扱い通知** 第20　検体検査管理加算（Ⅲ）

１　**検体検査管理加算（Ⅲ）に関する施設基準**
臨床検査を専ら担当する常勤の医師が１名以上、常勤の臨床検査技師が４名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理及び運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。

２　**届出に関する事項**
(1)　検体検査管理加算（Ⅲ）の施設基準に係る届出は、別添２の**様式22**を用いること。
(2)　「３　検体検査を常時実施できる検査に係る器具・装置等の名称・台数等」については、受託業者から提供されているものを除く。

**取扱い通知** 第20の２　検体検査管理加算（Ⅳ）

１　**検体検査管理加算（Ⅳ）に関する施設基準**
(1)　臨床検査を専ら担当する常勤の医師が１名以上、常勤の臨床検査技師が10名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理及び運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。
(2)　院内検査に用いる検査機器及び試薬の全てが受託業者から提供されていないこと。
(3)　次に掲げる緊急検査が当該保険医療機関内で常時実施できる体制にあること。
ア　血液学的検査のうち末梢血液一般検査
イ　生化学的検査のうち次に掲げるもの
総ビリルビン、総蛋白、尿素窒素、クレアチニン、グルコース、アミラーゼ、クレアチンキナーゼ（CK）、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、血液ガス分析
ウ　免疫学的検査のうち以下に掲げるもの
ABO血液型、Rh（D）血液型、Coombs試験（直接、間接）
エ　微生物学的検査のうち以下に掲げるもの
排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査（その他のものに限る。）
(4)　定期的に臨床検査の精度管理を行っていること。
(5)　外部の精度管理事業に参加していること。
(6)　臨床検査の適正化に関する委員会が設置されていること。

２　**届出に関する事項**
(1)　検体検査管理加算（Ⅳ）の施設基準に係る届出は、別添２の**様式22**を用いること。
(2)　「３　検体検査を常時実施できる検査に係る器具・装置等の名称・台数等」については、受託業者から提供されているものを除く。





検査 18-3 D026・注6

## 遺伝カウンセリング加算　届

（遺伝カウンセリング加算）（遺伝カ）様式23

遺伝カウンセリング加算は、医療機関が遺伝学的検査を行う場合、臨床遺伝学の専門知識を持ち、本人及び家族等の心理社会的支援を行うことができる者が遺伝カウンセリングを実施する必要があることから、平成20年改定により検体検査判断料の加算項目として設定されたものである。遺伝学的検査を実施し、その結果について患者やその家族に対して情報提供を行う際、遺伝カウンセリングを実施した場合に加算する。
平成30年改定では、医師について、週３日以上かつ週24時間以上（令和２年改定で週22時間以上に改正）の勤務を行っている非常勤医師を２名以上組み合わせた常勤換算でも配置可能となった。また、検査の実施前に、患者またはその家族等に対し、検査の目的並びに検査の実施によって生じうる利益と不利益についての説明等を含めたカウンセリングを行うことが算定要件に追加された。
令和２年改定では、遺伝カウンセリング加算の対象検査に、遺伝性腫瘍に係る検査が追加された。また、遺伝子パネル検査に係る遺伝カウンセリングについては、算定できる施設ががんゲノム医療中核拠点病院等に限定され、遺伝性腫瘍カウンセリング加算として新設された（978頁参照）。
令和４年改定では、難病領域において、個別の疾患の診断・治療に関する知識等を有する医師が必ずしも十分には従事しないことを踏まえ、遺伝カウンセリング加算について、患者に対面診療を行う医師と当該疾患に関する十分な知識等を有する医師が連携し、情報通信機器を用いて遺伝カウンセリングを実施した場合も算定可能となった（遠隔連携遺伝カウンセリング）。

**施設基準告示** 第五・五　遺伝カウンセリング加算の施設基準等 ㊙

(1)　遺伝カウンセリング加算の施設基準
イ　当該保険医療機関内に遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤の医師が配置されていること。
ロ　当該カウンセリングを受けた全ての患者又はその家族に対して、それぞれの患者が受けたカウンセリングの内容が文書により交付され、説明がなされていること。
(2)　遠隔連携遺伝カウンセリングの施設基準
イ　遺伝カウンセリング加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ロ　情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

**取扱い通知** 第21　遺伝カウンセリング加算 ㊙

１　**遺伝カウンセリング加算に関する施設基準**
(1)　遺伝カウンセリングを要する診療に係る経験を３年以上有する常勤の医師が１名以上配置されていること。なお、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師（遺伝カウンセリングを要する診療に係る経験を３年以上有する医師に限る。）を２名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。
(2)　遺伝カウンセリングを年間合計20例以上実施していること。

２　**遠隔連携遺伝カウンセリングに係る施設基準** ㊙
(1)　１に係る届出を行っている保険医療機関であること。
(2)　オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。

３　**届出に関する事項**
(1)　遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出は別添２の**様式23**【→1009頁】を用いること。
(2)　「２」については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はない。



届出様式を収載



様式22

検体検査管理加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）
国際標準検査管理加算
の施設基準に係る届出書添付書類
※該当する届出事項を○で囲むこと。

| | | |
|---|---|---|
| 1　臨床検査を（専ら）担当する常勤医師の氏名等 | | |
| 常勤医師の氏名 | 勤務時間 | |
| | 時間 | |
| 2　常勤の臨床検査技師の人数 | 名 | |
| 3　検体検査管理加算Ⅳを実施するに当たって新たに導入した検査機器の名称・台数等 | | |
| 血液学的検査 | | |
| 生化学的検査 | | |
| 免疫学的検査 | | |
| 微生物学的検査 | | |
| 4　臨床検査の精度管理の実施の状況 | 実施している　・　実施していない | |
| 5　参加している外部の精度管理事業の名称 | | |
| 6　臨床検査の適正化に関する委員会の有無 | 有　・　無 | |
| 7　国際標準検査管理加算の施設基準に関する届出時期に基づく保険医療機関の指定の有無 | 有　・　無 | |

[記載上の注意]
1　「1　臨床検査を（専ら）担当する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める通あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。また、当該医師の所定労働時間のうち、検体検査の利用の時間や検体検査全般の管理・運営に携わる時間がわかるように合計すること。
2　「2」について、緊急検査を常時実施できる体制については、（従事者の勤務状況など具体的にわかるように）を添付すること。
3　「3」について、検査機器ごとに器具・装置等が変わる場合は検査機器ごとに器具名を記載すること。
4　「4」について、臨床検査の精度管理の実施状況の具体的に記載（実施及び参加、実施時期、実施者など実施状況が具体的にわかるよう）を添付すること。
5　「5」について、参加者は精度管理を選択すること。
6　「7」について、国際標準検査管理加算を届出ていない場合は、記載しないこと。

様式22の2

HPV検査検出
HPV検査検出（簡易ジェノタイプ判定）
の施設基準に係る届出書添付書類

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　標榜診療科名（施設基準に係る標榜科名を記入すること。） | | | 科 |
| 2　直検入科の標榜を行う直入常勤の医師の氏名等 | 常勤医師の氏名 | 勤務時間 | 直検入科の標榜年数 |
| | | 時間 | 年 |
| | | 時間 | 年 |
| | | 時間 | 年 |
| | | 時間 | 年 |
| | | 時間 | 年 |

[記載上の注意]
「2」の直検入科を標榜する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める通あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。

様式22の3

ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準に係る届出書添付書類

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　当該保険医療機関において施設基準の届出を行っている診療科（該当する○に○印）<br>（該当する○に○印）<br>（複数可） | 1　感染症内人間科の「2」<br>2　感染症内人間科の「3」<br>3　感染症内人間科の「4」<br>4　感染症内人間科の「5」<br>5　臨床検査科（感染症科）「1」<br>6　呼吸器外科（感染症科）「2」<br>7　呼吸器内科（感染症科）「3」<br>8　呼吸器外科（感染症科）「4」<br>9　小児呼吸器外科（感染症科）<br>10　産婦人科（感染症科）「1」<br>11　産婦人科（感染症科）「2」<br>12　産婦人科（感染症科）「3」<br>13　産婦人科（感染症科）「4」<br>14　泌尿器科（感染症科）「1」<br>15　泌尿器科（感染症科）「2」<br>16　泌尿器科（感染症科）「3」<br>17　泌尿器科（感染症科）「4」<br>18　泌尿器科（感染症科）「5」<br>19　泌尿器科（感染症科）「6」<br>20　泌尿器科（感染症科）「7」<br>21　泌尿器科（感染症科）「8」<br>22　泌尿器科（感染症科）「9」<br>23　泌尿器科（感染症科）「10」<br>24　泌尿器科（感染症科）「11」<br>25　泌尿器科（感染症科）「12」<br>26　泌尿器科（感染症科）「13」<br>27　泌尿器科（感染症科）「14」<br>28　泌尿器科（感染症科）「15」<br>29　泌尿器科（感染症科）「16」<br>30　泌尿器科（感染症科）「17」<br>31　泌尿器科（感染症科）「18」<br>32　泌尿器科（感染症科）「19」<br>33　泌尿器科（感染症科）「20」<br>34　泌尿器科（感染症科）「21」<br>35　泌尿器科（感染症科）「22」<br>36　泌尿器科（感染症科）「23」<br>37　泌尿器科（感染症科）「24」<br>38　泌尿器科（感染症科）「25」<br>39　泌尿器科（感染症科）「26」<br>40　泌尿器科（感染症科）「27」<br>41　泌尿器科（感染症科）「28」<br>42　泌尿器科（感染症科）「29」<br>43　泌尿器科（感染症科）「30」<br>44　泌尿器科（感染症科）「31」<br>45　泌尿器科（感染症科）「32」<br>46　泌尿器科（感染症科）「33」<br>47　泌尿器科（感染症科）「34」<br>48　泌尿器科（感染症科）「35」<br>49　泌尿器科（感染症科）「36」<br>50　泌尿器科（感染症科）「37」<br>51　泌尿器科（感染症科）「38」<br>52　泌尿器科（感染症科）「39」<br>53　泌尿器科（感染症科）「40」<br>54　泌尿器科（感染症科）「41」<br>55　泌尿器科（感染症科）「42」<br>56　泌尿器科（感染症科）「43」<br>57　泌尿器科（感染症科）「44」<br>58　泌尿器科（感染症科）「45」<br>59　泌尿器科（感染症科）「46」<br>60　泌尿器科（感染症科）「47」<br>61　泌尿器科（感染症科）「48」<br>62　泌尿器科（感染症科）「49」<br>63　泌尿器科（感染症科）「50」<br>64　泌尿器科（感染症科）「51」<br>65　泌尿器科（感染症科）「52」<br>66　泌尿器科（感染症科）「53」<br>67　泌尿器科（感染症科）「54」<br>68　泌尿器科（感染症科）「55」<br>69　泌尿器科（感染症科）「56」<br>70　泌尿器科（感染症科）「57」<br>71　泌尿器科（感染症科）「58」<br>72　泌尿器科（感染症科）「59」<br>73　泌尿器科（感染症科）「60」<br>74　泌尿器科（感染症科）「61」<br>75　泌尿器科（感染症科）「62」<br>76　泌尿器科（感染症科）「63」<br>77　泌尿器科（感染症科）「64」<br>78　泌尿器科（感染症科）「65」<br>79　泌尿器科（感染症科）「66」<br>80　泌尿器科（感染症科）「67」<br>81　泌尿器科（感染症科）「68」<br>82　泌尿器科（感染症科）「69」<br>83　泌尿器科（感染症科）「70」<br>84　泌尿器科（感染症科）「71」<br>85　泌尿器科（感染症科）「72」<br>86　泌尿器科（感染症科）「73」<br>87　泌尿器科（感染症科）「74」<br>88　泌尿器科（感染症科）「75」<br>89　泌尿器科（感染症科）「76」<br>90　泌尿器科（感染症科）「77」<br>91　泌尿器科（感染症科）「78」<br>92　泌尿器科（感染症科）「79」<br>93　泌尿器科（感染症科）「80」<br>94　泌尿器科（感染症科）「81」<br>95　泌尿器科（感染症科）「82」<br>96　泌尿器科（感染症科）「83」<br>97　泌尿器科（感染症科）「84」<br>98　泌尿器科（感染症科）「85」<br>99　泌尿器科（感染症科）「86」<br>100　泌尿器科（感染症科）「87」<br>101　泌尿器科（感染症科）「88」<br>102　泌尿器科（感染症科）「89」<br>103　泌尿器科（感染症科）「90」<br>104　泌尿器科（感染症科）「91」<br>105　泌尿器科（感染症科）「92」<br>106　泌尿器科（感染症科）「93」<br>107　泌尿器科（感染症科）「94」<br>108　泌尿器科（感染症科）「95」<br>109　泌尿器科（感染症科）「96」<br>110　泌尿器科（感染症科）「97」<br>111　泌尿器科（感染症科）「98」<br>112　泌尿器科（感染症科）「99」<br>113　泌尿器科（感染症科）「100」 | | |
| 2　当該保険医療機関において感染症に係る診療を専ら行なう常勤の医師の氏名等 | 常勤医師の氏名 | 当該診療に要する経験分野 | 当該診療に要する経験年数 |
| | | 感染症診療<br>臨床検査 | 時間　年 |
| | | 感染症診療<br>臨床検査 | 時間　年 |
| | | 感染症診療<br>臨床検査 | 時間　年 |
| | | 感染症診療<br>臨床検査 | 時間　年 |
| | | 感染症診療<br>臨床検査 | 時間　年 |

[記載上の注意]
1　「1」の常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める通あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。
2　「2」の当該すべ経験分野については、該当する○に○印をつけること。

様式23

遺伝学的検査の注
遺伝カウンセリング加算
の施設基準に係る届出書添付書類

遺伝カウンセリングを要する診療に係る経験を３年以上有する常勤医師に係る事項

| 常勤医師番号 | 氏名 | 勤務時間 | 遺伝カウンセリングの経験年数 |
|---|---|---|---|
| ○ | | 時間 | 年 |
| ○ | | 時間 | 年 |

2　当該保険医療機関における遺伝カウンセリングの年間実施件数（20例以上）
件

3　関係学会の作成する遺伝学的検査の実施に関する指針の遵守
有　・　無

4　遺伝学的検査の一覧を掲示する施設

| 名称 | 住所 | 連絡方法 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

[記載上の注意]
1　「1」については、遺伝カウンセリングを要する診療に係る経験を有する常勤医師につき記載すること。なお、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤医師」の○に「イ」を記入すること。週単位勤務時間について、就業規則等に定める通あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。

# 看護関連施設基準・食事療養等の実際

| 令和６年10月版 | 10月発刊予定 |
|---|---|

定価　**本体 5,000 円+税（税込 5,500 円）**　　B５判 約1,300頁

ISBN978-4-7894-1728-0 C3047 ¥5000E

商品 No.140218

## 看護サービスにおける診療報酬での適切な評価・取扱いの情報を集成

- 医療機関の**経営管理者・看護師**等専門職を対象に，保険医療における**看護サービスの考え方と運用**を詳しく解説しています。
- 入院サービス提供の基本となる**看護サービスに関連する診療報酬の施設基準と食事の提供に関する情報**を集成しています。届出から点数算定までを一連の流れで構成した，**実務重視**の編集です。
- 看護サービスや食事・栄養関連の診療報酬について歴史的経緯をふまえ，図表を用いわかりやすく解説している「総説」を掲載。「総説」を読み，さらに知りたい法令・通知等を読めるように編集しています。

### 本書の構成（予定）

| | | |
|---|---|---|
| 総説 | 診療報酬における入院医療と看護技術の評価<br>診療報酬における食事の評価<br>診療報酬請求に係る留意点<br>令和６年度改定に係る経過措置 | ●診療報酬上，看護サービスがどのような観点から評価されているかを解説しています。また，昭和33年（1958年）の「基準看護」設定以来の歴史的変遷を紹介したうえで，近年の改定についてはその趣旨も含めて詳述しています。 |
| 看護関連施設基準等と診療報酬 | 基本診療料（入院・看護関連）<br>特掲診療料（看護関連） | ●各項目のはじめに，成り立ちや改正のポイントなどを記述しています。<br>●施設基準告示とその取扱い通知についてまとめています。告示・通知をあわせて読むことができるので，求められている基準がわかりやすくなっています。 |
| 入院時食事療養及び入院時生活療養<br>栄養関連診療報酬 | | ●算定のために必要な情報をまとめています。告示のほか，項目ごとに通知の記述について解説を加えているので，より理解が深まります。<br>●栄養関連診療報酬では，諸規定について図とあわせて算定要件等をわかりやすく解説しています。 |

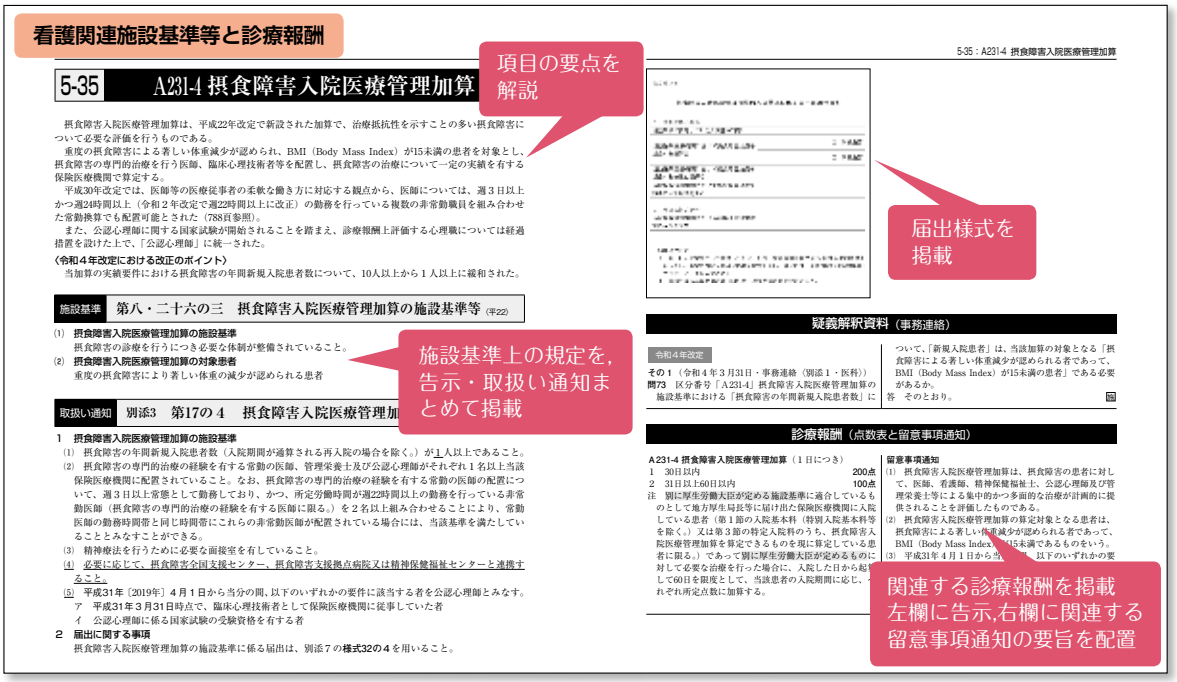

検査／病理診断／画像診断

# 検査と適応疾患 レセ電コード付

**令和６年６月版** | **４月発刊予定**

櫻林　郁之介（自治医科大学名誉教授）　監修

定価　**本体 3,300 円+税（税込 3,630 円）**　A5判 2色 約570頁

ISBN978-4-7894-2842-2 C3047 ￥3300E

商品 No.140090

## レセプト電算処理に対応！
## 医療保険の視点から見た検査のハンドブック。この１冊ですべてを網羅！

- 医科診療報酬点数表「検査」，「病理診断」，「画像診断」の部の項目に対し，レセ電コードごとに対象となる主な適応疾患，臨床的意義，保険請求上の留意点（厚生労働省発出の告示・通知・記載要領・事務連絡等の算定ルール）および関連検査を，点数表の区分番号順に配列したコンパクトな実務書です。
- レセ電コードおよびレセ電検査名を併記しました。
- 請求および審査上重要となる「主な適応疾患」，「臨床的意義」，「関連検査」は専門医による監修を受けて，エビデンスに基づいた情報を収録しています。

**※本書の内容は，CSVファイル形式のデータベースでも販売しています（44頁参照）。**

### 本書の構成（予定）

**●検体検査／生体検査　●病理診断　●画像診断　●疾患別検査一覧（索引付）　●付録／索引（検査項目名）**

主な適応疾患，臨床的意義，保険請求上の留意点（保険メモ），関連検査をまとめて表示

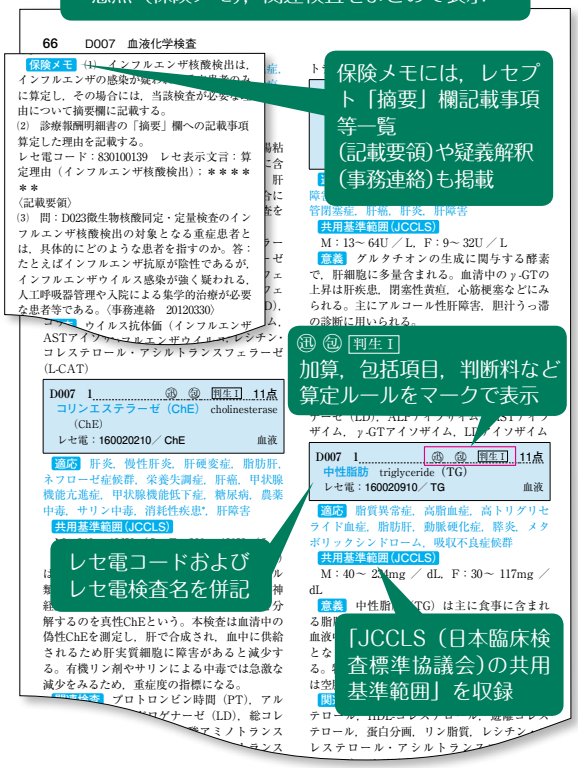


保険メモには，レセプト「摘要」欄記載事項等一覧（記載要領）や疑義解釈（事務連絡）も掲載

加算，包括項目，判断料など算定ルールをマークで表示

レセ電コードおよびレセ電検査名を併記

「JCCLS（日本臨床検査標準協議会）の共用基準範囲」を収録

疾患別に検査をまとめた一覧を掲載
検査名の後に本書のページを掲載

レセプト事務のための

# 薬効・薬価リスト

| 令和６年度版 | ４月発刊予定 |
|---|---|

定価　本体 6,700 円+税（税込 7,370 円）　　B５判 2色 約1,100頁

ISBN978-4-7894-0283-5 C3047 ¥6700E

商品 No.120228

## 適応・薬価をはじめレセプト事務に必要な情報を集約
## 請求・審査・点検に欠かせない決定版

- 薬価基準収載の全品目を，内用薬・外用薬・注射薬・歯科用薬別に50音順に収録。
- 薬価，適応のほか，用法・用量，保険上の取扱いなど，**必要な情報を即座にチェック**できます。
- 各品目の一般名から引ける**一般名索引を掲載し,一般名処方にも対応**できるようになりました。
- 追補情報を**社会保険研究所ウェブサイト上で迅速・無料で掲載**しています（**薬価追補サービス**→13頁参照）。
  本文の内容に合わせた新医薬品や,先発品との効能･用法差をまとめた後発品といった,収載の種類により整理した追補PDFです。

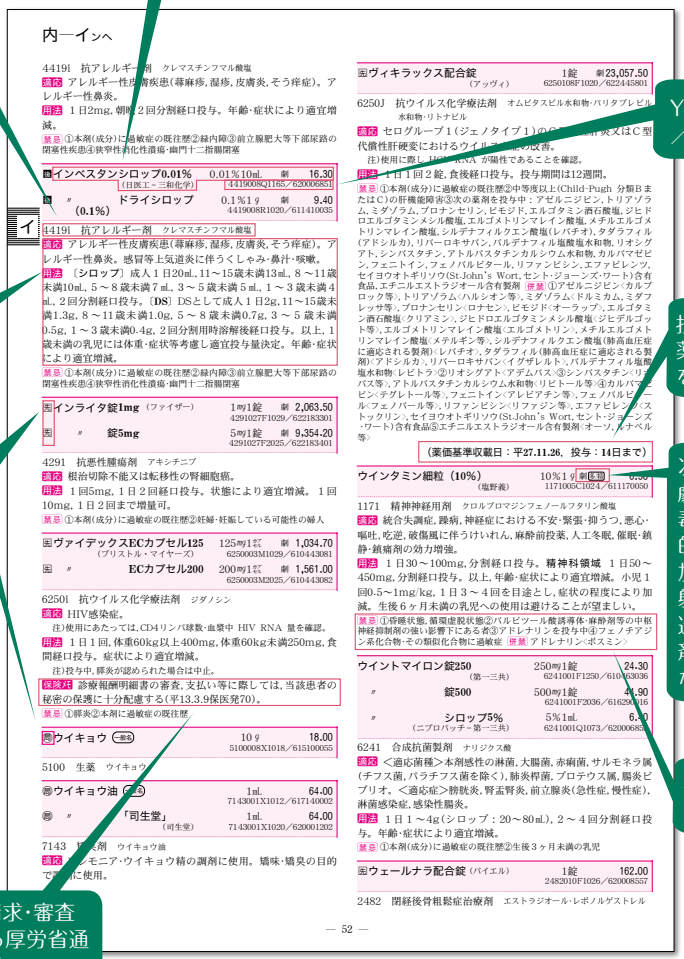

## 『薬効・薬価リスト』は付録・資料も充実

1　投薬料・注射料（診療報酬）
2　調剤報酬
3　投与日数に制限のある内用薬・外用薬
4　適応外使用・審査事例一覧
（社会保険診療報酬支払基金発表）
5　会社名一覧
6　経過措置期間が終了した銘柄収載品および
それに準じる統一名収載品
7　一般名索引

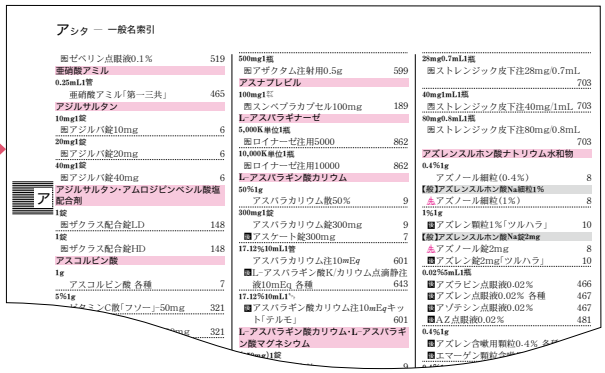


# 投薬禁忌リスト

| 令和６年版 | ４月発刊予定 |
|---|---|

定価　**本体 4,400 円+税（税込 4,840 円）**　　B５判 2色 約620頁

ISBN978-4-7894-2601-5 C3047 ¥4400E

商品 No.120531

## 臨床使用で要注意な，警告・禁忌等を簡単チェック
## 『薬効・薬価リスト』をさらに深める姉妹図書

- 禁忌事項または重大な副作用がある薬剤を商品名50音順に収録。**禁忌等の情報が簡単にチェック**できます。
- 先発医薬品･後発医薬品を問わず，商品ごとの**併用禁忌情報が一度引きで確認**できます。
- 添付文書の**新記載要領にも対応**。記載の新旧がひと目で判別できます。
- 巻末付録には，『飲食物・嗜好品等と医薬品の相互作用一覧』『併用禁忌に記載のある薬剤名等一覧』等，さっと確認できる一覧を掲載しています。

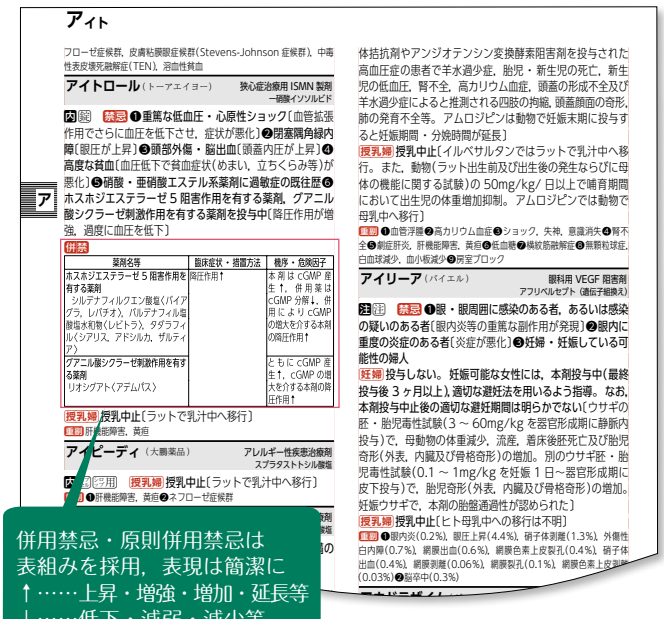


併用禁忌・原則併用禁忌は
表組みを採用，表現は簡潔に
↑……上昇・増強・増加・延長等
↓……低下・減弱・減少等

## 巻末資料の一覧

『併用禁忌参照のための薬物群と成分および製品』
『併用禁忌に記載のある薬剤名等一覧』
『避妊の記載がある薬剤一覧』
『飲食物・嗜好品等と医薬品の相互作用一覧』

適応・用法付　薬効別薬価基準

# 保険薬事典 Plus+

| 令和６年４月版 | ３月発刊予定 |
|---|---|

定価　本体 4,800 円+税（税込 5,280 円）　A５判 2色 約1,100頁

ISBN978-4-7894-2883-5 C3047 ¥4800E

商品 No.120661

## 同成分の各医薬品の適応・用法，薬価等の情報をひと目でチェックできる新定番書

- 薬価だけでなく，先発品と同成分の後発品がわかる！ と評判の「保険薬事典」に，適応・用法をPlus+しました。
- 成分でまとめているため，同種同効品や先発品と適応の異なる後発品のチェックが簡単にできます。
- 薬価基準未収載の**避妊剤**や**ＥＤ治療剤，男性型脱毛症剤，放射性物質除去剤**など，注目の医薬品もPlus+収録しています。
- 見やすい2色刷りとし，レイアウトにもこだわって，パッと見て判別できる紙面です。
- 追補情報を**社会保険研究所ウェブサイト上で迅速・無料で掲載**しています（**薬価追補サービス**→13頁参照）。

### 本書の構成（予定）

○投薬料点数早見表　○注射料点数早見表　○調剤報酬点数表
○品目索引
○本編：内用薬／注射薬／外用薬／歯科用薬剤
○薬効分類目次／医薬品略名一覧／会社名一覧　等

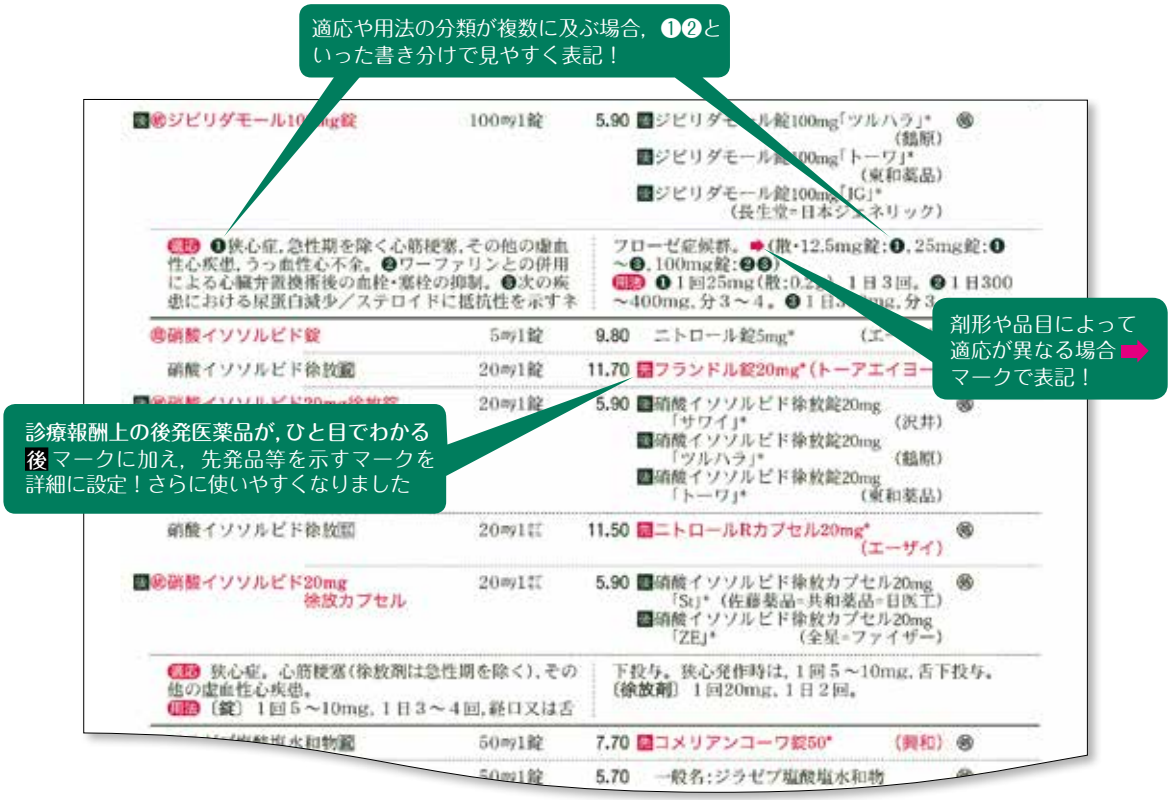

商品名・一般名からさがす

# ジェネリック医薬品リスト

| 令和６年８月版 | ８月発刊予定 |
|---|---|

定価　本体 3,600 円+税（税込 3,960 円）　A5判 2色 約640頁

ISBN978-4-7894-2892-7 C3047 ¥3600E

商品 No.120621

## 保険医療機関がジェネリック医薬品を採用する際，必要となる情報をわかりやすくまとめた実用・専門書

**●医療機関の方へ**

【連想しやすい！】 覚えている商品名から，その成分グループにおける後発品の有無，後発品があるものであれば代表薬の名前がわかります。さらに詳しく知りたい場合，矢印にある一般名の掲載箇所をご覧ください。

【処方に便利！】 一般名処方を行った際，処方箋の種類の計算に使用できる最低薬価が一目瞭然です。
一般名処方加算１・２もしっかり整理。処方箋に書く一般名記載も迷いません。

**●保険者の方へ**

【確認できる！】 一般名処方が可能な成分・規格グループがはっきりわかります。
成分グループごとに適応・用法の違いが書き分けられており，適正使用の確認に役立ちます。

【差額表示でも便利！】 メーカーで個別に対応できる小包装供給マーク入りで，被保険者へ勧めやすい後発医薬品の目安となります。

**●薬局の方へ**

【備蓄薬剤の確認に便利！】 処方箋上に記載された一般名処方名から，個々の後発医薬品名がすぐに特定できます。

【急な調剤でも対応可能！】 各後発品の小包装供給マーク入り。 製薬メーカーの連絡先とあわせ，小包装での急な調剤にも対応できます。

【代替調剤に役立つ！】 今改定で基礎的医薬品となった品目であっても，それ以前に診療報酬上の後発医薬品を含むグループであれば掲載。その他の後発品と同様，同額以下で代替できる品目がすっきりわかります。

### 本書の構成（予定）

○薬効分類一覧　○内用薬　○注射薬　○外用薬

附録　◇ジェネリック医薬品に関するトピックス（初収載品目, AG, BS, ABS等）　◇屋号等一覧　◇会社連絡先一覧　◇商品名索引

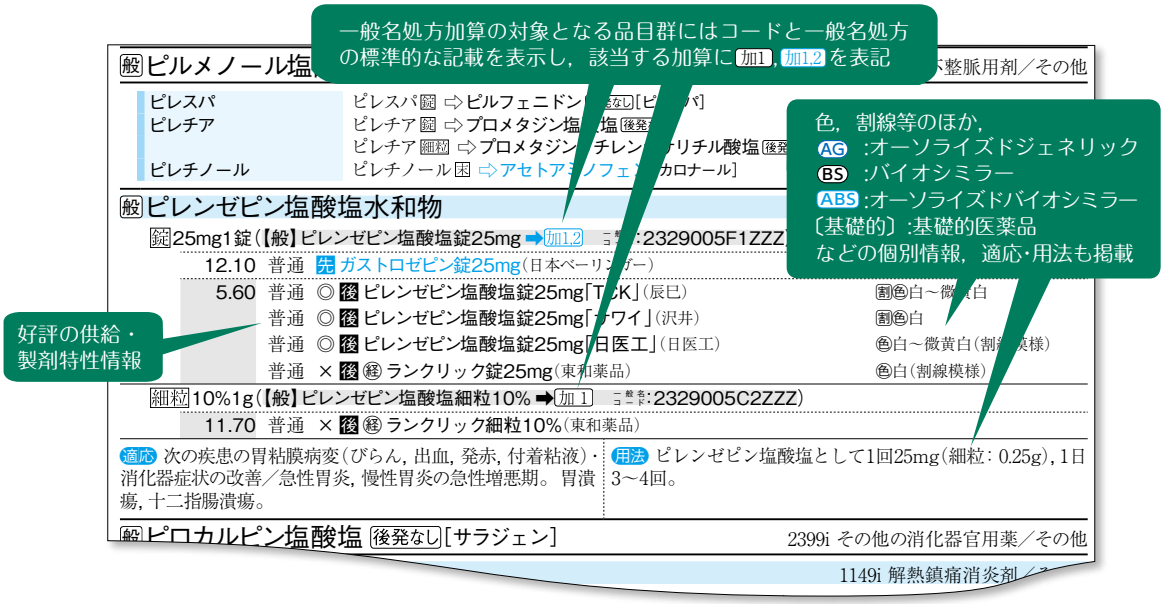

「特定保険医療材料」解説

# 特材算定ハンドブック レセ電コード付

**令和６年６月版**　**４月発刊予定**

川村　雅文　監修　医療材料実務研究会

定価　**本体 5,200 円+税（税込 5,720 円）**　A５判 4色 約490頁
ISBN978-4-7894-0552-2 C3047 ¥5200E
商品 No.150157

## 特定保険医療材料を簡明に解説
## 診療報酬算定ルール・主な適応等を収録したコンパクトな一冊！

- 特定保険医療材料について，分野または機能区分ごとに，厚生労働省発出の告示・通知等の算定ルール等の情報がまとまっていて，ひと目でわかります。
- 対象は医科診療報酬点数表の「在宅医療」，「医科（フィルムは除く）」。
- レセ電コードを併記いたしました。
- 材料の解説および主な写真等を収録しています。
- 請求および審査上重要となる「適応疾患」，「関連手技」，「材料の解説」は専門医による監修を受けて，エビデンスに基づいた情報を収録しています。

※本書の内容は，CSVファイル形式のデータベースでも販売しています（44頁参照）。

### 本書の構成（予定）

- **医学管理等・検査・画像診断・投薬・注射・処置・手術・麻酔・放射線治療用特定保険医療材料**
- **在宅医療用特定保険医療材料**
- **付録：薬事承認・認証の類別・一般的名称／分野名索引／略称索引／レセ電コード索引**

保険診療

# 処置・手術と適応疾患&特定保険医療材料

レセ電コード付

**令和６年６月版**　**７月発刊予定**

保険請求実務研究会
定価　**本体 5,400 円＋税（税込 5,940 円）**　A5判 2色 約450頁
ISBN978-4-7894-0581-2 C3047 ¥5400E
商品 No.150801

## 処置・手術における適応疾患と使用する特定保険医療材料の情報を収録
## エビデンスに基づいた保険請求に関連する情報をコンパクトにまとめた1冊!

- 医科診療報酬点数表「処置」，「手術」の部の項目に対し，区分番号ごとに「レセ電コード」，「主な適応疾患」，「使用する特定保険医療材料」を収録しました。
- 特定保険医療材料については，使用量（目安）も併記しました。
- 適応疾患および特定保険医療材料は，専門医の監修を得た情報を収録しています。
- 告示・通知内容は，適応疾患，特定保険医療材料に関連するものを抜粋してコンパクトにまとめました。

※本書の内容は，CSVファイル形式のデータベースでも販売しています（44頁参照）。

### 本書の構成（予定）

Ⅰ　処置：レセ電コード／レセ電名称／点数／適応疾患／特定保険医療材料および使用量／保険メモ
Ⅱ　手術：レセ電コード／レセ電名称／点数／適応疾患／特定保険医療材料および使用量／保険メモ
資 料 編：処置・手術通則，特材別表Ⅱ一覧，特材留意事項／索引

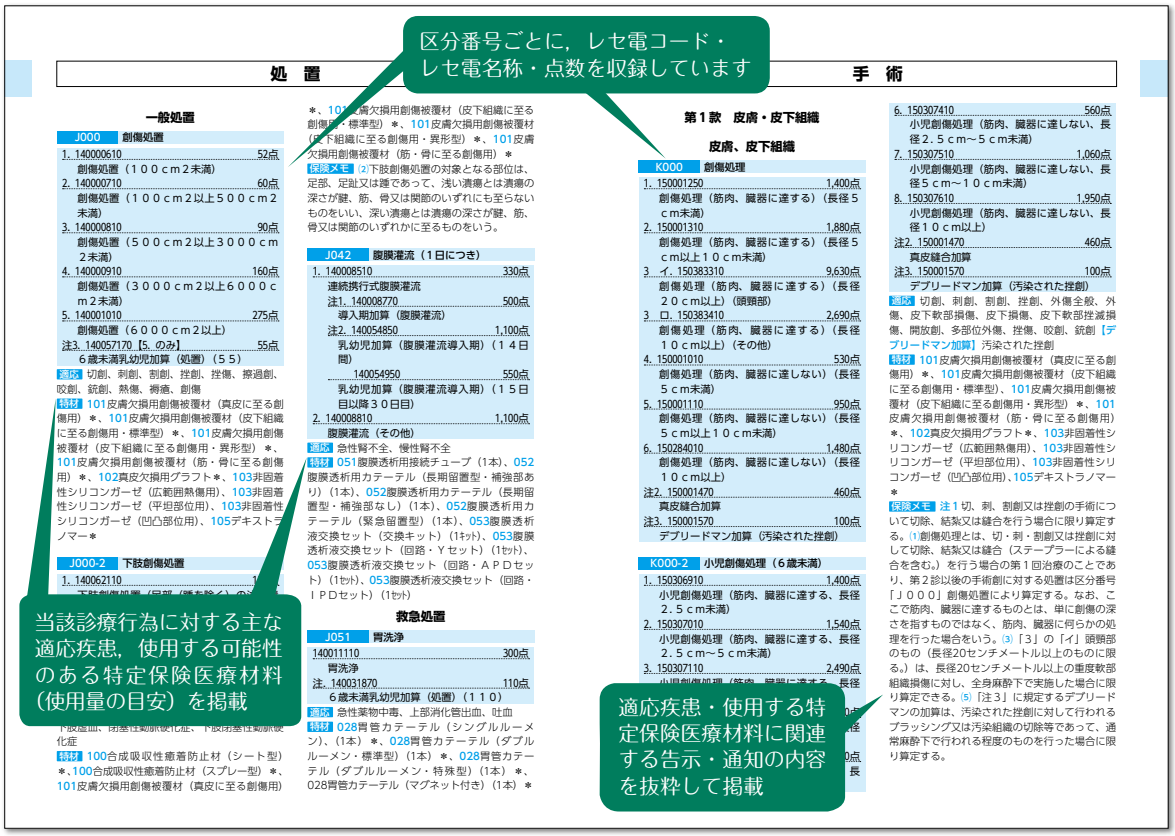

区分番号ごとに，レセ電コード・レセ電名称・点数を収録しています

処　置

一般処置

J000　創傷処置
1. 140000610 ……52点
創傷処置（１００ｃｍ２未満）
2. 140000710 ……60点
創傷処置（１００ｃｍ２以上５００ｃｍ２未満）
3. 140000810 ……90点
創傷処置（５００ｃｍ２以上３０００ｃｍ２未満）
4. 140000910 ……160点
創傷処置（３０００ｃｍ２以上６０００ｃｍ２未満）
5. 140001010 ……275点
創傷処置（６０００ｃｍ２以上）
注3. 140057170【5. のみ】 ……55点
６歳未満乳幼児加算（処置）（５５）
適応 切創、刺創、割創、挫創、挫傷、擦過創、咬創、銃創、熱傷、褥瘡、創傷
特材 101皮膚欠損用創傷被覆材（真皮に至る創傷用）＊、101皮膚欠損用創傷被覆材（皮下組織に至る創傷用・標準型）＊、101皮膚欠損用創傷被覆材（皮下組織に至る創傷用・異形型）＊、101皮膚欠損用創傷被覆材（筋・骨に至る創傷用）＊、102真皮欠損用グラフト＊、103非固着性シリコンガーゼ（広範囲熱傷用）、103非固着性シリコンガーゼ（平坦部位用）、103非固着性シリコンガーゼ（凹凸部位用）、105デキストラノマー＊

J000-2　下肢創傷処置
1. 140062110 ……1

当該診療行為に対する主な適応疾患，使用する可能性のある特定保険医療材料（使用量の目安）を掲載

＊、101皮膚欠損用創傷被覆材（皮下組織に至る創傷用・標準型）＊、101皮膚欠損用創傷被覆材（皮下組織に至る創傷用・異形型）＊、101皮膚欠損用創傷被覆材（筋・骨に至る創傷用）＊
保険メモ (2)下肢創傷処置の対象となる部位は、足部、足趾又は踵であって、浅い潰瘍とは潰瘍の深さが腱、筋、骨又は関節のいずれにも至らないものをいい、深い潰瘍とは潰瘍の深さが腱、筋、骨又は関節のいずれかに至るものをいう。

J042　腹膜灌流（１日につき）
1. 140008510 ……330点
連続携行式腹膜灌流
注1. 140008770 ……500点
導入期加算（腹膜灌流）
注2. 140054850 ……1,100点
乳幼児加算（腹膜灌流導入期）（１４日間）
140054950 ……550点
乳幼児加算（腹膜灌流導入期）（１５日目以降３０日目）
2. 140008810 ……1,100点
腹膜灌流（その他）
適応 急性腎不全、慢性腎不全
特材 051腹膜透析用接続チューブ（1本）、052腹膜透析用カテーテル（長期留置型・補強部あり）（1本）、052腹膜透析用カテーテル（長期留置型・補強部なし）（1本）、052腹膜透析用カテーテル（緊急留置型）（1本）、053腹膜透析液交換セット（交換キット）（1ｾｯﾄ）、053腹膜透析液交換セット（回路・Ｙセット）（1ｾｯﾄ）、053腹膜透析液交換セット（回路・ＡＰＤセット）（1ｾｯﾄ）、053腹膜透析液交換セット（回路・ＩＰＤセット）（1ｾｯﾄ）

救急処置

J051　胃洗浄
140011110 ……300点
胃洗浄
注. 140031870 ……110点
６歳未満乳幼児加算（処置）（１１０）
適応 急性薬物中毒、上部消化管出血、吐血
特材 028胃管カテーテル（シングルルーメン）、（1本）＊、028胃管カテーテル（ダブルルーメン・標準型）（1本）＊、028胃管カテーテル（ダブルルーメン・特殊型）（1本）＊、028胃管カテーテル（マグネット付き）（1本）＊

手　術

第１款　皮膚・皮下組織

皮膚、皮下組織

K000　創傷処理
1. 150001250 ……1,400点
創傷処理（筋肉、臓器に達する）（長径５ｃｍ未満）
2. 150001310 ……1,880点
創傷処理（筋肉、臓器に達する）（長径５ｃｍ以上１０ｃｍ未満）
3. イ. 150383310 ……9,630点
創傷処理（筋肉、臓器に達する）（長径２０ｃｍ以上）（頭頸部）
3. ロ. 150383410 ……2,690点
創傷処理（筋肉、臓器に達する）（長径１０ｃｍ以上）（その他）
4. 150001010 ……530点
創傷処理（筋肉、臓器に達しない）（長径５ｃｍ未満）
5. 150001110 ……950点
創傷処理（筋肉、臓器に達しない）（長径５ｃｍ以上１０ｃｍ未満）
6. 150284010 ……1,480点
創傷処理（筋肉、臓器に達しない）（長径１０ｃｍ以上）
注2. 150001470 ……460点
真皮縫合加算
注3. 150001570 ……100点
デブリードマン加算（汚染された挫創）

K000-2　小児創傷処理（６歳未満）
1. 150306910 ……1,400点
小児創傷処理（筋肉、臓器に達する、長径２．５ｃｍ未満）
2. 150307010 ……1,540点
小児創傷処理（筋肉、臓器に達する、長径２．５ｃｍ～５ｃｍ未満）
3. 150307110 ……2,490点
小児創傷処理（筋肉、臓器に達する、長

適応疾患・使用する特定保険医療材料に関連する告示・通知の内容を抜粋して掲載

6. 150307410 ……560点
小児創傷処理（筋肉、臓器に達しない、長径２．５ｃｍ～５ｃｍ未満）
7. 150307510 ……1,060点
小児創傷処理（筋肉、臓器に達しない、長径５ｃｍ～１０ｃｍ未満）
8. 150307610 ……1,950点
小児創傷処理（筋肉、臓器に達しない、長径１０ｃｍ以上）
注2. 150001470 ……460点
真皮縫合加算
注3. 150001570 ……100点
デブリードマン加算（汚染された挫創）
適応 切創、刺創、割創、挫創、外傷全般、外傷、皮下軟部損傷、皮下損傷、皮下軟部挫滅損傷、開放創、多部位外傷、挫傷、咬創、銃創【デブリードマン加算】汚染された挫創
特材 101皮膚欠損用創傷被覆材（真皮に至る創傷用）＊、101皮膚欠損用創傷被覆材（皮下組織に至る創傷用・標準型）、101皮膚欠損用創傷被覆材（皮下組織に至る創傷用・異形型）＊、101皮膚欠損用創傷被覆材（筋・骨に至る創傷用）＊、102真皮欠損用グラフト＊、103非固着性シリコンガーゼ（広範囲熱傷用）、103非固着性シリコンガーゼ（平坦部位用）、103非固着性シリコンガーゼ（凹凸部位用）、105デキストラノマー＊
保険メモ 注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。(1)創傷処理とは、切・刺・割創又は挫創に対して切除、結紮又は縫合（ステープラーによる縫合を含む。）を行う場合の第１回治療のことであり、第２診以後の手術創に対する処置は区分番号「Ｊ０００」創傷処置により算定する。なお、ここで筋肉、臓器に達するものとは、単に創傷の深さを指すものではなく、筋肉、臓器に何らかの処理を行った場合をいう。(3)「３」の「イ」頭頸部のもの（長径20センチメートル以上のものに限る。）は、長径20センチメートル以上の重度軟部組織損傷に対し、全身麻酔下で実施した場合に限り算定できる。(5)「注３」に規定するデブリードマンの加算は、汚染された挫創に対して行われるブラッシング又は汚染組織の切除等であって、通常麻酔下で行われる程度のものを行った場合に限り算定する。

保険医療機関のための

# 診療報酬とカルテ記載

| 令和６年版 | 10月発刊予定 |
|---|---|

定価　本体 4,300 円+税（税込 4,730 円）　B５判 ２色 約430頁

ISBN978-4-7894-0634-5 C3047 ¥4300E

商品 No.160604

## 診療報酬請求にカルテへの記載が求められている項目をすべて収載
## チェックリストと具体的なカルテ例でわかりやすく解説

- 診療報酬を請求するためには，カルテに記載しなければならない，または完備しなければならないものがあります。これらは，点数表留意事項通知や施設基準通知，掲示事項通知などに規定されています。
- 本書は，算定するためには「診療録（等）に記載（又は添付）しなければならない」と規定されている内容を抜粋し，チェックリスト，カルテ例などの付加情報を加えて編集しました。
- 点数表の項目順に，**項目の解説**，**規定**，**チェックリスト**と**カルテの記載例**を掲載しています。
- 新しく追加・改定された項目がわかるようにマーク 新 改 で表示しています。

| 本書の構成（予定） | |
|---|---|
| 第１章　適切なカルテの重要性 | ○カルテ完備の必要性について法的根拠を踏まえて解説。公開されている指導・監査等の状況を掲載<br>Ⅰ　カルテの意義と重要性　　Ⅲ　なぜ守らなければならないのか<br>Ⅱ　カルテに関する留意事項及びその法的根拠　Ⅳ　指導･監査等について |
| 第２章　保険医療機関の基本 | ○診療報酬以外の基本的事項について，個別指導の状況等を踏まえて解説<br>個別指導の状況等とポイント<br>⑴標榜，掲示，⑵カルテの基本，⑶会計関連，⑷その他 |
| 第３章　診療報酬とカルテ記載 | ○「個別指導の状況等」とポイントを掲載<br>○点数表の部ごとに留意事項通知等で「診療録等へ記載する,添付する」と定められている診療行為を抽出<br>概要，規定【記載】【添付】，記載等のチェックポイント（チェックリスト），カルテの記載例 |
| 付録 | ○レセプト記載要領のポイント（略号，摘要欄への記載事項）を掲載 |

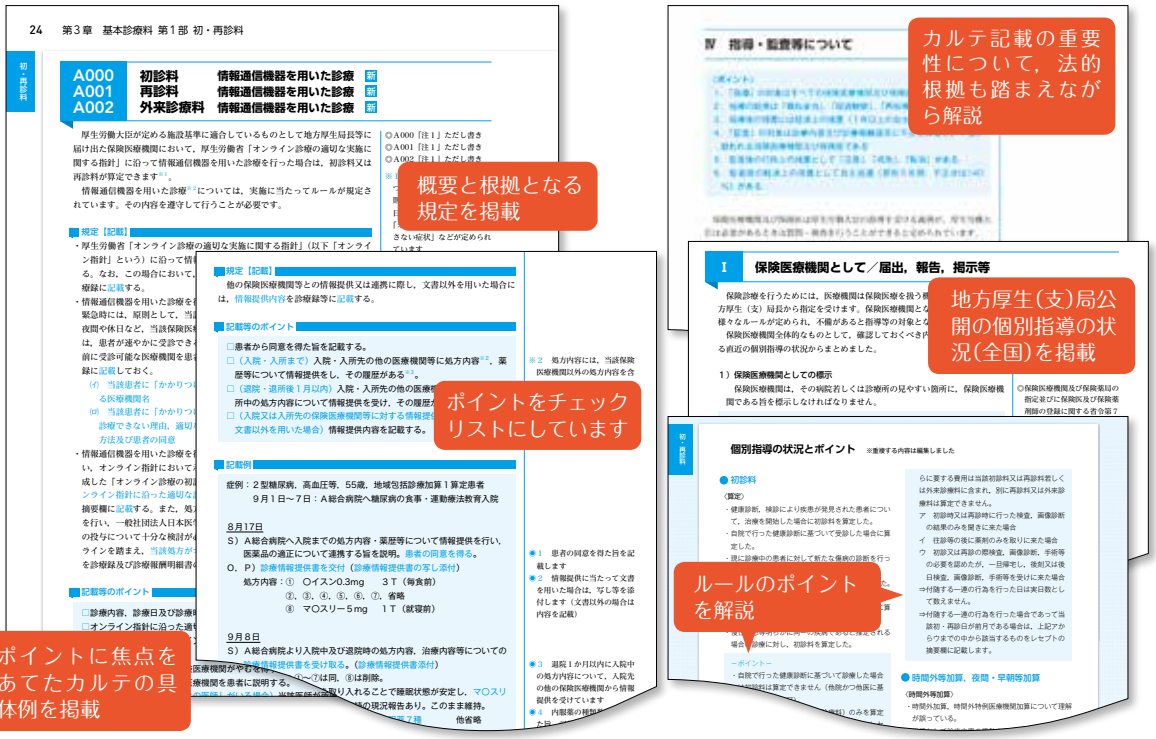

# 新明細書の記載要領（医科・歯科・調剤／DPC）

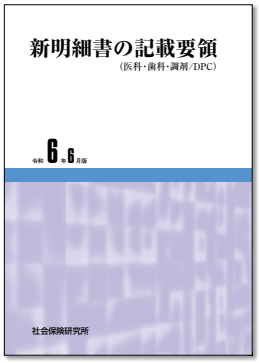


**令和６年６月版**　**５月発刊予定**

定価　本体 3,400 円+税（税込 3,740 円）　B５判 2色 約550頁

ISBN978-4-7894-1398-5 C3047 ¥3400E

商品 No.130323

## レセプトの書き方のすべてを網羅した一冊
## 参考資料等の掲載内容を見直し，より現場で役立つ書籍に！

- **診療報酬請求書・明細書（レセプト）の記載要領全文**と**レセプト等の様式例**を収載。医療事務担当者をはじめとする医療関係者の方やレセプト提出に必要なシステム構築に携わる方に，正確な情報を**２色のメリハリ**あるデザインでお届けします。
- レセプト「摘要」欄への記載事項等や対応するレセプト電算処理システム用コードを示した**「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」（記載要領通知の別表Ⅰ）**等もすべて掲載。正しい請求に必須の情報です。
- **「薬剤使用に関する明細書のその他の記載について」**は，通知で示されている医薬品の留意事項のうち，レセプト摘要欄への記載が求められているものを**50音順**で掲載。**掲載している医薬品の一覧**も収載し，医薬品名からの検索が容易です。
- 今版では，新たに「**オンライン資格確認**」関連等の資料を追加するとともに，参考資料等の**掲載内容の見直し**を行います。

| 本書の構成（予定） | |
|---|---|
| 1　請求書・明細書等の記載要領（医科・歯科・調剤）（２色） | 診療報酬請求書等の記載要領等について<br>記載要領通知には，診療報酬請求書・レセプトの記載要領のみならず，カルテ，処方箋の記載上の注意事項や保険者番号･医療機関コード等の設定要領，法別番号・制度略称なども規定されており，そのすべてを掲載。<br>○関連告示　○関連通知等 |
| 2　ＤＰＣの記載要領（２色） | 厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について<br>上記１の記載要領以外で，DPC特有の記載要領について掲載。 |
| 3　診療報酬明細書添付資料（２色） | 診療報酬明細書に添付する資料について<br>一定点数以上のレセプトに添付すべき資料（日計表）等を定めた通知とその根拠法令等を収載。 |
| 4　オンライン資格確認等（１色） | 今版より「オンライン資格確認」関連等の資料の掲載を予定しています。 |
| 5　参考資料（１色） | 「薬剤使用に関する明細書その他の記載について」等はそのままに，掲載内容の見直しを行います。 |

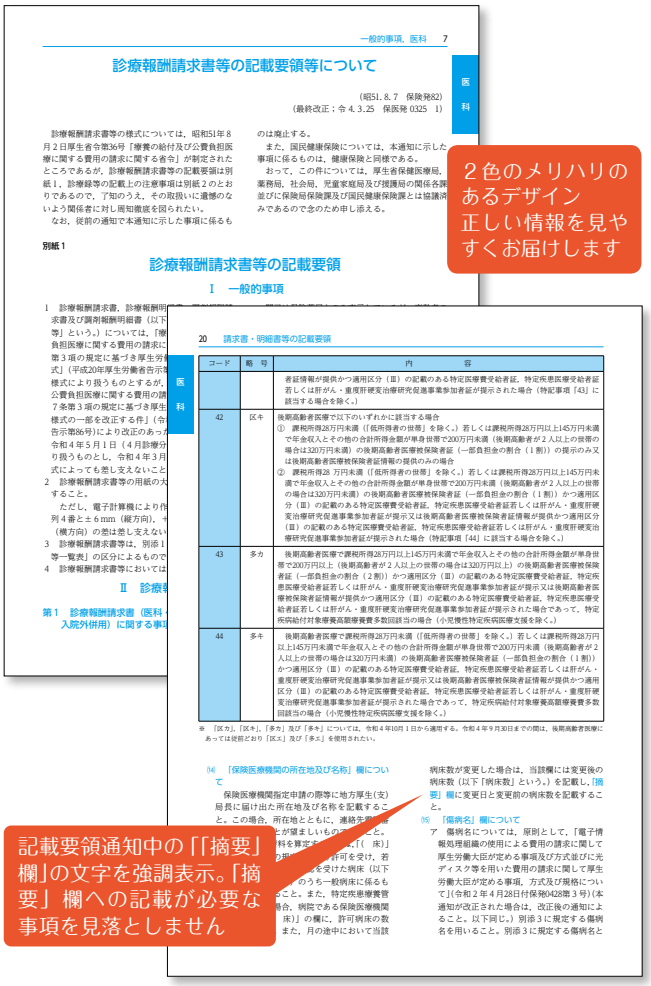

# 保険者、公費負担者 番号・記号表

**令和６年４月版**　**５月発刊予定**

定価　**本体 8,200 円＋税（税込 9,020 円）**　B5判 約580頁

ISBN978-4-7894-1777-8 C3047 ¥8200E

商品 No.170125

## 綿密な調査による最新の情報を提供

- 社会保険・国民健康保険・公費負担医療・介護保険の番号・電話番号・所在地等を収録しています。
- 社会保険・国民健康保険については，被保険者証（組合員証）記号も併せて収録しています。
- 保険者等の名称・番号の直近の異動情報を収集し，検索の便を図り，巻末には健保組合・共済組合・市町村国保の名称索引を掲載しています。

※本書の内容は，テキストファイル形式のデータベースでも販売しています（44頁参照）。

### 本書の構成（予定）

**◆名称，番号，記号，電話番号，所在地を収録**

協会健保・船員保険・日雇特例・健保組合・特定健保・共済組合・自衛官等・後期高齢者医療・市町村国保・退職者医療・国保組合

**◆名称，番号を収録**

感染症・生活保護・中国残留邦人等・戦傷病者・障害者自立支援・児童福祉・原爆医療・精神保健・麻薬取締・母子保健・医療観察・肝炎医療・肝がん等医療・特定B型肝炎・水俣等治療・特定疾患・先天性障害・小児慢性・難病医療・石綿救済・介護保険

**◆巻末に通知，索引（健保組合・共済組合・市町村国保）掲載**

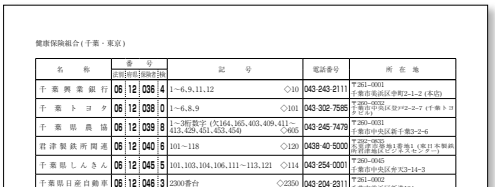

健康保険組合（千葉・東京）

| 名称 | 番号 法別 | 都道府県 | 保険者 | 種別 | 記号 | 電話番号 | 所在地 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千葉興業銀行 | 06 | 12 | 036 | 4 | 1～6,9,11,12 ◇10 | 043-243-2111 | 〒261-0001 千葉市美浜区中町2-1-2（本店） |
| 千葉トヨタ | 06 | 12 | 038 | 0 | 1～6,8,9 ◇101 | 043-302-7585 | 〒260-0023 千葉市中央区弁天2-2-7（千葉トヨタビル） |
| 千葉県農協 | 06 | 12 | 039 | 6 | 1～3桁数字（欠164,165,403,409,411～413,429,431,433,434） ◇666 | 043-245-7479 | 〒260-0031 千葉市中央区新千葉3-2-6 |
| 君津製鉄所関連 | 06 | 12 | 040 | 6 | 101～118 ◇120 | 0438-40-5000 | 〒292-0835 君津市君津1番地1（東日本製鉄所君津地区ヒューマンリソースセンター） |
| 千葉県しんきん | 06 | 12 | 045 | 5 | 101,103,104,106,111～113,121 ◇114 | 043-254-0001 | 〒260-0045 千葉市中央区弁天3-14-3 |
| 千葉県日産自動車 | 06 | 12 | 046 | 3 | 2300番台 ◇2350 | 043-204-2311 | 〒261-0002 千葉市美浜区新港184 |
| 千葉県建設業 | 06 | 12 | 053 | 9 | 4桁数字 ◇8888 | 043-247-4080 | 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1（千葉県建設会館） |
| 千葉県食品製造 | 06 | 12 | 055 | 4 | 1～3桁数字 ◇1000 | 043-241-6412 | 〒260-0025 千葉市中央区問屋町13-6 |
| 京葉ガス | 06 | 12 | 056 | 2 | 3桁数字 ◇200 | 047-322-1708 | 〒272-8580 市川市市川南2-8-8 |
| 千葉県トラック | 06 | 12 | 060 | 4 | 3桁数字 ◇3000 | 047-452-6661 | 〒275-0024 習志野市鼎浦1-10-2 |
| オリエンタルランド | 06 | 12 | 062 | 0 | 1,20,21,23～31,33,37,40,50 ◇50 | 047-305-2340 | 〒279-8511 浦安市舞浜1-1 |
| 亀田総合病院 | 06 | 12 | 063 | 6 | 100,101,[illegible] 601,70[illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 横河ブリッジホールディングス | 06 | 12 | 064 | 6 | 4桁数字[illegible] | [illegible] | [illegible] |
| イオン | 06 | 12 | 066 | 1 | 1～3桁[illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 成田国際空港 | 06 | 12 | 067 | 9 | 1～5,3[illegible] | [illegible] | [illegible] |
| 宮地 | 06 | 12 | 068 | 7 | 385,388 ◇記号の後に2を付す | 0436-43-8145 | 〒290-8580 市原市八幡海岸通3 |
| 富士石油 | 06 | 12 | 070 | 3 | 10,30,100,200 ◇55,99,990 | 0438-63-7084 | 〒299-0266 袖ケ浦市北袖1 |
| セイコーインスツル | 06 | 12 | 072 | 9 | 1,12,20,26～30,33,51 ◇200 | 043-211-1169 | 〒261-8507 千葉市美浜区中瀬1-8（ミ・ナ・ビル） |
| イチカワ | 06 | 12 | 074 | 5 | 150,160 | 04-7132-4441 | 〒272-0831 市川市1200 |
| リーガル | 06 | 12 | 075 | 2 | 1～3桁数字（欠27） ◇20 | 047-304-7390 | 〒279-0052 浦安市日の出2-1-8 |
| 三井E&S | 06 | 12 | 076 | 0 | 4桁数字 ◇4桁数字 | 03-3544-3700 | 〒261-0023 千葉市美浜区中瀬1-6（ふるーパイオテック船橋） |
| 雇用支援機構 | 06 | 12 | 077 | 8 | 401,403,404,601,603,605,606,609 ◇999 | 043-213-7395 | 〒261-8558 千葉市美浜区若葉3-1-2 |
| マツキヨココカラ&カンパニー | 06 | 12 | 078 | 6 | 2桁数字 ◇2桁数字 | 04-7160-2291 | 〒277-0005 柏市柏3-2-3（マツモトキヨシ柏ビル） |
| オエノンホールディングス | 06 | 12 | 079 | 4 | 57,64,65,68,71,74,76,79,81 ◇222 | 047-729-1835 | 〒272-0064 市川市上妙典字所原250番地（オエノン松戸事務所） |
| バンテック | 06 | 12 | 080 | 2 | 1101,1102,2201～2204,3301,3302,5601,5501,8801,8802 ◇77 | 047-311-4380 | 〒270-0004 市川市原木3020番地1（㈱バンテック市川物流センター内） |
| JNC | 06 | 12 | 081 | 0 | 3桁数字 ◇999 | 0436-37-3636 | 〒290-8551 市原市五井海岸5番地の1 |
| **13 東京都** | | | | | | | |
| 東京計器 | 06 | 13 | 002 | 5 | 1～2桁数字 ◇88 | 03-3734-0800 | 〒144-8551 大田区南蒲田2-16-46 |
| 王子製紙 | 06 | 13 | 005 | 8 | 1～3桁数字（欠5,14,95,97,100,142） ◇4000 | 03-3563-5675 | 〒104-0061 中央区新川3-7-12（王子不動産新川ビル） |

— 26 —

随時保険者等を調査し，4月時点の最新情報を収録

各公費負担者の情報が充実

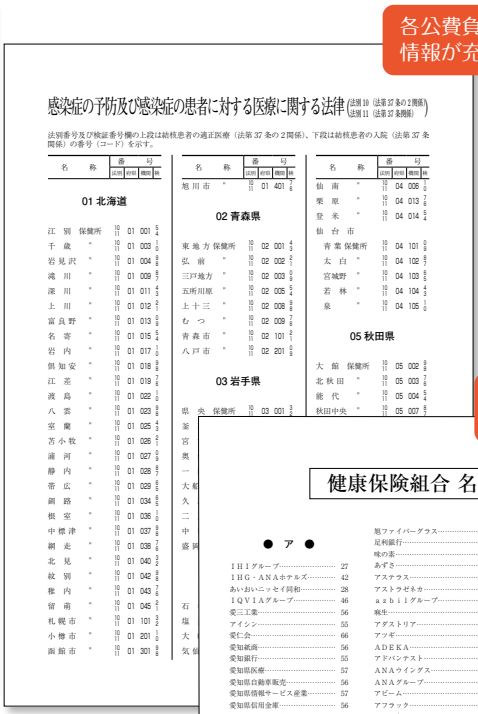

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（法別10 法第37条の2関係）（法別11 法第37条関係）

法別番号及び検証番号欄の上段は結核患者の適正医療（法第37条の2関係）、下段は結核患者の入院（法第37条関係）の番号（コード）を示す。

| 名称 | 番号 法別 | 都道府県 | 種別 | 検証 |
|---|---|---|---|---|
| **01 北海道** | | | | |
| 江別保健所 | 10 | 01 | 001 | 4 |
| 千歳 〃 | 10 | 01 | 003 | 4 |
| 岩見沢 〃 | 10 | 01 | 004 | 4 |
| 滝川 〃 | 10 | 01 | 009 | 5 |
| 深川 〃 | 10 | 01 | 011 | 5 |
| 上川 〃 | 10 | 01 | 012 | 5 |
| 富良野 〃 | 10 | 01 | 013 | 5 |
| 名寄 〃 | 10 | 01 | 015 | 5 |
| 岩内 〃 | 10 | 01 | 017 | 5 |
| 倶知安 〃 | 10 | 01 | 018 | 5 |
| 江差 〃 | 10 | 01 | 019 | 5 |
| 渡島 〃 | 10 | 01 | 022 | 5 |
| 八雲 〃 | 10 | 01 | 023 | 5 |
| 室蘭 〃 | 10 | 01 | 025 | 5 |
| 苫小牧 〃 | 10 | 01 | 026 | 5 |
| 浦河 〃 | 10 | 01 | 027 | 5 |
| 静内 〃 | 10 | 01 | 028 | 5 |
| 帯広 〃 | 10 | 01 | 029 | 5 |
| 釧路 〃 | 10 | 01 | 034 | 5 |
| 根室 〃 | 10 | 01 | 036 | 5 |
| 中標津 〃 | 10 | 01 | 037 | 5 |
| 網走 〃 | 10 | 01 | 038 | 5 |
| 北見 〃 | 10 | 01 | 040 | 5 |
| 紋別 〃 | 10 | 01 | 042 | 5 |
| 稚内 〃 | 10 | 01 | 043 | 5 |
| 留萌 〃 | 10 | 01 | 045 | 5 |
| 札幌市 〃 | 10 | 01 | 101 | 3 |
| 小樽市 〃 | 10 | 01 | 201 | 3 |
| 函館市 〃 | 10 | 01 | 301 | 3 |
| 旭川市 〃 | 10 | 01 | 401 | 3 |
| **02 青森県** | | | | |
| 東地方保健所 | 10 | 02 | 001 | 4 |
| 弘前 〃 | 10 | 02 | 002 | 4 |
| 三戸地方 〃 | 10 | 02 | 003 | 4 |
| 五所川原 〃 | 10 | 02 | 005 | 4 |
| 上十三 〃 | 10 | 02 | 008 | 4 |
| むつ 〃 | 10 | 02 | 009 | 4 |
| 青森市 〃 | 10 | 02 | 101 | 3 |
| 八戸市 〃 | 10 | 02 | 201 | 3 |
| **03 岩手県** | | | | |
| 県央保健所 | 10 | 03 | 001 | 3 |
| 釜 〃 | | | | |
| 宮 〃 | | | | |
| 奥 〃 | | | | |
| 一 〃 | | | | |
| 大船 〃 | | | | |
| 久 〃 | | | | |
| 二 〃 | | | | |
| 中 〃 | | | | |
| 盛岡 〃 | | | | |
| 石 〃 | | | | |
| 塩 〃 | | | | |
| 大 〃 | | | | |
| 気仙 〃 | | | | |
| 仙南 〃 | 10 | 04 | 005 | 3 |
| 栗原 〃 | 10 | 04 | 013 | 3 |
| 登米 〃 | 10 | 04 | 014 | 3 |
| 仙台市 | | | | |
| 青葉保健所 | 10 | 04 | 101 | 3 |
| 太白 〃 | 10 | 04 | 102 | 3 |
| 宮城野 〃 | 10 | 04 | 103 | 3 |
| 若林 〃 | 10 | 04 | 104 | 3 |
| 泉 〃 | 10 | 04 | 105 | 3 |
| **05 秋田県** | | | | |
| 大館保健所 | 10 | 05 | 002 | 3 |
| 北秋田 〃 | 10 | 05 | 003 | 3 |
| 能代 〃 | 10 | 05 | 004 | 3 |
| 秋田中央 〃 | 10 | 05 | 007 | 3 |

保険者名称からの検索が可能

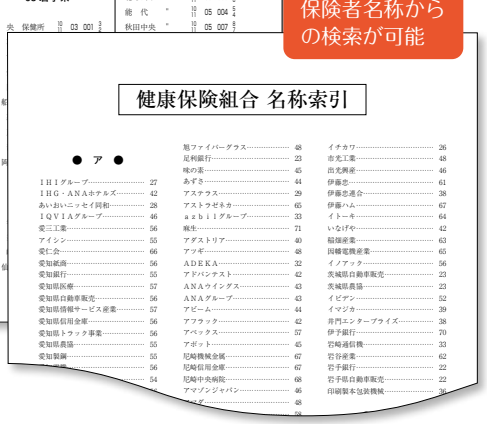

健康保険組合 名称索引

● ア ●

| | |
|---|---|
| IHIグループ | 27 |
| IHG・ANAホテルズ | 42 |
| あいおいニッセイ同和 | 28 |
| IQVIAグループ | 46 |
| 愛三工業 | 56 |
| アイシン | 55 |
| 愛仁会 | 66 |
| 愛知紙商 | 56 |
| 愛知銀行 | 55 |
| 愛知県医療 | 57 |
| 愛知県自動車販売 | 56 |
| 愛知県信販サービス産業 | 57 |
| 愛知県信用金庫 | 56 |
| 愛知県トラック事業 | 56 |
| 愛知県農協 | 55 |
| 愛知製鋼 | 55 |
| [illegible] | 56 |
| [illegible] | 54 |
| 旭ファイバーグラス | 48 |
| 足利銀行 | 23 |
| 味の素 | 45 |
| あずき | 44 |
| アステラス | 29 |
| アストラゼネカ | 65 |
| azbiiグループ | 33 |
| 麻生 | 73 |
| アデストリア | 40 |
| アツギ | 46 |
| ADEKA | 32 |
| アドバンテスト | 42 |
| ANAウイングス | 43 |
| ANAグループ | 43 |
| アビーム | 44 |
| アフラック | 42 |
| アベックス | 57 |
| アポット | 45 |
| 尼崎機械金属 | 67 |
| 尼崎信用金庫 | 67 |
| 尼崎中央病院 | 68 |
| アマゾンジャパン | 46 |
| アマダ | 48 |
| イチカワ | 26 |
| 市光工業 | 48 |
| 出光興産 | 46 |
| 伊藤忠 | 61 |
| 伊藤忠連合 | 28 |
| 伊藤ハム | 67 |
| イトーキ | 64 |
| いなげや | 42 |
| 稲葉産業 | 63 |
| 岩崎電機産業 | 65 |
| イノアック | 56 |
| 茨城県自動車販売 | 23 |
| 茨城県農協 | 23 |
| イビデン | 52 |
| イマジカ | 39 |
| 岩井エンターブライズ | 38 |
| 伊予銀行 | 70 |
| 岩崎通信機 | 33 |
| 岩谷産業 | 62 |
| 岩手銀行 | 22 |
| 岩手県自動車販売 | 22 |
| 印刷製本労働機械 | 36 |

介護保険・医療保険

# 訪問看護業務の手引

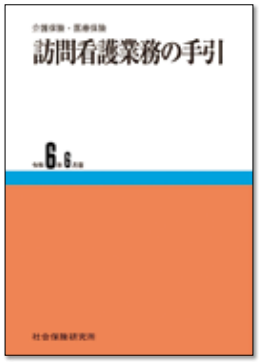


| 令和６年６月版 | ６月発刊予定 |
|---|---|

定価　**本体 4,000 円+税（税込 4,400 円）**　B5判 約800頁

ISBN978-4-7894-0462-4 C3047 ¥4000E

商品 No.140622

## 訪問看護ステーション必携　介護保険も医療保険も算定はこれでOK ！

- 訪問看護ステーションが行う介護保険・医療保険の訪問看護業務の進め方をまとめました。
- ステーションの開設から，訪問看護の実施，費用の請求（レセプトの作成）まで，**図表を駆使してわかりやすく解説**しています。
- よく使う様式から根拠となる法令・通知まで，業務に**関連する資料を網羅した決定版**です。

### 本書の構成（予定）

**解説編**

制度の概要／訪問看護ステーションの開設／事業者の指定／運営／介護給付費／訪問看護療養費／関連診療報酬／公費負担医療　等

**様式集**

指定関係／運営関係／請求関係／公費等関係

**関係法令・通知等**

**介護保険のあらまし／介護保険サービスコード表**

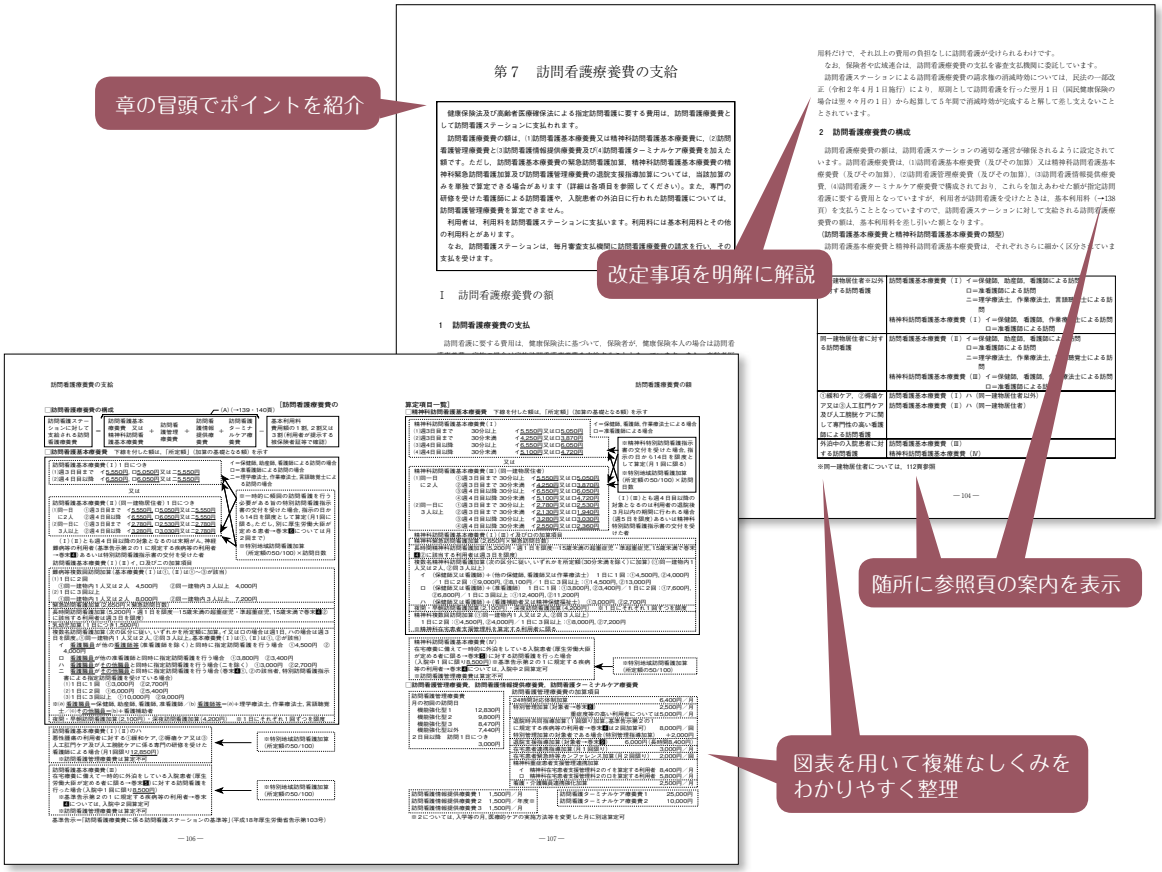

# 療養費の支給基準

| 令和６年度版 | ７月発刊予定 |
|---|---|

定価　**本体 3,200 円+税（税込 3,520 円）**　B5判 約600頁

ISBN978-4-7894-0431-0 C3047 ¥3200E

商品 No.140431

## 各種施術機関や保険者，行政関係者に必携
## 6月施行の新しい施術料金・関係法令・通知，各種様式を収録

●柔道整復（事実上現物給付），あん摩・マッサージ・指圧，はり・きゅう，治療用装具，輸血用血液（生血）の**各種基準料金**とともに，療養費支給のための留意事項や疑義解釈など保険請求上の**手続きや取扱いを網羅**しています。

### 本書の構成（予定）

第１　療養費について
第２　治療用装具の支給
■補装具の価格基準例
第３　柔道整復師の施術
第４　あん摩・マッサージ・指圧師の施術
第５　はり師，きゅう師の施術
■あん摩・マッサージ・指圧師，はり師，きゅう師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱い
第６　生血代
第７　移送費

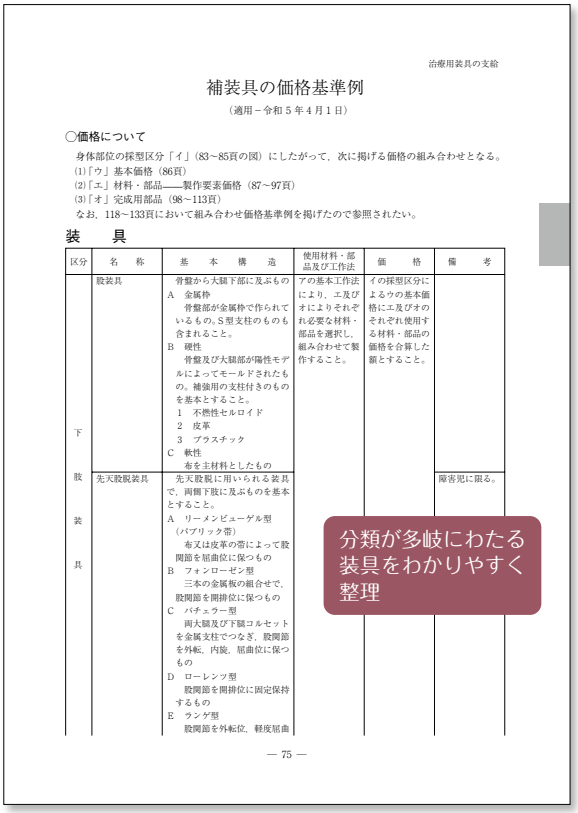

治療用装具の支給

補装具の価格基準例

（適用－令和５年４月１日）

○価格について

身体部位の採型区分「イ」（83～85頁の図）にしたがって，次に掲げる価格の組み合わせとなる。
(1)「ウ」基本価格（86頁）
(2)「エ」材料・部品――製作要素価格（87～97頁）
(3)「オ」完成用部品（98～113頁）
なお，118～133頁において組み合わせ価格基準例を掲げたので参照されたい。

装　具

| 区分 | 名称 | 基本構造 | 使用材料・部品及び工作法 | 価格 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 下肢装具 | 股装具 | 骨盤から大腿下部に及ぶもの<br>A　金属枠<br>骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。<br>B　硬性<br>骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。<br>1　不燃性セルロイド<br>2　皮革<br>3　プラスチック<br>C　軟性<br>布を主材料としたもの | アの基本工作法により，エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し，組み合わせて製作すること。 | イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。 | |
| | 先天股脱装具 | 先天股脱に用いられる装具で，両側下肢に及ぶものを基本とすること。<br>A　リーメンビューゲル型（パブリック帯）<br>布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの<br>B　フォンローゼン型<br>三本の金属板の組合せで，股関節を開排位に保つもの<br>C　パチェラー型<br>両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ，股関節を外転，内旋，屈曲位に保つもの<br>D　ローレンツ型<br>股関節を開排位に固定保持するもの<br>E　ランゲ型<br>股関節を外転位，軽度屈曲 | | | 障害児に限る。 |

— 75 —

分類が多岐にわたる装具をわかりやすく整理

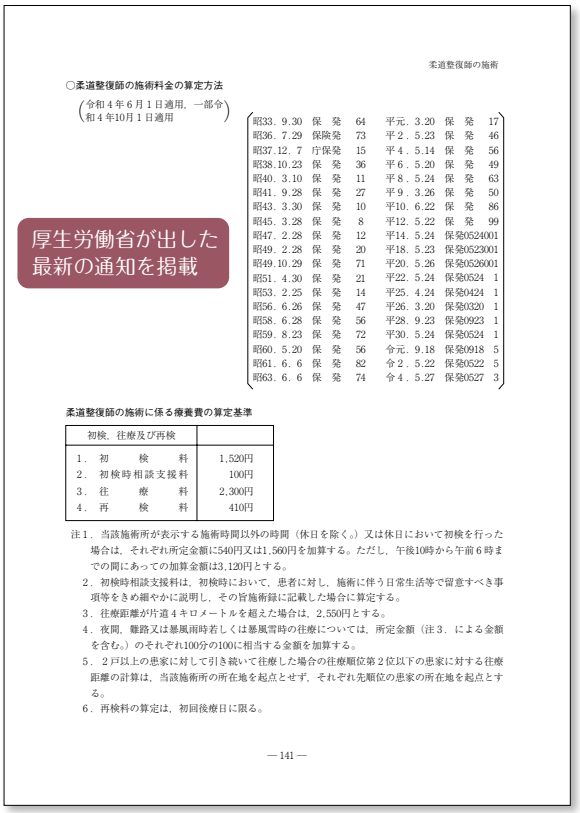

柔道整復師の施術

○柔道整復師の施術料金の算定方法

（令和４年６月１日適用，一部令和４年10月１日適用）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭33．9.30 | 保 | 発 | 64 | 平元．3.20 | 保 | 発 | 17 |
| 昭36．7.29 | 保険発 | | 73 | 平２．5.23 | 保 | 発 | 46 |
| 昭37.12．7 | 庁保発 | | 15 | 平４．5.14 | 保 | 発 | 56 |
| 昭38.10.23 | 保 | 発 | 36 | 平６．5.20 | 保 | 発 | 49 |
| 昭40．3.10 | 保 | 発 | 11 | 平８．5.24 | 保 | 発 | 63 |
| 昭41．9.28 | 保 | 発 | 27 | 平９．3.26 | 保 | 発 | 50 |
| 昭43．3.30 | 保 | 発 | 10 | 平10．6.22 | 保 | 発 | 86 |
| 昭45．3.28 | 保 | 発 | 8 | 平12．5.22 | 保 | 発 | 99 |
| 昭47．2.28 | 保 | 発 | 12 | 平14．5.24 | 保発0524001 | | |
| 昭49．2.28 | 保 | 発 | 20 | 平18．5.23 | 保発0523001 | | |
| 昭49.10.29 | 保 | 発 | 71 | 平20．5.26 | 保発0526001 | | |
| 昭51．4.30 | 保 | 発 | 21 | 平22．5.24 | 保発0524 | | 1 |
| 昭53．2.25 | 保 | 発 | 14 | 平25．4.24 | 保発0424 | | 1 |
| 昭56．6.26 | 保 | 発 | 47 | 平26．3.20 | 保発0320 | | 1 |
| 昭58．6.28 | 保 | 発 | 56 | 平28．9.23 | 保発0923 | | 1 |
| 昭59．8.23 | 保 | 発 | 72 | 平30．5.24 | 保発0524 | | 1 |
| 昭60．5.20 | 保 | 発 | 56 | 令元．9.18 | 保発0918 | | 5 |
| 昭61．6．6 | 保 | 発 | 82 | 令２．5.22 | 保発0522 | | 5 |
| 昭63．6．6 | 保 | 発 | 74 | 令４．5.27 | 保発0527 | | 3 |

厚生労働省が出した最新の通知を掲載

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

| 初検，往療及び再検 | |
|---|---|
| 1．初検料 | 1,520円 |
| 2．初検時相談支援料 | 100円 |
| 3．往療料 | 2,300円 |
| 4．再検料 | 410円 |

注１．当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は，それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加算する。ただし，午後10時から午前６時までの間にあっての加算金額は3,120円とする。
２．初検時相談支援料は，初検時において，患者に対し，施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し，その旨施術録に記載した場合に算定する。
３．往療距離が片道４キロメートルを超えた場合は，2,550円とする。
４．夜間，難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については，所定金額（注３．による金額を含む。）のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。
５．２戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第２位以下の患家に対する往療距離の計算は，当該施術所の所在地を起点とせず，それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。
６．再検料の算定は，初回後療日に限る。

— 141 —

# DPCの基礎知識

| 令和６年６月版 | ６月発刊予定 |
|---|---|

定価　本体 1,800 円+税（税込 1,980 円）　B５判 2色 約160頁

ISBN978-4-7894-1588-0 C3047 ￥1800E

商品 No.110813

## 院内研修時に最適なＤＰＣ初心者向け入門書
## ＤＰＣに関する基礎知識は，この一冊で完璧

- 本書は，DPC/PDPS（診断群分類にもとづく１日あたり定額報酬算定制度）を理解するための入門書として企画された，「見やすさ」「わかりやすさ」を追求した解説書です。
- 図表を駆使してビジュアルにまとめ，初心者にも理解しやすい構成としていますので，院内研修や専門学校等でのご活用に最適です。
- テーマごとにＱ＆Ａを掲載しており，医療機関や審査支払機関での実務にも使用できる内容となっています。

| 本書の構成（予定） | |
|---|---|
| ＤＰＣの概要 | ○診断群分類とは<br>○DPC/PDPS導入の背景<br>○対象となる医療機関・病棟<br>○対象となる患者・対象とならない患者★ |
| 「ツリー図」・「定義テーブル」による診断群分類区分の決定 | ○包括評価の対象となる診断群分類（診断群分類区分）<br>○包括評価の対象とならない診断群分類★<br>○傷病名の決定★<br>○「ツリー図」と「定義テーブル」を用いて診断群分類区分を決定★ |
| 診断群分類番号の構成 | ○疾患コード（「①MDC」・「②コード（各MDCにおける傷病の細分類）」）<br>○「③病態等分類」<br>○「④年齢・出生時体重等」★<br>○診療行為（「⑤手術」・「⑥手術・処置等１」・「⑦手術・処置等２」）★<br>○「⑧定義副傷病」★　○「⑨重症度等」★ |
| 診療報酬額の算定方法 | ○「所定点数」に包括されるもの★<br>○入院期間に応じた点数の設定（入院期間により点数が変わる）★<br>○医療機関別係数（医療機関によって点数が変わる）★<br>○特定入院料の取扱い★<br>○所定点数が減算される場合の取扱い<br>○診断群分類区分等に変更があった場合等の取扱い★<br>○同一傷病等での再入院にかかる取扱い★<br>○その他の注意点★ |
| 診療報酬額の請求とレセプトの記載 | ○「包括評価部分」欄の記載要領<br>○DPCレセプト記載要領の一般的事項★<br>○DPCレセプトの各欄の記載方法★<br>○コーディングデータの提出<br>○DICの症状詳記　○明細領収証の発行 |
| 参　　考 | 地域医療指数における体制評価指数の詳細 |
| 付　　録 | ○各種ツールについて／○医療機関群別基礎係数，医療機関別機能評価係数Ⅱ・激変緩和係数／○令和6年度診療報酬改定の概要　DPC/PDPS（抜粋） |

難解な用語や制度などもコラム形式で丁寧に解説（★付の項目はＱ＆Ａ付）

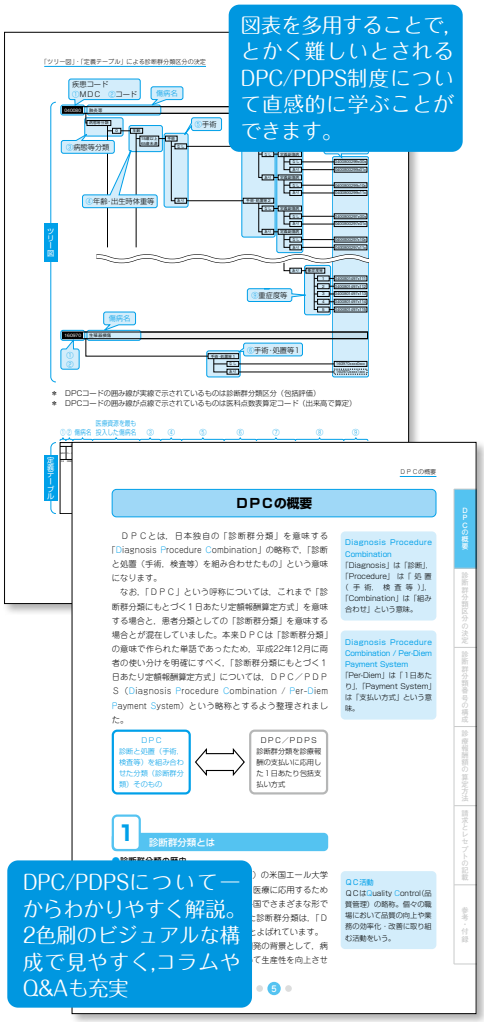

点数表の基本とレセプト記載の原則　〈医科〉

# レセプト作成テキストブック

**令和６年６月版**　**４月発刊予定**

定価　**本体 3,900 円+税（税込 4,290 円）**　B５判 約430頁

ISBN978-4-7894-1989-5 C3047 ¥3900E

商品 No.180126

## レセプトの作り方から医療事務を学ぶ一冊です

- まず医科点数表の基本を確実に理解してから，次にカルテをもとにレセプトを作成する方法を学ぶ構成になっています。
- 段階を踏んだ着実な構成で，医療機関や専門学校における**レセプトの理解および作成のための学習書**として最適です。
- （公財）**日本医療保険事務協会**が実施する，全国一斉統一試験「**診療報酬請求事務能力認定試験（医科）**」受験のための参考図書として活用できます。

※令和6年7月に実施される認定試験は，令和6年4月1日時点で施行されている点数表が出題範囲です（令和6年度診療報酬改定の内容は出題対象外）。このため，7月の認定試験のための参考図書としては，「レセプト作成テキストブック令和5年4月版」（発売中）をご活用ください。

### 本書の構成（予定）

**参考資料**　医療保険制度一覧／公費負担医療制度一覧／入院時食事療養費・入院時生活療養費一覧／自己負担限度額表

**第１章　保険請求事務の基礎知識**
・窓口事務から診療報酬の請求・支払いのしくみ，レセプト作成の位置づけを説明

**第２章　基本診療料**
・基本診療料について，算定およびレセプト記載の要点を解説
・算定練習とレセプト記載例

**第３章　特掲診療料**
・特掲診療料について，算定およびレセプト記載の要点を解説
・算定練習とレセプト記載例

**第４章　レセプト作成**
・カルテ例（外来・入院・後期高齢者）から１件の完全なレセプトを作成。演習形式でポイントを押さえた学習が可能

**付録　診療報酬明細書の記載要領等**
・診療行為名称等の略号，摘要欄への記載事項等

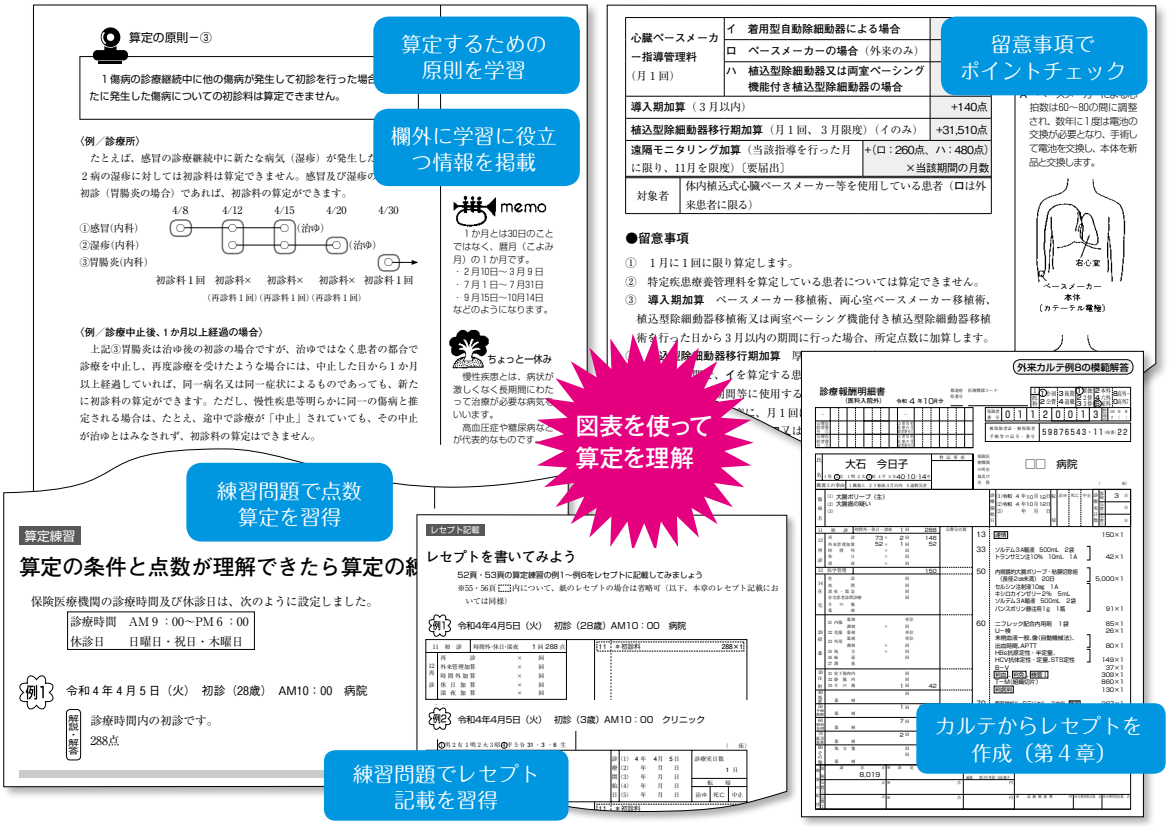

医療保険制度の概要と関係法令　〈医科〉

# 保険診療 基本法令テキストブック

**令和６年度版**　**４月発刊予定**

定価　**本体 2,600 円+税（税込 2,860 円）**　B5判 約270頁

ISBN978-4-7894-0906-3 C3047 ¥2600E

商品 No.180326

## 保険診療・請求事務に必要な基礎知識をこの一冊に凝縮
## 医療機関におけるさまざまなスタッフ向けのテキストとして好評です

- 保険診療・請求事務に必要な基礎知識や診療報酬の請求・支払いのしくみ等をコンパクトにわかりやすく解説しています。
- (公財)**日本医療保険事務協会**が実施する，全国一斉統一試験「**診療報酬請求事務能力認定試験(医科)**」受験のための参考図書として活用していただきたい一冊です。

### 本書の構成（予定）

**第１章　医療保険制度の概要**
1.医療保険制度　2.被用者保険　3.国民健康保険
4.後期高齢者医療　5.医療保険関係法規
**第２章　公費負担医療制度の概要**
1.公費負担医療制度　2.その他の医療保障制度
**第３章　保険医療機関と保険医**
1.保険医療を行う医療機関と医師
2.保険医療機関の指定と保険医の登録
3.保険診療に係る施設基準等
**第４章　療養担当規則**
1.保険診療の方針と診療録の作成
2.保険医療機関の責務
**第５章　診療報酬請求と審査制度**
1.保険診療のしくみ　2.診療報酬の請求　3.総括
4.診療報酬の審査制度
**第６章　医療関係法規**
医療法・医師法等，関係法令の関連部分を抜粋
**〈参考〉介護保険制度**
1.介護保険制度の概要　2.医療機関と介護保険

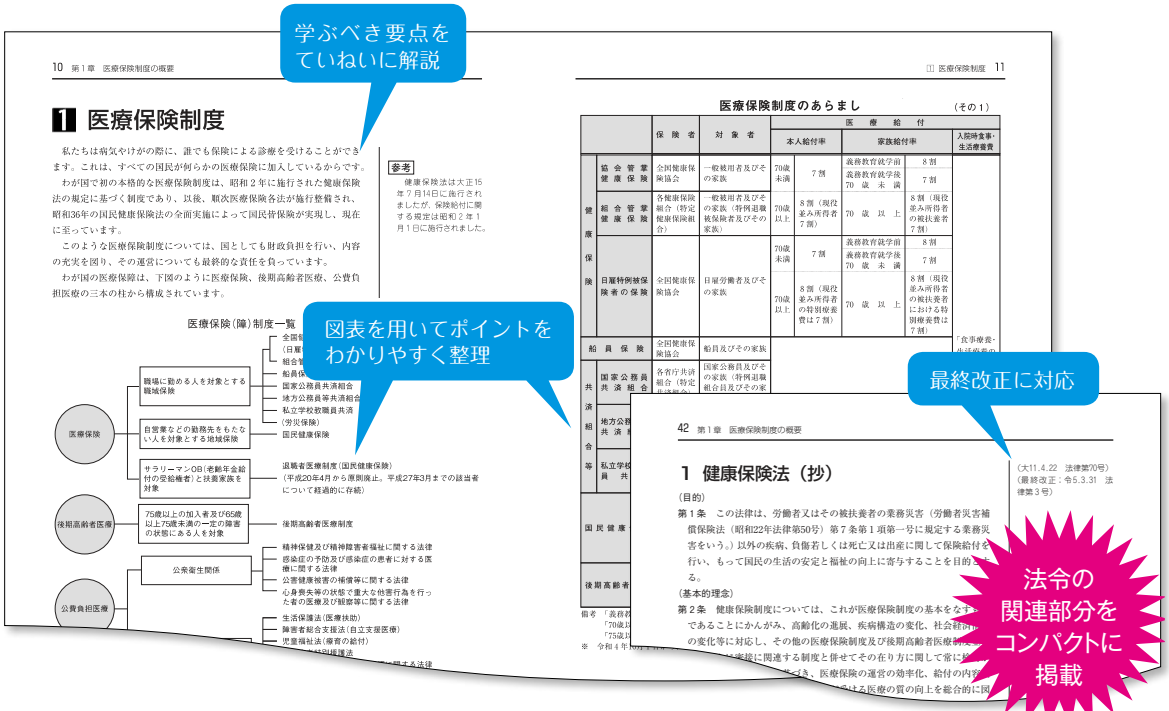

事例で学ぶ

# 歯科レセプト 作成と点検

| 令和６年６月版 | ７月発刊予定 |
|---|---|

定価　本体 4,400 円+税（税込 4,840 円）　B５判 2色 約420頁

ISBN978-4-7894-1819-5 C3047 ￥4400E

商品 No.130758

## 豊富な事例と図解で，歯科診療のレセプト作成から縦覧点検までを解説

- **多数の事例**を使用し，傷病名と診療内容，算定要件および治療の流れからみた**点検を着眼点**として構成しています。
- 点数表に沿って，**算定の基礎**，**レセプト記載上の留意点**および**レセプト点検のポイント**を解説しています。
- **模擬カルテ**を使用して**治療の流れによるレセプト作成**を解説，**点検用事例**を使用して**縦覧点検**までを解説しています。
- レセプト摘要欄などへの記載事項，**歯科の基礎知識**を掲載しています。

### 本書の構成（予定）

**第１編　保険請求事務の基礎知識**
- 第1章　レセプト作成の概要
- 第2章　レセプト点検の概要

**第２編　点数算定と点数表の解釈**
- 第1章　基本診療料（事例1 ～事例4-2）
- 第2章　特掲診療料（事例5 ～事例50）
- 第3章　その他

**第3編　レセプト作成と点検**
- 第1章　レセプト作成（模擬カルテより）
- 第2章　点検と解説（事例1 ～事例10-6）

**第4編　歯科の基礎知識**
- 第1章　口腔内の組織と名称
- 第2章　歯の疾患
- 第3章　歯冠修復及び欠損補綴

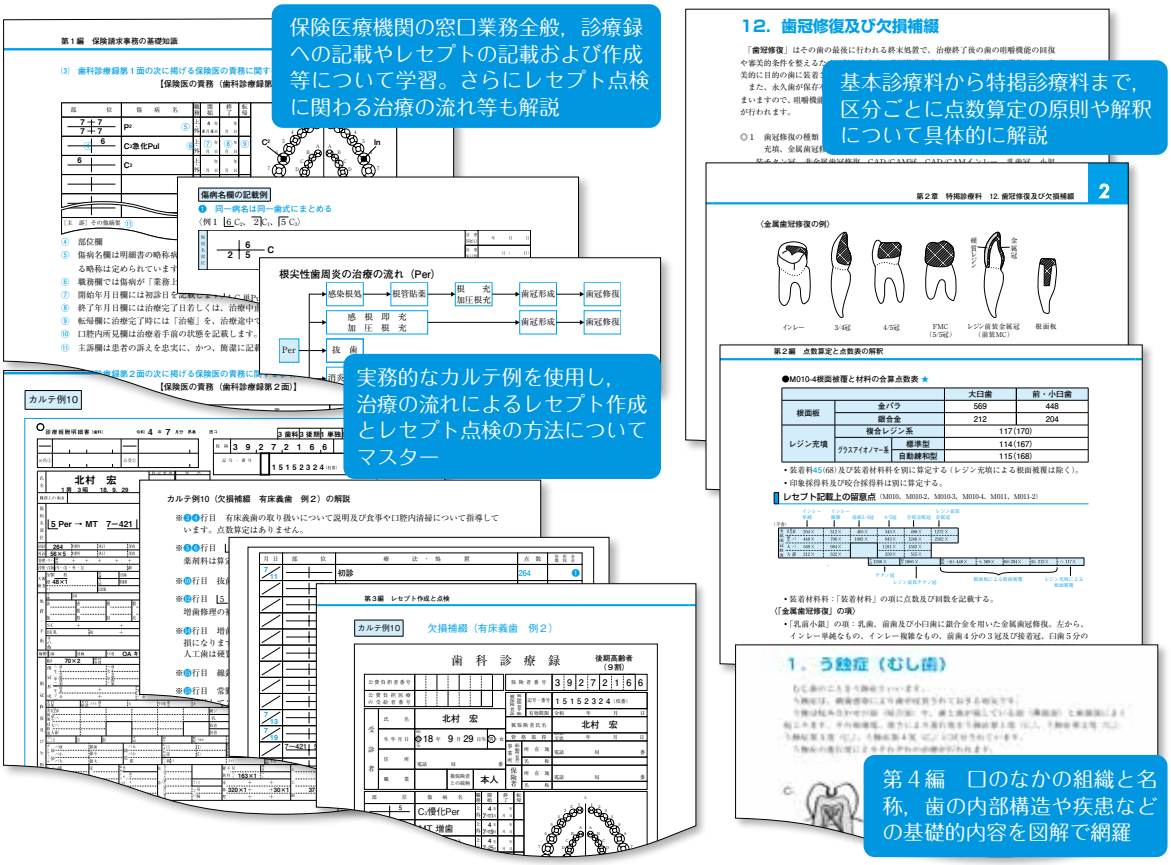

# 公費医療・難病医療ガイド

令和5年10月・令和6年4月改正対応版 | 令和5年8月発刊

定価　本体 4,500 円+税（税込 4,950 円）　B5判 516頁

ISBN978-4-7894-7896-0 C3047 ¥4500E

商品 No.160414

## 公費医療を保険との関係をふまえ解説。新しい難病医療に完全対応！

- 本書は，**小児を含む難病医療制度**のほか，障害者総合支援法にもとづく**自立支援医療**などについて，基本的な事項や，医療保険・介護保険との関係など，必要な情報を実務的な視点から整理・解説しています。
- **令和５年10月**から，難病法や児童福祉法にもとづく医療費助成について，**助成開始の時期が申請日から重症化診断日へと前倒し**され，患者への適切な医療の充実，**療養生活の支援も強化**されました。
- 対象疾病の拡大（令和３年11月）や，税制改正，民法改正（成人到達年齢の引下げ）等に対応，さらに**令和６年４月**に実施予定の改正項目（**対象疾病のさらなる拡大**，**「登録者証」の発行開始**，**データベースに関する規定の整備等**）についても，できるだけ直近の資料を掲載。

**本書の構成**

Ⅰ 公費医療と医療保険・介護保険／Ⅱ 難病対策の医療／Ⅲ 障害者・障害児の医療／Ⅳ その他の主な公費医療／Ⅴ 難病・自立支援医療の法令・通知／索引

後期高齢者の2割負担と配慮措置のしくみがわかる

# 医療・介護 高額ガイド

附／オンライン資格確認による限度額情報取得と診療報酬

令和５年４月版 | 令和５年４月発刊

定価　本体 4,000 円+税（税込 4,400 円）　B５判 2色(資料等1色) 616頁

ISBN978-4-7894-1637-5 C3047 ¥4000E

商品 No.160402

## 後期高齢者の２割負担と配慮措置に完全対応!!
## この１冊で医療・介護の負担軽減制度の全体を理解できます！

- 令和４年10月から，後期高齢者のうち一定以上の所得がある人の窓口負担割合が２割となり，窓口負担額の過度の増加を抑えるため，令和７年９月30日までの間は，高額療養費のしくみを利用した「配慮措置」が講じられています。
- 本書では，医療機関等が現物給付する高額療養費や公費負担医療との関係等について，全体的なしくみと配慮措置も含めたレセプト記載などの実務情報をまとめています。また，高額介護サービス費や合算療養費（サービス費）等についても詳解し，1冊で医療・介護（障害福祉）の負担軽減制度の全体が理解できます。
- 附録にオンライン資格確認による限度額情報取得と診療報酬についての内容も収録。

**本書の構成**

・医療・介護の高額負担を軽減するしくみとは／■後期高齢者の２割負担と配慮措置（令和４年10月～）／附・オンライン資格確認による限度額情報取得と診療報酬／■平成29年～令和３年の改正事項／Ⅰ 医療保険の高額療養費／Ⅱ 介護保険の高額介護サービス費／Ⅲ 高額医療・高額介護の合算制度／■主な関連通知等／■法令・告示／■資料

# 医科点数表Q＆A集

| 令和５年４月版 | 令和５年４月発刊 |
|---|---|

定価　**本体 8,000 円+税（税込 8,800 円）**　B5判 2色 1,112頁

ISBN978-4-7894-0711-3 C3047 ￥8000 E

商品 No.160701

## 医科点数表のQ&A集の完全保存版！過去のQ&Aや，デジタル化されていない貴重なQ&Aも多数収録，算定や請求に大活躍の１冊！

●厚生労働省から発出される事務連絡のうち，医科点数表に関するＱ＆Ａ（疑義解釈）を集成，過去のＱ＆Ａも数多く収録し，Ｑ＆Ａ集としての機能に特化した１冊です。過去の事務連絡でＱ＆Ａ形式ではないものの，点数表の理解に不可欠な疑義解釈についても掲載。

●「Ｑ＆Ａアーカイブ」として，平成14年度診療報酬改定から令和５年４月５日までのＱ＆Ａ（医科点数表関連）をすべて収録。さらに，廃刊となっていた当社の書籍「医科診療報酬Ｑ＆Ａ（平成13年版）」のＱ＆Ａを付録として収載しました。コンテンツはいずれも非常に資料価値の高いものです。

**本書の構成**

第１章 医科点数表Ｑ＆Ａ／第２章 審査支払機関における取扱い／第３章 Q&Aアーカイブ／付録『医科診療報酬Q&A（平成13年版）』

---

医療DXの今後に向けて

# 電子処方箋・オンライン資格確認Q&A

附／医療情報・システム基盤整備体制充実加算の解説

| 令和５年４月版 | 令和５年６月発刊 |
|---|---|

定価　**本体 3,500 円＋税（税込 3,850 円）**　B5判 524頁

ISBN978-4-7894-1628-3 C2047 ¥3500E

商品 No.160271

## 今後の医療DXの方向性がわかる待望の１冊！電子処方箋と，オンライン資格確認の現在をQ&Aを含めてわかりやすく解説，医療DXに関連する診療報酬についても掲載

●本書は，2030年をターゲットとした医療ＤＸの方向性や，医療ＤＸ推進の基盤となる「オンライン資格確認等システム」，「電子処方箋管理サービス」，「マイナポータル」などについて，わかりやすく解説するとともに，豊富なＱ＆Ａを掲載しています。

●医療ＤＸが進むと医療機関・薬局はもちろん，マイナンバーカードと被保険者証が一体化（マイナ保険証）され，2024年秋には従来の保険証が廃止されるなど，患者（被保険者）や保険者にも多大な影響を与えます。本書では医療ＤＸの現状とその未来図がわかるので，興味のあるどなたでもご参照いただけます。

**本書の構成**

Ⅰ 医療ＤＸの未来図とオンライン資格確認・電子処方箋の現在地を確認／Ⅱ オンライン資格確認・電子処方箋Ｑ＆Ａ／Ⅲ 附録・オンライン資格確認原則義務化と診療報酬上の特例措置等に関する参考資料／Ⅳ オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービス関係資料／Ⅴ 今後の医療ＤＸに向けた関係資料

# 医療情報システム入門 2023

| 2023 年版 | 令和 5 年 2 月発刊 |
|---|---|

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会　JAHIS 編
定価　**本体 3,300 円+税（税込 3,630 円）**　B5判 304頁
ISBN978-4-7894-2870-5 C3047 ￥3300E
商品 No.180706

## 基礎知識から最新動向（医療DX，データヘルス，オンライン資格確認，PHR，HL7FHIR，etc.）まで，病院の情報システムがこの一冊でしっかりわかる！

- 医療情報システムの第一線を担うSE執筆陣が，最新の現状分析と将来展望を示した入門書です。
- 医療関係の方，医療分野の教員・学生，システム企業で医療分野に携わる方などに広くご利用いただけます。

**本書の構成**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **第1章** | 医療をめぐる動向ガイダンス | **第7章** | 検査システム |
| **第2章** | 医療機関における医療情報システム | **第8章** | 医用画像システム |
| **第3章** | 電子カルテシステム | **第9章** | 医療情報システムの患者安全に関するリスクマネジメント |
| **第4章** | 医事会計システム | **第10章** | プライバシーとセキュリティ |
| **第5章** | 部門システム | **第11章** | 地域医療システム |
| **第6章** | 院内物流システム | **付録** | 医療情報システムの標準化について |

中小医療機関のための

# BCP 策定マニュアル

| 第 1 版 | 令和 2 年 3 月発刊 |
|---|---|

本田　茂樹　著
定価　**本体 2,200 円+税（税込 2,420 円）**　B5判 2色 160頁
ISBN978-4-7894-0620-8 C3047 ￥2200E
商品 No.160230

## 医療機関の機能確保と診療の継続のために――BCP策定の指南書

- BCP（Business Continuity Plan；事業継続計画）とは，自然災害のほか，大事故，感染症のまん延（パンデミック），テロ等の事件など，突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても，重要な事業を中断させない，または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針，体制，手順等を示した計画のことです。
- 本書は，医療機関のBCP策定の重要性と，基本的な策定の流れを示し，有事における医療機関の機能確保を目指します。
- 万が一への備えではなく，常に起こりうる事態に対応するための，必携の書です。

**本書の構成**

BCP策定フローチャート
Ⅰ　BCPとは何か
1　BCP（事業継続計画）とは何か／
2　医療機関におけるBCPの重要性
Ⅱ　防災計画とBCP
1　防災計画とBCPの関係／2　防災計画の基本を押さえる
Ⅲ　BCP策定の基本
1　医療機関のBCPを策定する前提／
2　BCPを策定する目的とその推進体制／3　BCP策定の流れ
Ⅳ　BCPの策定
1　被害想定を理解する（世の中はどうなるか）／
2　自院の被害を考える／3　重要業務の把握／
4　代替戦略（欠ける資源をどのように補うか）をBCPに落とし込む
Ⅴ　病院機能の確保と診療の継続
1　職員の確保／2　建物の確保／3　設備・医療機器の確保／
4　ライフラインの確保／5　医薬品の確保／6　情報システムの確保
Ⅵ　実効性の高いBCPのための備え
1　トリアージ／2　受援計画／3　教育および訓練／
4　情報伝達と外部機関との連携
【巻末】参考資料

# データベース商品 ／令和6年版

| 内容 | 商品名 | 概要 |
|---|---|---|
| 保険者情報 | 保険証等番号表データベース | 保険者・公費負担者の番号，記号，住所，電話番号など |
| 適応疾患・算定情報 | 検査と適応疾患データベース | 診療行為コードごとの検査・病理診断の算定情報／適応疾患，臨床的意義，検体，関連検査，告示・通知，記載要領など |
| | 処置・手術の適応疾患及び特定保険医療材料データベース | 診療行為コードごとの処置・手術の算定情報／適応疾患，手技に使用する特定保険医療材料及び使用量，告示・通知，記載要領など |
| | 特材算定データベース | 特定器材ごとの特定保険医療材料の算定情報／適応疾患，関連手技，解説，告示・通知など |
| | 医薬品別適応傷病名データベース | 医薬品コードごとの適応症／添付文書に記載されている適応傷病名を細分化して傷病名コードで収録 |
| 品目リスト・製品情報・算定情報 | 特材品目・算定データベース | 特定保険医療材料の品目情報・算定情報／品目ごとの製品情報（製品名，規格，特定器材コードなど），特定器材コードごとの算定情報（適応疾患，関連手技，解説，告示・通知など） |
| | 在宅医療のために支給できる注射薬データベース | 在宅医療で投与可能な注射薬の品目リスト／医薬品コードごとの算定情報，製品情報など |
| その他情報 | 向精神薬（長期処方減算／多剤投与）・一般名処方加算データベース | 医薬品コードごとに点数表に規定されている下記の加算・減算が対象となるものについてフラグ付け及び付加情報を付記したもの（向精神薬多剤投与，向精神薬長期処方減算，一般名処方加算） |
| | 併用禁忌データベース | 医薬品コードごとの併用禁忌情報／添付文書から併用禁忌及び併用禁忌・原則併用禁忌に該当すると判断した内容を医薬品コード対医薬品コードで収録 |
| | 病名禁忌データベース | 医薬品コードごとの病名禁忌情報／添付文書の禁忌欄に掲載されている病名を傷病名コードで収録 |
| | 重複チェックデータベース | 医薬品コードごとの成分データ，薬効データ。処方された薬剤が複数ある場合に成分や薬効での重複をチェックできる |

※詳細及び価格は出版営業部までお問い合わせください（ダイヤルイン：03-3252-7963）

# 介護報酬・障害報酬関連図書（令和6年改定対応）

## 介護報酬の解釈　1単位数表編　令和6年4月版

6月発刊予定

B5判 1,500頁予定／定価：本体5,200円＋税（税込5,720円）
ISBN978-4-7894-0504-1 C3047 ¥5200E ／商品No.110428

必要な情報を見開きで配置，一覧性に優れた定本
令和6年4月報酬改定後の全容を提示

## 介護報酬の解釈　2指定基準編　令和6年4月版

6月発刊予定

B5判 1,500頁予定／定価：本体4,800円＋税（税込5,280円）
ISBN978-4-7894-0505-8 C3047 ¥4800E ／商品No.110429

指定基準と関係通知を集成した基本書
条例制定や事業所・施設運営の一助に

## 介護報酬の解釈　3ＱＡ・法令編　令和6年4月版

6月発刊予定

B5判 1,400頁予定／定価：本体4,800円＋税（税込5,280円）
ISBN978-4-7894-0506-5 C3047 ¥4800E ／商品No.110430

厚生労働省発出のＱ＆Ａをサービス別に整理して収載
関係法令も集成，さらに実務に精通するための一冊

## 介護報酬　改正点の解説　令和6年4月版

4月発刊予定

A4判 1,200頁予定／定価：本体4,800円＋税（税込5,280円）
ISBN978-4-7894-7075-9 C3032 ¥4800E ／商品No.700065

介護報酬改定の関連資料を集成
新報酬のポイントを明快に提示した担当者必須の書

## 障害福祉サービス報酬の解釈　令和6年4月版

7月発刊予定

B5判 1,300頁予定／定価：本体4,800円＋税（税込5,280円）
ISBN978-4-7894-1735-8 C3036 ¥4800E ／商品No.160424

単位数表・指定基準からＱＡまで　すべての情報をこの1冊に集約
制度の全体像を解説，単位数表と指定基準は通知と組み合わせて掲載

## 障害者福祉ガイド　令和6年度版

10月発刊予定

B5判 800頁予定／定価：本体4,200円＋税（税込4,620円）
ISBN978-4-7894-0612-3 C3036 ¥4200E ／商品No.160562

障害児・者への支援給付から障害者福祉関連法，所得保障・職業安定まで
障害者総合支援法を中心とした障害者施策の全体像を一冊に

## 介護施設・事業所のための　BCP策定・見直しガイド

好評発売中

B5判 464頁／定価：本体3,400円＋税（税込3,740円）
ISBN978-4-7894-7055-1 C2034 ¥3400E ／商品No.700550

BCPの策定と継続的な見直しをめざす，すべての施設・事業者の方へ――
厚労省ガイドラインの策定等を手がけた著者がおくる，必携のガイド　〔令和５年４月発刊〕

# 令和6年 発刊予定一覧

| 発刊時期 | 書籍名 | 頁 | 定価 |
|---|---|---|---|
| 告示後 | 診療報酬点数表　改正点の解説　医科・調剤 | 6 | 本体 5,000 円＋税（税込 5,500 円） |
| | 診療報酬点数表　改正点の解説　歯科 | 8 | 本体 2,600 円＋税（税込 2,860 円） |
| 3 月 | 薬価基準点数早見表 | 13 | 本体 3,800 円＋税（税込 4,180 円） |
| | 保険薬事典 Plus+ | 28 | 本体 4,800 円＋税（税込 5,280 円） |
| 4 月 | 診断群分類点数表　DPC 改正点の解説 | 9 | 本体 6,200 円＋税（税込 6,820 円） |
| | 医科診療報酬点数表 | 10 | 本体 3,000 円＋税（税込 3,300 円） |
| | 歯科診療報酬点数表 | 12 | 本体 2,200 円＋税（税込 2,420 円） |
| | 薬効・薬価リスト | 26 | 本体 6,700 円＋税（税込 7,370 円） |
| | 投薬禁忌リスト | 27 | 本体 4,400 円＋税（税込 4,840 円） |
| | 検査と適応疾患 | 25 | 本体 3,300 円＋税（税込 3,630 円） |
| | 特材算定ハンドブック | 30 | 本体 5,200 円＋税（税込 5,720 円） |
| | レセプト作成テキストブック | 38 | 本体 3,900 円＋税（税込 4,290 円） |
| | 保険診療　基本法令テキストブック | 39 | 本体 2,600 円＋税（税込 2,860 円） |
| 5 月 | 保険者、公費負担者　番号・記号表 | 34 | 本体 8,200 円＋税（税込 9,020 円） |
| | 新明細書の記載要領 | 33 | 本体 3,400 円＋税（税込 3,740 円） |
| 6 月 | 医科点数表の解釈 | 14 | 本体 6,200 円＋税（税込 6,820 円） |
| | 歯科点数表の解釈 | 18 | 本体 5,000 円＋税（税込 5,500 円） |
| | 調剤報酬点数表の解釈 | 19 | 本体 4,500 円＋税（税込 4,950 円） |
| | DPC 電子点数表　診断群分類点数表のてびき | 20 | 本体 7,200 円＋税（税込 7,920 円） |
| | DPC の基礎知識 | 37 | 本体 1,800 円＋税（税込 1,980 円） |
| | 訪問看護業務の手引 | 35 | 本体 4,000 円＋税（税込 4,400 円） |
| 7 月 | 処置・手術と適応疾患＆特定保険医療材料 | 31 | 本体 5,400 円＋税（税込 5,940 円） |
| | 施設基準等の事務手引 | 22 | 本体 5,700 円＋税（税込 6,270 円） |
| | 事例で学ぶ　歯科レセプト　作成と点検 | 40 | 本体 4,400 円＋税（税込 4,840 円） |
| | 療養費の支給基準 | 36 | 本体 3,200 円＋税（税込 3,520 円） |
| 8 月 | ジェネリック医薬品リスト | 29 | 本体 3,600 円＋税（税込 3,960 円） |
| 10月 | 診療報酬とカルテ記載 | 32 | 本体 4,300 円＋税（税込 4,730 円） |
| | 看護関連施設基準・食事療養等の実際 | 24 | 本体 5,000 円＋税（税込 5,500 円） |

社会保険研究所 発行

# 社会保険旬報 ご購読のご案内

1941年からスタートした，社会保障の歴史とともに歩んできた信頼のおける定期刊行物です。医療提供に関わるすべての皆さまに，事業経営に役立つ情報をお伝えします。制度のあり方を読者とともに考える企画も打ち出していきます。

主な内容

**インタビュー 座談会**　各分野の学識者や行政の担当者，医療関係団体トップから明日につながる話題を引き出します

**論評**　医療関係者が直面する課題について，第一線の研究者による分析・考察を掲載します

**レコーダ**　講演・セミナーや行政・各種団体の会議から注目度の高いものをピックアップ。詳細に報告します

**動向**　診療報酬改定や医療保険制度改革，地域包括ケアなどの動きを多角的な情報から考察します

**レポート**　医療・介護福祉などの現場の最前線の状況を紹介します

**座標 潮流 News**　各種調査結果や審議会・中医協などの動きを正確に伝えます

**毎月3回発行**

仕様　B5判／約42頁1色
発行　毎月3回（1日、11日、21日）
年間購読料　39,600円（税込）1冊1,100円（税込）
※年間購読の場合，送料は無料です

記事見本，購読のお申込み，見本誌のご請求は
https://shop.shaho.co.jp/junpo/
TEL 03-3252-7901 まで

## 制度改正の動向を 日々更新中！

制度・実務に強い，医療・介護の情報提供サイト

登録会員 募集中！（無料）

社会保険旬報
# Web 医療と介護

URL https://media.shaho.co.jp/m/mdc5a9072f902

## 会員登録（無料）をお願いします！

最新のニュースをお届けするため，「Web医療と介護」への会員登録（無料）をおすすめします。

オンライン ブックストア
社会保険研究所

https://shop.shaho.co.jp

スマートフォン・
タブレット・PCに対応

新刊・改訂図書を特集
予約もできる
サンプルや追加情報も

マイアカウント
宛て先入力や購入履歴
確認がかんたんに

追加情報や新刊情報も
メールでお知らせ

お支払いは
クレジットカード・
LINE Pay・
コンビニ払い

LINE Pay

お買い物前の法人会員登録で請求書払い（後払い）がご利用いただけます

必要な書籍が探しやすくて，いち早く届く

社会保険研究所ブックストア　検索



株式会社 社会保険研究所 since1941

〒101-8522　千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282　☎ (03) 3252-7901　FAX (03) 3252-7977



令和６年１月作成